

# 令和元年度研究報告書

## 児童虐待に関する文献研究 社会的養護における子どもの喪失体験

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）  
共同研究者 二村 郁美（子どもの虹情報研修センター）  
西岡 弥生（子どもの虹情報研修センター）  
中垣 真通（子どもの虹情報研修センター）  
村木 良孝（子どもの虹情報研修センター）  
岡部 由茉（聖マリアンナ医科大学病院）  
富樫健太郎（藤沢相談支援ネットワーク）  
富樫真貴子（東洋英和女学院大学大学院  
人間科学研究科）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）



令和元年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究  
社会的養護における子どもの喪失体験

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)



# 目 次

第1部 子どもの喪失体験	1
Ⅰ. 本研究の問題意識 - 喪失の意味するところ	2
Ⅱ. 子どもの喪失体験	9
1. はじめに	9
2. 子どもが経験する喪失体験	9
3. 死別による喪失体験	10
(1) 子どもによる「死」の理解の発達	10
(2) 死別に伴う子どもの反応	11
(3) 死因ごとの喪失体験の特徴	12
1) 病気による死別	12
2) 交通事故など突然の事故死	12
3) 自死による死	12
4) 震災による死	13
4. 離別による喪失体験	14
5. 喪失体験が子どもに与える影響	15
6. 子どもの喪失体験の特徴	16
7. 喪失体験をした子どもへの関わり	17
8. おわりに	18
Ⅲ. 社会的養護における子どもの喪失体験	20
1. はじめに	20
2. 戦争孤児の喪失体験	20
3. 高度経済成長期から80年代までの社会的養護を必要とする子どもの状況と喪失体験	26
4. 90年代以降の社会的養護を必要とする子どもの状況と喪失体験	31
(1) 児童虐待の増加と新たな支援・治療論の展開	31
(2) 社会的養護を必要とした当事者たちの語り	33
(3) 措置入所・委託や措置変更に伴う喪失	35
(4) 歴史性の喪失と人生史の分断	37
(5) 喪失への対応: 人生の連続性を保障する取組み	38

IV. まとめ	40
1. 子どもの喪失体験の定義	40
2. 子どもの喪失体験への対応	40
3. 戦争孤児とその後の施設入所児童等に共通した喪失体験	40
4. 現在の社会的養護における子どもの喪失体験	41
5. 根底に抱える自己の喪失と実存の危機	41
6. 自己の喪失(実存の危機)への対応	42
引用文献	43
参考文献	48
資料	
資料 1-1 戦争孤児経験者の語りに関する文献(書籍)の概要	49
資料 1-2 社会的養護当事者の語りに関する文献(書籍)の概要	66
資料 2 喪失体験文献リスト	72
第2部 2019年の児童虐待に関する文献一覧	85
表 1 2019年の児童虐待に関する書籍(和書)	86
表 2 2019年の児童虐待に関する書籍(訳書)	89
表 3 2019年の児童虐待に関する雑誌特集号	90
表 4 2019年の児童虐待に関する論文	93

## 第1部

### 子どもの喪失体験

# I. 本研究の問題意識 - 喪失の意味するところ

近年、幼少期から家庭内で虐待を受け児童福祉施設に入所する子どもが増加している。虐待の逆境的体験が子どもにもたらす心身への影響についての近年の知見は、愛着障害やトラウマの後遺症、脳機能への影響、将来にわたる身体疾患や精神病理への脆弱性の高まり、社会行動上の問題化など、その深刻さを再認識するものばかりである。児童福祉施設は、彼らが抱えた重い課題の回復と健全な育ちを支える最後の砦として、日々この難問題に向き合いながら支援を行っている。

児童福祉施設の歴史を辿れば、第2次世界大戦後に急増した戦争孤児を預かった孤児院から始まる。終戦2年後の児童福祉法制定（1947年）によって、孤児院は現在の児童養護施設や乳児院などにつながる児童福祉施設種別に整理、統合された。戦中戦後の子どもたち、特に親を失い行き場をなくした戦争孤児等が経験した剥奪状況は、現代を生きる我々には想像し難い悲惨なものであった。彼らの抱えた心の傷は、深く重い。その傷の源には「喪失（Loss）」の体験がある。喪失といえば、親など重要な人との死別や離別がまずは頭に浮かぶ。戦争孤児のほとんどは親との死別を経験しており、頼るべき親を突然失うことは、悲しみばかりか、大きな不安や恐怖を伴うものとなる。

ただ、喪失は重要な人との別ればかりではない。『広辞苑』第7版で「喪失」を引くと、「なくすこと。失うこと。多く精神的なものにいう」とある。この意味からすれば、喪失の対象は親など重要な人と限定されてはいない。また「多くは精神的なもの」とあり、それは個人の心の中にある重要な何かをなくすこと、失うことと理解される。そこで、精神的な領域を扱った主だった事典での、「喪失」用語の取り上げられ方を調べる（表1）と、多くが精神分析の領域で重視している概念であることがわかる。

例えば、伊藤正男他編集の「医学大辞典」（2003, 医学書院）では、「対象喪失」の用語を掲載し、その意味を「精神分析で愛憎や依存の重要な対象を死去や別離で失うこと。失恋、親離れ、子離れも含む。フロイトは、死別後の悲哀や罪責感の心理的過程を『喪（悲哀）の仕事』と呼んだ。ポウルビーは、乳幼児期の母子関係での対象喪失を母性剥奪として重視した。対象喪失をペットの死や家庭・学校・職場・地域での愛着環境の変化や心身の健康喪失などにつき広く考察することも可能である」と解説し、精神分析の専門用語であり、心身の健康喪失など喪失対象を幅広く捉えている。

小此木啓吾編著の「精神分析事典」（2002, 岩崎学術出版社）では、「対象喪失」について、「欲動、愛、依存または自己愛の対象を失う体験を言う。それは、現実の人間のみならず、幻想の中の存在、抽象的な存在、重要な象徴的な意味を持った存在、自己自身および自己の身体などについて体験される。……悲哀 mourning は、対象喪失に対する正常な反応であるが、対象との間に深刻な葛藤があったときには、抑うつ、軽躁的高揚、喪失対象との同一視に基づく精神症状や身体疾患の増悪などの病的な反応が起こる。自己と分化した対象か、自他未分化、自己愛的同一化の対象かが、対象喪失による反応の質を規定する。……対象喪失に伴う心的な反応として、とりいれ、同一化、不安、怒り、そして mourning がある。」と解説している。このように精神分析においては、精神病理の背景にある重要な要素のひとつとして対象喪失を位置づけていることが分かる。

氏原寛他編集の「心理臨床大事典・改訂版」（2004, 培風館）、日本社会心理学会編「社会心理学事典」

(2009, 丸善)、山崎英則・片上宗二編、「教育用語辞典」(2003, ミネルヴァ書房)でも「対象喪失」(「社会心理学事典」では「喪失」)が掲載されており、その内容は「精神分析事典」の内容とほぼ同様であり、精神分析の理論に則った解説をしている。

しかし、近年の精神医学の領域においては、「対象喪失」やそれに伴う悲嘆へという視点が薄くなっているように見える。例えば、イギリスの児童精神医学の代表的な教科書ともいえる M. Rutter & E. Taylor「児童青年精神医学」(2002)には「喪失(loss)」の用語はみあたらない。ただ、第18章で「死別」を扱っており、子どもの悲哀反応等の記述がある。しかし第6版(2015)になると、「死別」の章もなくなり、死別に言及した箇所は、児童青年期の抑うつ障害群(第63章)で死別と抑うつとの関係を述べただけである。また、アメリカの教科書である Jerry M. Wiener, & Mina K. Dulcan,「児童青年精神医学大事典」(2004)も同様に「喪失」はみあたらない。喪失の悲嘆は心の奥で生じている心的現象で、近年の精神医学が統計的エビデンスを重視し、かつて精神疾患理解の重要な理論根拠としてあった精神分析理論は後方に位置づけられたためであろうか。

死別は心的トラウマともなり得、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と関連する問題でもある。PTSDについては、日本では1995年の阪神淡路大震災の際に注目され、その後東北の震災等大きな災害が発生するたびに、甚大な被害状況と共に、被災した人々やその関係者のPTSDを問題にするようになってきている。この点について村上(2012)は、「災害においては、トラウマやPTSDが注目されがちであるが、筆者は阪神大震災や、3年間に2回もの大地震に見舞われた新潟県中越地方への長期的な支援活動を通して、災害とはまさしく同時多発的な喪失体験であると考えているにいたった」と述べている。こうした見解は村上(2012)ばかりでなく、災害支援に関わった多くの専門家が支持するところである(阿部, 2011)。つまり戦争や災害などの自分を包む世界が激しく大きく急変するような究極の危機的状況に遭遇した人の心に触れたときに、その奥底から浮上してくる問題が「喪失」であり、それに目を向けなくては、その人の心を説明できないほどの重要な用語ないし概念といえよう。

近年は虐待・ネグレクトがクローズアップされ、この問題もPTSDと深く関係することが分かって来ている。そして虐待を受けて施設に入所する子どもたちを支援する臨床現場でもPTSDへの理解とその対応を重視するようになってきている。しかし、災害支援と同様に、PTSD症状へのアプローチだけでは充分とはいえない。子どもたちが支援者との確かな関係を前提に見せてくるのは悲嘆であり、その背景に喪失体験が認められるのである。彼らは、施設や里親に入所・委託にいたるまで、親も含めて重要な多くの対象の喪失を経験しており、彼らの人生の大きなテーマの一つとしてあり続けている。彼らの喪失体験に目を向けずにいることは、彼らの深い悲嘆に共感し寄り添う道を閉ざす可能性がある。それは彼らを孤立させ、悲しみと苦しみの淵に置き去りにすることを意味しまいか。そこで虐待・ネグレクトと喪失体験は密接に関連する問題と考え、Robin E. Clark et al.「子ども虐待事典」(2009)を調べてみたが、そこにも「喪失」という用語は見当たらなかった。

本研究は、戦後から現代に至るまで、社会的養護における子どもの「喪失体験」に焦点をあて親との離別や虐待等、彼らの過去の出来事との関連について扱った文献等を可能な限り詳細に調査、収集、整理して、彼らの抱えた心の課題について考察することを目的とする。まず、本研究の第1部では、子どもの喪失体験に関する論文や著書等を収集し、そこで述べられている喪失の概念を整理し、様々

な喪失体験が子どもの心にどのような影響をもたらすのか、彼らの喪失の悲嘆に対してどのようなアプローチが必要であるかについて、記述されている内容を整理し、まとめる。

その上で、第2部では、社会的養護における子どもに焦点を当て、彼らの経験してきた（している）喪失体験について、戦後、戦争孤児として孤児院に収容された子どもたちから、現代の重要課題である児童虐待を受け児童福祉施設に入所する子どもたちにいたるまで、その時代の著書や報告書、あるいは当事者の語りなどを収集し、彼らが喪失したものは何か、それによる心身への影響、彼らの喪失に社会や支援者はどのように理解し、対応してきたか、望まれる支援や手当てはどのようなものなのか等について、記述内容を整理し、考察する。

（文責 増沢 高）

表 1. 主だった事典等における「喪失」概念の扱い

領域	「喪失」及び「対象喪失」記載なし	文献	内容
医療	記載なし	World Health Organization. (1992). <i>The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders : Clinical Descriptions and Diagnostic guide lines</i> . World Health Organization. 融道夫・中根允文・小見山実(監訳)(1993). ICD-10 精神および行動の障害—臨床記述と診断ガイドライン. 医学書院.	「喪失」用語記載なし
「対象喪失」		伊藤正男他(編)(2003). 医学大辞典, p.1528.	「精神分析で愛憎や依存の重要な対象を死去や別離で失うこと。失恋、親離れ、子離れも含む。フロイトは、死別後の悲哀や罪責感の心理的過程を「喪(悲哀)の仕事」と呼んだ。ポウルビーは、乳幼児期の母子関係での対象喪失を母性剥奪として重視した。対象喪失をペットの死や家庭・学校・職場・地域での愛着環境の変化や心身の健康喪失などにつき広く考察することも可能である」
「喪失」		内菌耕二・小坂樹徳(監修)(2002). 看護学大辞典 第5版. メヂカルフレンド, p.1315.	「その人にとって大切なもの、愛情や愛着の対象を失うことをいう。喪失には、悲しみや思慕、恨み、無力感等の感情が伴い、それらを言語的・非言語的に表出することで喪失の苦痛を和らげられることができる。喪失には大切な人やペットの別離や死別といった対象喪失、引越などによる慣れ親しんだ環境の喪失、退職などによる地位や役割の喪失、自分の所有物や能力の喪失、自分の誇りや理想

		<p>Jerry M. Wiener, &amp; Mina K. Dulcan.(2004).<i>Textbook of Child and Adolescent Psychiatry.3rd Edition</i>.American Psychiatric Publishing.  齊藤万比古・生地新 (総監訳) (2012). 児童青年精神医学大事典,西村書店.</p>	<p>の喪失等が含まれる。…さらに身体的自己を喪失すること…が含まれる。対象喪失のなかでも死別による深い悲しみや絶望、混乱などの心理的反応は喪の作業、悲嘆の過程と呼ばれている」</p> <p>「喪失」用語記載なし</p>
<p><b>記載なし</b></p>		<p>American Psychiatric Association.(2013). <i>Diagnostic and statistical manual of mental disorders 5th Edition. [DSM-5]</i>. Washington, DC: American Psychiatric Association.  高橋三郎・大野裕 (監訳) (2014). DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル,医学書院.</p>	<p>「喪失」用語記載なし</p>
<p><b>記載なし</b></p>		<p>Rutter, M. &amp; Taylor, E. (2002). <i>CHILD AND ADOLESCENT PSYCHIATRY, 4th Edition</i>. Blackwell Publishing: Oxford. 長尾圭造・宮本信也 (監訳) (2007). 児童青年精神医学 【原書第4版】. 明石書店.</p>	<p>「喪失」用語記載なし</p>
<p><b>記載なし</b></p>		<p>Anita Thapar, Daniel S. Pine, James F. Leckman, Stephen Scott, Margaret J. Snowling, &amp; Eric Taylor (2015). <i>RUTTER'S CHILD AND ADOLESCENT PSYCHIATRY, 6th Edition</i>. John Wiley &amp; Sons : New Jersey. 長尾圭造・氏家武・小野善郎・吉田敬子 (監訳) (2018).ラター児童青年精神医学 【原書第6版】. 明石書店.</p>	<p>「喪失」用語記載なし</p>

心理	「対象喪失」	小此木啓吾(編)(2002). 精神分析事典. 岩崎学術出版社, p.319.	「欲動、愛、依存または自己愛の対象を失う体験を言う。それは、現実の人間のみならず、幻想の中の存在、抽象的な存在、重要な象徴的な意味を持った存在、自己自身および自己の身体などについて体験される。…悲哀 mourning は、対象喪失に対する正常な反応であるが、対象との間に深刻な葛藤があったときには、抑うつ、軽躁的高揚、喪失対象との同一視に基づき精神症状や身体疾患の増悪などの病的な反応が起こる。自己と分化した対象か、自他未分化、自己愛的同一化の対象かが、対象喪失による反応の質を規定する。…そして mourning がある。…」
「対象喪失」	氏原寛他(編)(2004). 心理臨床大事典 改訂版. 培風館, pp.992-993.	「対象喪失とは、①愛情や依存対象の喪失…これを契機にうつ病を発症することもある。この場合は、対象と自己が対象喪失以前に情緒的に未分化なため、対象喪失が自我喪失になってしまう点にその病理の根源がある。…②住み慣れた社会的・人間的環境や役割からの別れ……③自分の精神的抛り所となるような自己を一体化させていた理想・国家・学校・会社・集団の心理的喪失、自己価値の毀損・低下…④自己所有物の喪失…⑤最後に身体的自己像の損傷…これらの対象喪失は、それぞれの発達期や年代に応じた特有の課題と結びついて体験され、回復過程も大きく異なる。このような対象喪失に伴う悲哀 mourning の心理過程をフロイトは喪の作業 mourning work とよんだ」	
「喪失」	日本社会心理学会(編)(2009). 社会心理学事典. 丸善, pp.212-213.	「人生において最も辛くて悲しい出来事の1つに、愛する人との別れがある…大切にしていた物やペット、慣れ親しんだ環境や仕事、さらには若さや健康な肉体までも…何か大切なものを失う体験は、専門的には「喪失」あるいは「対象喪失」として概念化されている。…喪失に関しては、さまざまな視点から類型化がなされている。…段階モデルは、喪失の心理や回復過程を説明するうえで、非常に有力ではあるが、一方で個人的な経験を一般化することへの批判も少なからず存在する。…」	

		藤永保 (編) (1981). 心理学事典. 平凡社.	「喪失」用語記載なし
教育	「対象喪失」	山崎英則・片上宗二 (編) (2003). 教育用語辞典, ミネルヴァ書房, p.356.	「対象喪失とは愛情や依存を向けている重要な対象を失うことである。…近親者との死別や生別…住み慣れた環境を失うこと…体の一部を失うこと…心の中だけで生じるもの…がある。…対象喪失によって喪の作業あるいは悲哀の作業という心理的過程が起こる。…」
	「対象喪失」	土居健郎(監修) (1996). 学校メンタルヘルス実践事典, 日本図書センター, pp.737-738.	「自分が親しく思っていた人、一体感を持っていた人、慣れ親しんだ環境、長年取ってきた役割など、愛情や依存対象を失い、心の空洞感や寂しさにつつまれる体験のこと。…さまざま感情が起こることもある。その喪失感が大きく、ストレスが強すぎる場合、パニック状態になったり、うつ的な状態になったりする。失われた対象との関係を整理、修復していくために、心理的な「喪の仕事」をすることが必要になってくる」
社会	「喪失」	新村出(編) (2018). 広辞苑 第7版. 岩波書店, p.1690.	「なくすこと。失うこと。多く精神的なものにいう」
	記載なし	Robin E. Clark, Judith F. Clark, & Christine Adamec. (2007). <i>The Encyclopedia of Child Abuse 3rd Edition</i> . New York: Facts on File. 小野善郎・川崎二三彦・増沢高(監修)(2009). 詳解 子ども虐待事典, 福村出版.	「喪失」用語記載なし
	記載なし	比較家族史学(編)(1996). 事典 家族. 弘文堂.	「喪失」用語記載なし
	記載なし	日本文化人類(編)(2009). 文化人類学事典, 丸善.	「喪失」用語記載なし

## II. 子どもの喪失体験

### 1. はじめに

1940年代、乳児院で育てられた乳幼児を観察し、施設入所の子どもにみられる身体的・情緒的発達の遅れや心身への悪影響をホスピタリズム（施設症）と総称した Spitz（1945）は、母親との離別体験が乳幼児に抑うつ状態（anaclitic depression 依存抑うつ）を引き起こしうることを見出した。抑うつ状態となった乳幼児は社会的関わりからの引きこもり、体重減少、睡眠障害といった状態を呈すが、これは今日明らかにされている喪失体験後の抑うつ状態と酷似している。彼のホスピタリズムに関する研究は、母性的養育が乳幼児の健康な精神発達に不可欠であることを提唱した J. Bowlby の愛着理論に影響を与えている。

Bowlby の愛着理論（1969；1973；1979；1980）では、乳幼児期における愛着形成は、子どもの心身の発達に必要不可欠であるとした上で、その対象を喪失することの悲嘆とその影響の重大さについて論じられている（金谷，2015；久保田他，2020）。森（1995）は、Bowlby の対象喪失の理論を踏まえて、「子どもの悲しみの世界」を執筆し、様々な事例を通して喪失の悲嘆とその影響を述べている。

現在、乳幼児期における愛着対象との分離や喪失体験などの対象関係の質は、後の人格形成に関係するものと考えられている（山上・松尾，1998）。山本（2015）は、子どもの喪失体験について、「子どもであれ大人であれ、ひとは大切な人との絆に支えられてはじめて元気に生き抜くことができる。その当たり前の真実は、喪ってみてはじめて実感される。」とした上で、大切な人に守られ、愛されていると実感する体験を奪われた子どもたち、すなわち、虐待を受けている子どもや、離婚等で親と離別させられた子ども、突然家族と死別した子どもたちについて、代替りの養育者が得られない限り、急速に心のエネルギーを奪われ、つらい悲しみや苦しみの感情にのみ込まれてしまう可能性があり、やがて喪失の記憶は心に深く刻み込まれ、いろいろな形でその後の発達や人生に影響を及ぼすとしている。

このことは現在の精神医学診断においても重視されており、DSM-5 においては、安定したアタッチメント形成の機会を制限することになる、主たる養育者の頻回な変更は、反応性愛着障害の診断の前提基準（基準 C）として挙げている（American Psychiatric Association, 2013）。このように、幼い子どもにおいて、離別や死別といった喪失体験は、その後の発達に深刻な影響を及ぼしうるものといえる。

### 2. 子どもが経験する喪失体験

子どもが経験しうる喪失には、様々なものが考えられる。森（1995）は、悲嘆の起源となりやすい喪失の対象を、次の5群に分けて整理している。第1群は、親密感や一体感を抱いていた「人物」の喪失、第2群は、かわいがっていた「動物」や使いなじんでいた「物」の喪失、第3群は、慣れ親しんだ「環境」の喪失、第4群は、自分の身体の一部の喪失、第5群は、目標や自分の描くイメージの喪失である。さらに森（1995）は、子どもの喪失の特徴として、次の5つを挙げている。1つめは、依存し愛着する存在である養育者の喪失は、生存が脅かされる体験となること、2つめは、人生経験が少ないために、身近な対象に対して愛着を示しやすく、大人が感じないようなことでも喪失体験となりやすいこと、3つめは、人格が未熟であるため、対象喪失によって生じる悲哀感情をうまく処理

できないこと、4つめは、知的な理解力や自覚する力が乏しいために、対象喪失を、意識領域よりもはるかに無意識領域で体験すること、5つめは、言語力が乏しいために、体験を行動や身体で表現することが多いことである。

Goldman (2000) は、子ども時代に起こりうる喪失について、「関係」「物」「環境」「自己」「スキルや能力」「習慣」「将来の喪失、おとなからの保護の喪失」という7つの観点でまとめている。「関係の喪失」とは、家族や友だち、ペットといった大切な存在の死や不在に加え、アルコール依存や薬物、離婚などによって、親が親の役割を果たさないといったものである。「物の喪失」とは、毛布やテディベアといったお気に入りのおもちゃ・物の喪失や、日記や贈り物などを窃盗や置き忘れ等によって失うことなどである。「環境の喪失」とは、自然災害や、転居、転校、家族構成の変化、および家族との別離などである。「自己の喪失」とは、歯や腕、目などの身体の一部の喪失と、身体的・性的・情緒的・剥奪的虐待等による自己価値の喪失などである。「スキルや能力の喪失」とは、落第や、病気・身体的障害などである。「習慣の喪失」とは、食事のパターンや日常生活の変化などを含むものである。たとえば、通学で毎日バスに乗っていて交通事故に遭った子どもが、その後一切バスに乗らなくなるといったことが挙げられる。最後に、「将来の喪失・おとなからの保護の喪失」とは、役割モデルの喪失や、学習に対する意欲の喪失などを含むものとされている。

また、高橋 (2016) では、喪失体験を、「別離としての喪失」「心理社会的喪失」「あいまいな喪失」の3つに分類している。「別離としての喪失」は、家族・友人などの大事な人の死や、両親の離婚などによる離別、災害などによる家や思い出の品などの喪失を表す。「心理社会的喪失」は、虐待・いじめ・DV などによる、信頼・夢・自尊心・安全等の喪失体験や、死別離別に伴う生活の変化による、日常・安全・未来の展望などの喪失体験を表す。そして、「あいまいな喪失」は、行方不明によって存在しているかがわからない状態や、気分障害や統合失調症などによって大切な人の人格が変わることにより、存在はしているものの、それまでのその人と異なるというような状態を表すものとされている。高橋 (2016) ではさらに、喪失体験の特徴として、父親を亡くした子どもは、父親という存在を失うだけでなく、「両親が揃っている家庭」や「経済的安定」、「今まで描いていた未来」、「習い事」を失うことになったり、「転居・転校」を余儀なくされたりといったように、喪失体験は、必ずいくつかの喪失体験と複合的に生じるため、その問題は多岐にわたるとされている。

このように、喪失体験には多様なものがあり、その一つひとつがそれぞれに子どもにとって大きな意味を持つものといえる。その中でも以下では特に、子どもの喪失体験に関する文献の中心的な部分を占める、大切な人との死別および離別に焦点を当てて、その特徴や影響をまとめていく。

### 3. 死別による喪失体験

#### (1) 子どもによる「死」の理解の発達

死についての理解は発達段階に応じて異なり、その理解の仕方によって、死別を経験した際の子どもの反応も異なってくると考えられている (荃津, 2012)。死の理解の発達については、これまでに、不動性 (生命を維持するためのすべての機能が停止すること)、不可逆性 (一旦死ぬと生の状態には戻らないということ)、普遍性 (生物にとって死は避けられないものであるということ)、原因性 (死

をもたらす要因のこと)、必然性(自分自身を含めたすべての生物が死ぬということ)といった側面に焦点を当てた検討がなされてきた(辻本, 2010)。子どもの死の理解は、生まれ育った文化や環境によって異なる側面があるが(Bowlby, 1980; 仲村, 1994; 高橋, 2016)、4歳ごろから一部の概念を理解し始め、5歳から7歳の間に、不動性、不可逆性、普遍性といった死の概念を獲得し、10歳までに死に関する概念全般を理解するようになることとされている(辻本, 2010)。幼児期の子どもは、まだ死の不可逆性の理解があいまいであるため、死を一時的な現象として受け止め、亡くなった人について、「いつ起きるの?」や「いつ帰ってくるの?」などと尋ねることも少なくない(荃津, 2012; 佐藤, 2012; 高橋, 2016)。

特に、幼児期には、その思考の自己中心性から、大切な人の死を自分の死と関連づけ、自分のせいで大切な人が亡くなってしまったと思ってしまうことがある(西田・高橋, 2013)。荃津(2012)によると、児童期は、死の問題に関心を寄せ、何が起きているのか、なぜ死んだのか、これから先どうなるのか、死んだらどうなるのかなどを知りたいという思いを強く持つ時期とされている。また、思春期は、アイデンティティの確立を模索する時期であり、その時期に身近で大切な人の死に直面することは、死の理不尽さや死への恐れ、自らの存在そのものの不確かさや混乱などといった複雑な感情を引き起こし、情緒的な不安定さをもたらす可能性があることとされている。

## (2) 死別に伴う子どもの反応

大切な人との死別に伴う子どもの反応について、荃津(2012)は、「感情的反応」「行動的反応」「身体的反応」の3つに分類している(表1)。荃津(2012)によると、子どもは、いつも以上に元気に振る舞ったり、寂しさや悲しさを示さず何事もなかったかのように振る舞ったりすることもあるが、これは、自分に起きていることが受け入れられず混乱し、どのように悲しみを表現すればよいかわからないために生じているものであり、このような反応も、子どもの強い悲しみの表現の1つとして理解することが重要であるとされている。また、子どもは大きなストレスに十分に対処する術を持っていないために、大切な人との死別を経験した際、その悲しみが、亡くなった本人や他の家族に対する怒りとして表現されたり、学校における衝動的・攻撃的な振る舞いとして表れたりすることもあるとされている。佐藤(2012)は、喪失体験をした子どもの反応について、「感情的反応」「行動的反応」「身体的反応」の3つに加え、「スピリチュアル的反応」を含めた4つに分類している。スピリチュアル的反応としては、生きている意味の喪失感・戸惑いといった意味の混乱や、信じていたものが信じられなくなるといった信念の崩壊、安全や信頼の喪失感などが挙げられている。

表 1. 死別に伴う子どもの反応

感情的反応	悲しみ、怒り、恐れ、不安、気分のむら、抑うつ、罪悪感
行動的反応	泣く、退行、攻撃的な行動、乱暴、落ち着きのなさ、親のそばを離れない、はしゃぐ、興奮、引きこもりがちになる、何事もなかったような振る舞い、活気がないなど
身体的反応	頭痛・腹痛などの痛み、体がだるい、めまい、食欲がない、眠れないなど

荃津 (2012)

### (3) 死因ごとの喪失体験の特徴

死別によって子どもが経験する喪失体験の内容は、死因によって性質が異なる（遠藤，2008；山本，2015）。西田・高橋（2013）では、(1) 病気による死別、(2) 交通事故など突然の事故死、(3) 自死による死、(4) 震災による死という4つに分類されている。

**1) 病気による死別** がんなどの病気の場合には、一定程度の闘病期間があることが多いため、子どもと病気について話し、理解を深めるための関わりをする時間や機会を設けることができる可能性があるケースといえる。しかし実際には、子どもは、親が病気であることを知らされないままに死を経験する、あるいは、死の直前に知らされることにより、突然死に近い形で死別体験をすることが多い（西田・高橋，2013）。その原因としては、幼い子どもを気遣わせるとかわいそうということや、病気になった本人や配偶者自身が病気のことを受け止めることに精一杯で、子どもに伝えることを躊躇することなどが考えられる（小林，2016；西田・高橋，2013；横山，2017）。

また、奥山（2008）は、年齢が低いほど喪失の予測は困難であり、子どもは病気の内容を聞く機会も少なく、聞いても死と結びつけることができないこともあり、ほとんどが予測できない喪失として経験されるとしている。しかし、それは周囲の大人がその死を予測できているかどうかにより、予測できている場合には、遺された子どもにどのように対応するかの準備ができるのに対し、突然の喪失の場合には、子どもへのケアが忘れられがちになることが少なくないとしている。

**2) 交通事故など突然の事故死** 突然の死は、大人を含む家族全員が、どのように受け止めてよいかわからない状況に襲われる（西田・高橋，2013）。また、突然の死を経験した場合には、学校や仕事に出かける際に、遺された家族とももう会えないかもしれないというような感情に襲われ、長く持続する可能性があるとされている。警察庁交通局交通企画課（2018）では、12歳で父親を交通事故で亡くした後の経験として、母親がいないと交通事故に遭ったのではないかと感じたということや、母親が悲しんでいるため、相談したいことがあってもできなかったということ、経済的な不安や将来への不安を感じたことなどが挙げられている。また、一定期間を経てからの経験としては、突然父親が病室で横たわる姿が浮かんで、人は死ぬときは死ぬのだから勉強をしても無駄かもしれないと感じたことや、父親が亡くなった年齢の前後には自分にも何かあるのではないかと感じたことなどが挙げられている。

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付交通安全対策担当（2012）によると、交通事故による死別の中でも、加害者がいる場合には、悲しみのショック状態から落ち着きを取り戻す過程で、加害者を責める気持ちが強くなるとされている。そのような中、加害者や社会に対する強い怒りを抱えている状態について、つらさや理不尽さを感じることもある。また、加害者の態度に憎しみや怒りを感じたり、事故後の対応などで納得のいかないことがあったりした場合には、他人が信じられないという気持ちを持ちやすくなるとされている。

**3) 自死による死** 自死遺児は、親が自殺したことで受けた様々な痛みから、心の安定が損なわれたり、社会の偏見から、親が自死で亡くなったと言えなかったり、親の死因を不自然なまでに周囲に隠さなければならないと感じたり、自分の気持ちを誰にも言えなかったりといった状況に追い込まれがちである（西田・高橋，2013）。遠藤（2008）では、自死遺児は、親の自死について、学校の友だ

ちや近所に知られることに恐怖を感じることもあるとされており、父親の話が出て自死について話さなければならなくなることを避けるために、友だちを作らずに一人で過ごし、内向的になっていった高校生の事例が紹介されている。また、借金が原因で亡くなった場合には、借金を返済しながら子育てをしなければならず、その遺族の喪失体験は悲嘆だけに留まらず、経済的にも社会的な人間関係においても複雑なものになるとされている（西田・高橋, 2013）。

遠藤（2008）は、自死遺児 95 名、がん遺族 506 名を含む、1525 名の奨学生を対象として質問紙調査を実施し、自死遺児が経験した感情についてまとめている。その結果、「悲しかった（63.2%）」や「つらかった（58.9%）」、「さびしかった（56.8%）」という感情が多かったことに加え、「納得できなかった（47.4%）」が多くみられた。この「納得できなかった」という感情については、がん遺児では 27.1%、他の災害や病気等での死も含めた全体では 29.1% であり、他の死因の場合と比べて、自死遺児では、親の死について理不尽な思いを抱えている割合が高いことが窺える。自死に理不尽な思いを抱く遺児が多い理由について、遠藤（2008）は、自死は、親の早すぎる死という思いだけではなく、他の死とは異なる意味づけがなされる側面があり、「自ら死を選んだ」ように感じられる点を挙げている。副田（2000）も、自死遺児に特有の問題として、親が自死した事実を認識することが遺児に与える強い心理的衝撃を挙げており、その本質は、自死が、病死や災害死などと異なり、自らの意志で選択する死であることにより、親から遺棄されたことのショックを感じるためとしている。

また、遠藤（2008）では、死別した親に対して感じた気持ちについて、自死遺児では、「私のせいで親が亡くなったと思う（32.6%）」と「腹がたった（26.3%）」という気持ちを経験した割合が、がん遺児（それぞれ 9.1%、6.3%）や、他の死因も含めた遺児全体（それぞれ 12.1%、9.3%）と比べて高いことが示されている。

副田（2000）によると、自死者は自死を図るに先立って、自死を阻止してほしいというシグナルを周囲の人に出し続けることが知られている。そのシグナルは周囲の人びとに解読され、自死の防止の努力が行われるものの、その隙について自死が生じてしまうことが多い。このことによって、自死遺児は、自分が親を死なせてしまったという強い罪悪感を持ち、苦しむことにつながるとされている。

**4) 震災による死** 震災では、地震や津波、火災といった恐怖を感じる体験に加え、家族や親戚、友人といった大切な人を亡くしたり、転居や転校を強いられ、家や学校、住み慣れた町を失ったり、教科書やサッカーボール、ピアノといった学習や文化を支えるものを失ったり、もともと住んでいた町が整備され故郷の風景が失われたりするなど、いくつもの喪失が重ねて経験されることとなる（高橋・佐藤・西田, 2013；高橋・瀬藤, 2019）。

また、家族が行方不明となっていて遺体が見つからない場合などは、「あいまいな喪失」と呼ばれる（高橋・佐藤・西田, 2013）。あいまいな喪失には、「心理的には存在しているのに身体的には存在していない」場合と、「心理的には存在していないのに身体的には存在している」場合の 2 つのタイプがある（Boss, 2006）。Boss（2006）によると、1 つめのタイプは、愛する人が身体的に失われている状態とされている。たとえば、地震や災害などの自然災害において行方不明となっている場合には、その人が生きているのか死んでいるのかがわからず、死を確認できないため、家族は、行方不明になっているその人をあきらめるべきなのか、戻ってくるまで待っているべきなのかがわからず、

家族のプロセスが凍結してしまうとしている。2つめのタイプは、人が心理的に不在になること、すなわち、情緒・認知のレベルで失われている状態である。認知症や精神疾患、薬物依存等により、その人が身体的にはその場にいるものの、その人ではないと感じるような状態が挙げられている。高橋・瀬藤（2019）は、震災等によって家族が行方不明となった子どもたちにとっては、この2つのあいまいな喪失が同時に体験されている可能性があるとしている。すなわち、大切な人が突然目の前から消えてしまったというタイプ1の喪失だけでなく、大人が行方不明者の搜索に懸命であったり、疲れ果てていたり、深い悲しみの中にいたりすることで、十分に養育をしてもらえなかったり、子どもを幼すぎると考えて大人が十分な説明をせずに、隠しごとをしていたりすると、子どもにとって大人は「いつもと異なる存在」となり、タイプ2の喪失についても経験されることになる。そのような中で、子どもは、疎外感や孤独感、理不尽さなどを感じながらも、口に出せないといった状況が起りやすくなるとされている。

#### 4. 離別による喪失体験

Wallerstein & Blakeslee（1989）は、両親の別居や離婚から10年経過した113人の子どもにインタビュー調査を行った結果、離婚の影響は長期に及んでおり、離婚による心への痛手は時間が癒すものではなく、鮮明に心に刻まれ、その後の価値観や生きる姿勢に影響を与えていることを見出している。離婚に直面した子どもが克服しなければならない課題として、「離婚を理解する」「うまく距離を置く」「喪失感に対処する」「怒りに対処する」「罪悪感を払拭する」「離婚の永遠性を受け入れる」「恋愛のチャンスをつかむ」を挙げ、そのためのカウンセリング等の支援が必要であると述べている。

現在の日本では、3組に1組の結婚が離婚に至っており、その4割が、結婚5年未満での乳幼児を抱えての離婚である（棚瀬, 2012）。棚瀬（2014）は、親の離婚や再婚を経験した子どもにみられる影響として、①反社会的な行動、②対人関係の困難、③抑鬱状態、④学習困難、⑤中途退学、⑥心理的・身体的健康の問題、⑦行動上の問題、⑧教育程度の低さ、⑨生活水準の低さ、⑩結婚生活における満足度の低さ、⑪離婚の危険性・ひとり親になる可能性の11点を挙げている。このように、一般的には、離婚や再婚は長期にわたって子どもたちにさまざまな影響を及ぼし、離婚を経験していない子どもに比べて、経験している子どもにおいて、よくない結果が示されている。

棚瀬（2014）によると、離婚は大きな移行期であるため、どのような子どもであっても、離婚後1・2年は不適応状態に陥ることがあるとしている。その後、対応がよければ、1～3年ほどで再適応できるが、連れ去り別居等の悪条件が重なった場合には、10年、20年、あるいは一生にわたって離婚後の適応が非常に悪くなり、さらに世代間連鎖も起きてくるとされている。再適応を妨げる悪条件としては様々なものが考えられるが、その中でも「同居親の適応の悪さ」について、同居親が離婚の過程で傷つき、適応が悪くなると、親として機能できなくなり、子どもが成長を加速化させて疑似成熟するという役割逆転が非常に多く生じるとされている（棚瀬, 2012；2014）。このことは、長期にわたって続くことにより、子どもにとって、子ども時代を失うことにつながる。また、日本の離婚に特殊な状況として、説明を伴わない突然の別居である「連れ去り」がある。これは転居や転校を伴うため、子どもの大切な周囲とのつながりが突然断ち切られることになり、非常に大きな悪条件になる。さら

に、親の離婚によって姓が変わるだけでなく、子どもの名前や漢字を変える親もおり、その場合には、子どもにとってアイデンティティを変えられてしまうことになり、最も大きな悪条件となるとされている。また、離婚によって、監護親が長時間労働を行わなければならないことも多く、その場合には、二重の喪失が生じ、子どもが一人で育つという状況になってしまうとされている。

また、棚瀬（2014）によると、離婚は、結婚5年未満で生じることが非常に多く、子どもが胎児の段階から夫婦間に葛藤があることも少なくない。このように、葛藤が高く、夫婦間での争いが絶えない場合には、望まぬ妊娠である可能性も高く、愛着関係が築けなかったり、情緒的応答性の高い関わりができなかったりするため、生後3歳までの別居離婚は、後の虐待にもつながっていくとされている。また、父親が面会交流を求めてきていても、母親がそのことを子どもに告げない場合、子どもは、自分が父親から望まれていないと感じてしまい、自己肯定感が低くなったり、基本的信頼感が欠落してしまったりもする。また、3～5歳には、自己中心性が高まるため、子どもは、親の離婚を自分のせいだと考えやすくなり、自責の念から過剰適応することがあるとされている。この点について、奥山（2008）は、年齢が低いほど、自分中心に考えて「自分のせいでなくなった」と考えがちであるとしている。また、父親、あるいは母親が急にいなくなった経験から、もう一人の親もいなくなるのではないかという不安を感じることで、分離不安や見捨てられ不安につながることもあるとしている。

以上のように、離婚による子どもへの影響は大きいものがある。日本での離婚率は欧米諸国並みに上昇してきている。しかし、両親が離婚した子どもへのケアについては、欧米諸国に比べて充分とはいえない現状があり、日本の課題といえよう。

## 5. 喪失体験が子どもに与える影響

西田・高橋（2013）では、死別が子どもに与える影響について、次のように記されている。親を亡くすと、経済的な変化が生じ、子どもが担う家事の割合も大きくなりがちである。また、配偶者を亡くして遺された親も悲嘆の中にあり、今まで親に気軽に相談できていたこともできなくなったり、元気がない親を見ると、子どもは元気にふるまい、親を励まそうとしたりもする。このように、親との死別は、子どもの話を聞いてくれる大人が1人いなくなっただけではなく、子どもが子どもでいられる時間や場所を失いがちでもあるとされている。また、子どもが父や母の役割を背負わざるを得ない状況もあり、家族成員の変化は、家庭内における子どもの役割の変化をももたらす。特に、経済力が影響を受けると、その後の生活が大きく左右されることになる。食事内容や住居、学習環境が変わったり、習い事ができなくなったり、家族（親類）関係が変わる、遺されたもう1人の親と一緒にいる時間がなくなるなどのことが生じてくるとされている。さらに、経済的な問題は子どもの学習にも強く影響し、経済的な問題から進学を諦めたり、人生の選択で妥協せざるを得なかったりという状況に陥る子どもも少なくないとされている。

奥山（2008）によると、親を亡くした場合、遺された方の親にとっても強い喪失体験となるために、自己のケアで精一杯となり、子どもが十分なケアを受けられなくなるということもよく経験される。また、失った人が、祖父母や兄弟など、直接のアタッチメント対象ではないときには、その後いかに親などのアタッチメント対象が子どもをケアできるかという点が、その後の子どものメンタルヘルス

の鍵となることが多い。しかし、祖父母との死別の場合には、実の親を失った親自身の喪失感によって、気持ちが子どものケアに向かないおそれがあるとされている。また、子どもの兄弟、すなわち、親が自分の子どもの一人を突然に失ったときには、親のトラウマ性が高いため、親の罪責感が強くなり、遺された子どもへのケアがないがしろにされたり、遺された子どもが亡くなった子どもの身代わりをさせられたりするなど、歪んだ関係になる危険性もあるものとされている。

## 6. 子どもの喪失体験の特徴

子どもの喪失体験の特徴として、第1に、自責感を持ちやすいことが挙げられる（荃津，2012；西田・高橋，2013；奥山，2008；高橋，2016）。幼い子どもは自己中心的な思考の特徴を持っており、物事を多面的に捉えることが難しいため、「自分が悪いことをした結果、お母さんが死んでしまった」や「あの時、私が〇〇をしなかったからお父さんは事故に遭ったんだ」といったように、大切な人の死を自分の行動と関連づけて捉え、時に理にかなわない形で、強い自責の念を抱きがちである（荃津，2012；高橋，2016）。これらは、子どもによる「よい子にしていたら帰ってくる？」「悪い子だからどこかに行っちゃったの？」などの表現に表われているものとされている。また、このような自責感は、自己評価の低下にもつながる（奥山，2008）。この時期には、死別やその他の別れについて、誤解のないように、子どもにわかる言葉で伝えることが非常に重要となる（荃津，2012）。

第2に、一見すると、悲しんでいないように見える悲嘆の表現をすることがある点が挙げられる（荃津，2012；佐藤，2012）。たとえば、佐藤（2012）では、東日本大震災後の電話・メール相談で寄せられた、喪失体験をした子どもの反応として、「津波ごっこや地震ごっこをしている」「水死体や悲惨な状況を比べあっている」「何もなかったかのように平然と過ごしている」などが挙げられている。しかし、このような反応は、子どもが自分の悲嘆を表現するための言葉や方法を十分に身につけていないことによるものであり（荃津，2012）、子どもの反応を理解するためには、言葉よりも行動で表現されやすいこと、潜在的な感情が存在すること、そして、大人の想像を超える反応があることを十分に認識する必要がある（佐藤，2012）。また、子どもによっては、取り乱していたり、過度に活動的であったり、それまでにできていたことが急にできなくなったり、学校で落ち着かず学業に集中できなくなったり、普段よりも怒りっぽくなり、物や友だちに八つ当たりをしたりといったこともある。しかし、これらの反応は、周囲から悲嘆の表れとして理解されにくく、大人側からは「問題児」とみなされてしまうことも少なくない（Bowlby，1980；西田・高橋，2013；佐藤，2012）。子どもが示す上記のような様々な反応については、大人側の理解不足によって、時に、「子どもは大人より早く悲しみから回復する」「すぐに忘れる」「すぐに立ち直る」「子どもだからよくわかっていない」「必要以上のことは言う必要がない」「葬式に連れて行かない方がよい」などの誤解につながり、そのことがさらに、子どもが感情を表現する機会を奪うことになるものとされている（荃津，2012）。また、幼児・児童の場合にみられる症状としては、トイレに行けなくなる、自分でご飯を食べられなくなる、親から離れられない（西田・高橋，2013）といったことや、赤ちゃんがえり、寝小便の再発、一人寝ができない（倉戸，2015）といったことが挙げられている。

## 7. 喪失体験をした子どもへの関わり

喪失体験は、子どもに大きな衝撃をもたらすものであるが、その後の経過については、子どもに対する関わりのあり方によって大きく異なる。喪失体験をした子どもへの関わりについては、適切な関わりと適切ではない関わりおよびその理由について、複数の文献において提言がなされている。以下では、それらの内容について紹介を行う。

Bowlby (1980) は、親を亡くした子どもの悲哀が好ましい過程をたどるために要求される状況について、次の3点を挙げている。第1に、喪失前に子どもが両親と適度に安定した関係を結んでいること、第2に、子どもに直ちに正確な情報が与えられ、いろいろな質問をしたり、葬儀等の家族の喪への参加を含め、家族と悲哀を分かち合ったりすることが許されること、そして第3に、遺された親、あるいはそれが不可能であれば子どもと親密な代理者が存在し、子どもの慰めになり、その関係がその後も維持されるという保証があることである。

Bowlby (1980) は、死別（・離別）について子どもに適切な説明をしないことを不適切な関わり の例として挙げている。遺された親は、子どもに死のことを認識させ悲痛を知らせることによって、子どもを苦しめてしまうことを避けたいと考えるため、親にとって、死について子どもに伝えることは、非常に困難で躊躇されることである。実際に子どもたちは、親や大切な人の死について、必要な説明をされなかったり、説明を受ける時期が非常に遅くなったり、葬儀に出席しなかったりということが多くみられる (Bowlby, 1980)。そして、多くの子どもたちが、自分の親が亡くなった理由や原因、そしてその結果生じたことについて知りたいと強く思っているにもかかわらず、子どもたちの質問はそらされたり、黙殺されたりしやすく、そのような雰囲気の中にあることで、次第に子どもたちは質問をしなくなっていくとされている。また、大人が子どもに対して、大切な人の死について説明する際、「眠ってしまった」というような表現がしばしば用いられるが、Bowlby (1980) によると、幼児はそのような比喻表現の真意を理解できないため、文字通りに受け入れてしまい、その後、眠ることを恐れるようになることがあるとされている。

子どもに対して十分な説明を行わないという点に関しては、西田・高橋 (2013) においても、親が病気になった際に、真実が告げられないまま死別を体験した子どもが、しっかりとお別れができなかったことを悔やむこととなったり、自死の場合に、子どもに偽った形で死因が伝えられ、後に真実を知った場合には、周りの大人への信頼を失い、新たな喪失体験につながったりする可能性があるとして いる。子どもは真実を知りたがっているため、子どもに理解できる範囲で真実を伝えることが重要とされている。また、山本 (2015) でも、死別を体験した子どもに対して、「別れた人のことは早く忘れなさい」や「死んだ家族のことばかり考えてはいけない」という言葉かけをすることや、遺族の中で亡くなった家族の話題を口にすることができないといった状況について、望ましくないこととされている。その上で、様々な気持ちや故人との思い出を一緒に分かち合うことを、大切なモーニングワークの一つとして位置づけている。

James & Friedman (2001) では、喪失を体験した子どもに対して一般的に行われている関わりのうち、適切ではない関わり方として、「神話」という表現を用いて、6つを挙げている。1つめは、「泣いてはいけない」とするものである。喪失は、子どもたちにとって悲しく、痛みを伴う、否定的な出

来事であり、悲しみ、苦痛、否定的な反応を示すことは自然なことだと考えられる。その中で、「泣いてはいけない」というメッセージを子どもに伝えることは、喪失に対する自然で感情的な反応に対して不正直であることを勧めていることになり、適切ではないとされている。

2つめは、「喪失の置き換え（代わりのもので補う）」をさせようとするというものである。喪失した対象との関係性は、それぞれが独自のものであるにも関わらず、他のもので補おうとすることは、子どもにとっての大切な関係性が簡単に片付けられてしまう経験となる。そのため、新しい関係性を築くのは別に、喪失した対象との情緒的なつながり、関係性からくる喪失を癒すことが重要であるとしている。

3つめは、「一人で悲しみに浸れ」というメッセージを送るというものである。喪失を経験した子どもに対して、一人でそっとしておくという方法がとられることがある。しかし、子どもにとっては感情をすべて表現できることがよいことであるため、大人は、子どもの話にしっかりと耳を傾け、子どもの感情を肯定し、認めることが大切であるとされている。

4つめは、「強くあれ」というメッセージを送るというものである。子どもは時に、強くあるべきだと考えて、自分を子どもから大人へと無理に変えようとしてしまう。しかし、みんなの面倒を見ることだけに目を向けてきた子どもは、早く大人にならなければならないという信念の下に、子ども時代を喪失してしまうとされている。感情を自然に表現できることこそが真の強さであり、感情を葬るのではなく、感情の伝え方を子どもたちに教えることが重要であるとしている。

5つめは、「忙しくせよ」というメッセージを送るというものである。忙しくすることと、それに加えて疲れはてることは、何かを成し遂げているような気分になるという危険な幻想をつくりだす。しかし、この幻想は真実から遠く、喪失の痛みをそらすための行動は、そのプロセスにおいて、自分の感情を埋めて感じさせなくしてしまうとされている。しかし、悲しみの感情は簡単には消えないため、一日中忙しくしていても、夜になるとまた同じ心の痛みを感じるとされている。

6つめは、「時間がすべてを癒す」というメッセージを送るというものである。喪失の悲しみから回復し、情緒的な痛みが終了するまでには一定の時間が必要とされるものの、時間それ自体が傷を癒すことはなく、回復のためには何らかの行動を起こす必要があるとされている。

## 8. おわりに

本章では、子どもに焦点を当てて、喪失体験の特徴を概観してきた。そこから得られた重要な示唆は、子どもの「子どもならではの」特徴について十分に理解する必要性と、同時に、子どもを「子ども扱い」せずに、尊重する必要性であるように思われる。子どもには、発達に応じて、子どもならではの死についての理解の仕方があり、子どもならではの悲嘆の表現がある。それらは、時に大人にとって見えづらく、見落としてしまいがちではあるが、子どもに対して適切な関わりをする上では、子どもの特徴についての正しい理解が求められる。一方で、特に喪失という、子どもを取り巻く大人自身が余裕を失い、大変な思いをする出来事の中で、子どもを、色々なことをよく理解できない存在として捉え、十分に尊重せず、必要な関わりがなされないことで、子どものその後の適応に大きな問題を与えてしまうこともある。喪失を体験した子どもに対するサポートを行う上では、子どもについて正

しく理解し、誠実に向き合う姿勢が何よりも重要であると言えるだろう。そして、子どもへの関わり方については、様々な提言がなされていたり、プログラム等が用意されていたりするが、いずれにおいても、その根幹を支えるのは、このような子どもに対する理解・姿勢であることを忘れてはならないだろう。

(文責 二村 郁美・増沢 高)

### III. 社会的養護における子どもの喪失体験

#### 1. はじめに

一般的に「喪失」は養育者等重要な対象との死別や離別を中心にとらえられがちだが、第2章で取り上げたように、Goldman (2000) は、死別や離別による人との関係の喪失に止まらず、7つの観点（関係の喪失、物の喪失、環境の喪失、自分のスキルや能力の喪失、習慣の喪失、将来の喪失、大人からの保護の喪失）でとらえ、高橋 (2016) も「別離としての喪失」「心理社会的な喪失」「あいまいな喪失」の3つの視点で幅広くとらえており、それぞれが体験した者にとって重い意味と影響をもたらすことを言及している。

ここでは、喪失を上記のような幅広い概念としてとらえた上で、社会的養護における子どもに焦点を当てる。近代社会的養護の黎明期（児童福祉施設としての始まり）である第2次世界大戦後から今日に至るまで、子ども達が直面してきた喪失とはどのようなものであり、喪失体験は彼らにどのような影響をもたらしたのか、社会やそれにかかわる支援者等は彼らが経験する喪失をどのように理解し、どう対応をしてきたのか、収集した文献等から考察する。

#### 2. 戦争孤児の喪失体験

日本で1945年（昭和20年）に終戦を迎えるが、戦争の終盤から戦後にかけて親を亡くした戦争孤児<sup>注1</sup>が世にあふれた。厚生省（現厚生労働省）が1947年（昭和22年）12月から1948年（昭和23年）1月に行った「全国孤児一斉調査」によると、戦争孤児は全国に計12万3511人で、このうち戦災孤児は28,247人、引揚孤児は11,351人、一般孤児81,266人、棄迷児2,647人であったと報告している。また戦争孤児のうち施設に収容された子どもは、12,202人であった。この報告について、本庄 (2016) は「この調査は戦後の混乱期のものであり、実際にはこの数倍の孤児がいたと考えられている。養子縁組などにより孤児でなくなった子どもは、この統計には入っていないなど、戦争孤児の全体像を把握することは今日もできていない」と述べている。

本庄は戦争孤児を経路別に以下のように分類している。

- ① 戦災孤児：空襲などの戦災や戦後の貧困などで身寄りをなくした孤児
- ② 原爆孤児：戦争末期の原子爆弾投下で身寄りをなくした孤児
- ③ 引き揚げ孤児：戦後、旧満州や南洋諸島などから単身で戻ってきた孤児
- ④ 在留孤児：旧満州などに取り残され、現地の人に育てられた孤児
- ⑤ 沖縄の戦場孤児：沖縄戦で身寄りをなくした孤児
- ⑥ 国際（混血）孤児：日本を占領した米軍兵士と日本人女性との間に生まれた孤児

浅井 (2017) はこれらに以下の3つの分類を加えて、整理している<sup>注2</sup>。

- ⑦ 学童疎開孤児：戦争中に学童疎開しており、戦争で保護者・親類を失い、身寄りをなくした孤児

---

注1 戦争孤児とは、戦争の結果、保護者を失った子ども全般を指す。戦災孤児とは、「戦争孤児」のうち、特に軍の攻撃等により両親を失った者を指す。

- ⑧ 遺棄孤児：戦争中に家族から遺棄された孤児
- ⑨ その他：戦争孤児になった経路も分からない孤児

全ての戦争孤児が親との死別や離別という喪失体験があることは自明である。しかし、本報告の喪失概念の立場に立てば、喪失したものは親のみではない。これについて、当時戦争孤児を収容していた萩山学園<sup>註3</sup>の園長であった島田（1947）は、「両親をなくしたり、別離したりしている子どもらはまず安全性確保の重大要件を喪失している…両親の存否ばかりが安全性確保に影響する唯一のものではない。貧困もその一つ、養育法もその一つ、教育も教養もその一つ、社会状態もその一つである。不良化した子どもらは、必ずこの安全性の不確保、すなわち不安定な育ち方、幸福感を満たされない成育に原因をもっている。浮浪児も、孤児もこの条件の中にあえいでいるものである。われわれの保護ないし教育は、幼少時喪失し欠如している安全性ないし幸福感を再確保すべく、また補償すべく、物心全面に努力すべきである」と述べている。島田（1947）は、戦争による喪失を死別や離別に限定せず安全性を保障する諸々の喪失として捉えており、これらは Goldman（2000）の定義の多くに当てはまるといえよう。さらに戦後の混乱期を生き延びるために、喪失を抱えた孤児がいかにも過酷だったかを述べた証言でもある。

しかし戦争孤児の実態については、わからないことが多い。前田（1997）は、「今日まで、戦争孤児について語られることは必ずしも多くなかった。東京が次第に復興していき、高度経済成長を経て大きく変貌していくにつれて、むしろ戦争孤児は忘れられた存在になっていった」と述べている。さらに前田は、戦争孤児体験者自身も自らの体験を語ることが圧倒的に少ないことを指摘する。その理由に「戦争孤児ゆえに『差別』されて来た体験」があり、それを語ることは、「当事者にとってこれまで築き上げてきた人間関係をはじめとする生活の平安を乱すことにほかならない。このことが、戦争孤児が今まで自らの過去に固く口を閉ざしてきた理由の一つであった」と指摘している。自ら戦争孤児で、「戦争孤児を記録する会」の世話人である金田（1997）は、14人の戦争孤児体験者の記録（「焼け跡の子どもたち」）を編纂するに当たって、孤児体験者を探し、体験記を依頼した。金田（1997）はそのときの様子を次のように語っている。「公表したくない、親戚のことは言いたくない、悔し蔑みを受けた惨めさや辛さはわが子にも言えない、と拒絶されました。その他にも、叔父に毎日殴る蹴るの虐待を受けた人、子どもながら3回も自殺をはかった人や浮浪児体験者もいましたが、そういう

注2 浅井（2017）は戦争孤児を経路別に以下のように分類している。

- ① 戦災孤児：日本全国への空襲により保護者を失い、あるいは別離を余儀なくされた孤児で、広島・長崎の原爆孤児も含む
- ② 引揚孤児：中国（旧満州）やサイパンなどから帰国した孤児
- ③ 在留孤児：中国（旧満州）や樺太などに取り残され、現地の人に育てられ孤児。引揚孤児として帰国する人も少なくなかった。
- ④ 学童疎開孤児：戦争中に学童疎開しており、戦争で保護者・親類を失い、身寄りを失った孤児
- ⑤ 国際孤児：「混血児」と呼ばれてきた孤児たちで、連合軍、主にはアメリカ軍兵士・軍属と多くは日本女性との間に生まれた孤児
- ⑥ 遺棄孤児：戦争中に家族から遺棄された孤児も少なくなかった
- ⑦ その他：戦争孤児になった経路も分からない孤児

注3 現在は児童自立支援施設萩山実務学校（東京都立）として残っている。

方々に無理にお願いすることはできず、孤児証言の難しさが骨身に伝わりました」と述べている。

親や居場所を失った戦争孤児は、親族のもとで暮らすか、居場所のない子どもの多くは、生きるために盗みなどの不良行為等を行なわざるを得ず、浮浪児となった子どもは多数であったと推察されている。終戦直後そうした浮浪児を保護することが優先課題の一つとなり、「『浮浪児狩り』という名のもとに、浮浪児の発見と収容とが本格化」した（前田, 1997）。浅井（2017）は、浮浪児が増加したことについて「日本政府は孤児の受け入れの絶対量を保障することなく、結果的に戦争孤児たちが浮浪児となることへの対策を怠ってきたといわざるを得ない。加えて孤児収容施設・収容所の処遇レベルは子ども達の居場所としては極めて貧困な環境であったので、刈り込み<sup>注4</sup>—施設収容—逃亡という悪循環を作り出していた」と述べている。浅井（2020）は、1947年4月～1948年1月までの機関に収容保護された延べ12,220名の浮浪児のうち、過去にどこかの施設にいた子どもが40%いたことを踏まえ、「こうした収容即逃亡の実態は治安対策としての強制収容政策の結果でもあった」と指摘している。

いくつもの喪失を体験した戦争孤児たちは、それらに対する十分な補償の手当てを得られることなく、そればかりか新たな逆境状況に遭遇し、さらに多くを失っていくという悲惨な喪失のスパイラルに陥っていったといえよう。

本庄（2016）は、奥出氏を含む3人の戦争孤児体験者への取材を元に「戦争孤児」を出版した。この著書の「はじめに」で次のように記述している。「2015年8月15日の「終戦」の日、朝7時のNHK番組は、最初のニュースとして安倍晋三首相の『戦後の70年談話』を取り上げたが、同時に、最後の9分間で奥出さんのインタビューを放映した。番組は、中学生に自らの体験について語る奥出さんの様子や、奥出さんが収容されていた京都府の戦争孤児一時保護施設『伏見寮』の歌『伏見寮の歌』の録音テープなど次々と紹介した。…筆者ら歴史教育者は戦争孤児たちのことを調べたり、平和教育の教材にすることはあまりなかった。一方で、（筆者が）戦争孤児の方を何とか見つけて電話を掛けるが、彼ら・彼女らの口は非常に重かった」と述べている。そこで奥出氏が取材に協力してくれた理由を尋ねたところ、奥出氏は「日本が戦争する、しないなどの話が世間を騒がしている。だから孤児として戦争を体験したほうが語らないといけないと感じた。ほくらのようなみじめな者を作ってはならない」と応えたという。多くの大切な人やものを喪失し、苦難を生きた戦争孤児体験者が、国の行方を憂慮し、近年になって少しずつ語り始めたのである。

戦争孤児の会代表である金田茉莉氏は、当時の戦争孤児の状況について、「浮浪児と呼ばれた子どもの大半は戦争孤児です。学童疎開中に空襲で家族を失った子どもたくさん路上にいました。だれも食べさせてくれないから、盗みを働くほかなかった。不潔だ、不良だと白い目でみられた。『浮浪児に食べ物をやらないで』という貼り紙まで街頭にありました」「全国の疎開孤児は、膨大な数だったと思います。孤児施設も極度に不足しており、引き取る親戚がなければ、農家などへ養子にだされました」「里親のもとで愛情深く育てられた人もいますが、戦後の混乱期で人心はずさんでいました。働

---

注4 当時の言葉で、警察や行政、福祉関係者が「浮浪者」「浮浪児」「売春婦」などを街頭でいっせいに検挙することをいった（浅井, 2017）。

き手を軍隊にとられ、どこも人手不足でした。こきつかわれ、学校に通えないことも珍しくない。文句を言う親も、行政のチェックも、何もありませんでした」「いったん親戚や里親に引き取られても、重労働や虐待に耐えかねて家出をして、浮浪児になった子ども数多くいました」と述べている（清川，2017）。

浅井（2017）は、戦争孤児体験者のインタビュー調査を開始したが、聞き取り調査を行っていく中で、当事者と孤児に関わった従事者との間に「体験的記憶の二重構造」があることに気付いたと述べている。浅井（2017）は「それは聞き取り調査の中で直感的に感じたことだが、孤児体験者の記憶は厳しさを実感した中での語りであるが、従事者（支援者）の記憶にはやや牧歌的な違和感のある暮らしの記憶として残っている場合が少なくない」と述べている。浮浪児対策についての記録や記述の多くは従事者側のものが多い。しかしこの指摘は、従事者と当事者との感覚や認識に大きな隔たりがあること、さらには当事者でなければわからない厳しい体験記憶があることを述べた重大な指摘といえよう<sup>注5</sup>。

戦争孤児体験者の証言例として、本庄の「戦争孤児」に報告された3人の体験者の記述、および星野（2017）の編集した「もしも魔法が使えたら」に掲載された11人の戦争孤児体験者の記述について、本庄（2016）と浅井（2017）の戦争孤児の分類に従って整理し、各体験者が喪失したもの、その後の子ども時代の逆境体験、そして生きる上で支えとなった要件を記述から抜き取り、表1及び表2にまとめた。なお喪失したものについては、Goldman（2000）の喪失の分類に則って、関係の喪失（関係）、物の喪失（物）、環境の喪失（環境）、自己の喪失（自己）、スキルや能力の喪失（スキル）、習慣の喪失（習慣）、将来の喪失やおとなからの保護の喪失（保護）の7つの分類で整理し（ ）内にその対象や内容を簡潔に付した。

なお、この2つの著作以外に戦争孤児体験者の語り（証言）を主題とした著作については、資料1として、別途整理し、その概要をまとめた。

---

注5 浅井他（2020）は2016年に「戦争孤児たちの戦後史研究会」を立ち上げ、戦争孤児関係の資料の発掘、聞き取り調査などを通して、戦争孤児問題の研究に本格的に取り組み始めた。これらの研究の成果として、「戦争孤児たちの戦後史」全3巻を刊行することとなった。その第1巻である「戦争孤児たちの戦後史1 総論編」が戦後75周年に当たる2020年8月1日に刊行された。

表 1. 「もしも魔法が使えたら」に掲載されている体験者の記述より

氏名 (終戦時年齢)	孤児の種別	喪失した対象	体験した逆境状況	支えたもの
星野(11歳)	学童疎開孤児	関係(父、母、兄、妹) 自己(差別) 物(家) 環境(故郷) 習慣(環境変化)	親族宅を転々 親族家庭での差別	妹弟 優しくしてくれた叔父 心の兄からの手紙
永田(9歳)	学童疎開孤児	関係(父、母、3人の姉) 物(家) 環境(故郷) 自己(差別) 習慣(環境変化)	親族家庭での差別的対応	生前中の家族からの手紙 父の名札
山田(10歳)	戦災孤児	関係(父、母) 物(家) 環境(故郷) 自己(ごみ扱い、差別) 習慣(環境変化) 保護	防空壕での空爆 「もらうか、拾うか、盗って食うか」の浮浪児生活と友人の死 施設収容とそこでのごみのような扱い 学校での差別	ハーモニカと母が歌っていた「花千鳥」 孤児の仲間、自分の犠牲にした母親の思い、空襲で死んだ父親への思い
高橋喜美子(12歳)	戦災孤児	関係(母、父、2人の妹) 物(家) 環境(故郷) 習慣(環境変化)	お手伝いとしての住み込みでの仕事	記載なし
柳田守男(4歳)		関係(記載なし) 物(家) 環境(故郷) 自己(差別、暴言) 習慣(環境変化)	親族宅での差別 いそこからの心ない暴言	記載なし
米川琴(9歳)		関係(記載なし) 物(家、私物) 環境(故郷) 習慣(環境変化)	セーターを売ったお金でパンを買ったが、浮浪児に盗られる	記載なし
吉田由美子(3歳)	戦争孤児	関係(父、母、妹) 物(家) 環境(故郷) 自己(虐待) 習慣(環境変化)	親族宅を転々 6歳の時、真冬に叔母から冷水をかけられる 「親と一緒に死んでくれればよかったのに」と言われる	七五三の写真
村田温子(12歳)	戦争孤児	関係(記載なし) 物(家) 環境(故郷) 自己(剥奪的虐待)	叔父からの暴力	記載なし
小島武(11歳)	戦争孤児	関係(記載なし) 物(家) 環境(故郷) 自己(差別、奴隷の様な労働) 習慣(環境変化)	養子先での差別、奴隷のような労働 兄弟別々の生活、やがて行方不明	記載なし
金子トミ(15歳)	戦災孤児	関係(父、母、妹、弟) 物(家) 環境(故郷) 自己(浮浪児生活) 習慣(女中奉公) 保護(浮浪児)	弟、妹との3人での浮浪児生活 「刈り込み」を恐れた生活 餓死していく浮浪児を毎日のように目にする 農家での労働 弟と妹がいじめにあい逃亡	23歳で結婚した優しい夫

			女中奉公 弟は人買いに売られ、 きょうだいはばらばら に	
山本麗子 (9歳)	戦災孤児	関係(父、母) 物(家) 環境(故郷) 自己(過重労働、浮浪 児生活、遺棄) 能力(登校できない) 習慣(環境変化) 保護(遺棄)	兄、弟との離れ離れで の親族宅での想像を絶 する暮らし 学校へ行かせてもらえ ず、過重な労働 弟の死 家出 浮浪児の生活 刈り込みによって山奥 に遺棄される お寺での生活、学校に 通わせてもらえない	記載なし

表 2. 「戦争孤児」に掲載されている体験者の記述より

氏名 (終戦時年齢)	孤児の種別	喪失した対象	体験した逆境	支えたもの
奥出廣司 (6歳)	戦災孤児	関係(父) 物(家) 環境(故郷) 自己(懲罰、浮浪児生 活) 習慣(環境変化) 保護(浮浪児)	施設の食事環境 憲兵あがりの指導員か らの懲罰 施設生活での孤独に耐 えられず、抜け出し浮 浪児となる	女性指導員 Y 仲間の存在(施設 の仲間たちの団結 で乗り切ったこと 音楽(「歌ってい るあいだは、いや なことを忘れられ た」) 劇団の子役に抜擢
奥出 S 子 (8歳)	戦災孤児	関係(父) 物(家) 環境(故郷) 自己(懲罰、浮浪) 習慣(環境変化) 保護(浮浪児)	京都駅の孤児生活 施設の予算がなく、進 学の断念	異性のペンフレンド
小倉勇 (13歳)	戦災孤児	関係(姉3人、母、父) 物(家) 環境(故郷) 自己(辛辣な対応、虐 待) 能力(失明) 習慣(環境変化)	伯母(父の姉)からの 辛辣な対応 左目の失明 友人の自殺 進学した盲学校での虐 待	同じ孤児の仲間 自分のことを考え てくれる先生の存在 進学を励ます指導 員たち
福井清子 (5歳)		関係(遺児) 物(家) 環境(故郷) 習慣(環境変化) 自己(発病) 能力(生命力の低下)	心身の深い傷 病になれば捨てられる 恐怖から、病気を隠し て働き、死の10日余り 前に病院にかつぎ込ま れた	K君という恋人 学園の保母の見舞 い

第2章で、親を亡くした子どもの悲哀が好ましい過程をたどるために求められるものについて、Bowlby (1980) の提示した以下の3点を紹介した。再掲すると、第1に、喪失前に子どもが両親と適度に安定した関係を結んでいたこと、第2に子どもに直ちに正確な情報が与えられ、いろいろな質問ができ、葬儀等の家族の喪への参加を含め、家族と悲哀を分かち合うことが許されること、そして

第3に、遺された親、あるいはそれが不可能であれば子どもと親密な代理者が存在し、子どもの慰めになり、その関係がその後も維持されるという保証があること、以上の3点である。

戦争孤児の多くは、第1の要件を満たしていたとしても、第2、第3の要件については、満たされていたとは言い難い。しかも喪失した対象は親ばかりではない。多くの子どもがGoldman（2000）の定義する多岐にわたる喪失を経験している。彼らのこうした喪失に対して十分な支援や補償はなく、そればかりかさらなる厳しい逆境状況に陥っていったのである。

金田（2002）は、戦争孤児の多くが抱えた心の傷として次の7つをあげている。①この世で一番必要、かつ大切だった親を奪われた、②人間が燃え尽き、死んでいく姿を見た、③自分自身を責め続け、また、供養できない苦しみ、④抱きしめてくれる人がいなかった、⑤小学校、中学校にも行かせてもらえなかった、⑥虐待、⑦差別、偏見の7つである。

それでも生き延びていく彼らを支えてきた事柄は何か。表1と表2にまとめた証言からは、これに関する言及が逆境状況の言及に比べてあまりに少ない。拾えたのは、数枚の写真や手紙、大切な人とのやり取りなどの数少ない記憶としての記述である。しかし、一見ささやかに見えるものであっても、彼らを支える大きな力になりえていることがうかがえる。それはBowlby（1980）の述べた第1条件の痕跡でもあり、証明でもあるからだろう。逆境を生き延びた人々にとって、過去の良き思い出の遺産が、どれだけ大きな意味を持っていたかを教えるものでもある。

### 3. 高度経済成長期から80年代までの社会的養護を必要とする子どもの状況と喪失体験

50年代の後半に入り、経済白書（1956年・昭和31年）は「もはや戦後ではない」と宣言し、高度経済成長に突入していく。市民の生活が豊かになるにつれ、戦争孤児が多くを占めた浮浪児対策は終わりを迎え、里親委託数は激減し、児童養護施設の数も減少に転じていく。国全体の経済は成長し、医療技術も進歩して、病気による乳児死亡率も低下していった。前節で、前田（1997）が「高度経済成長を経て（社会が）大きく変貌していくにつれて、戦争孤児は忘れられた存在になっていった」との指摘を紹介した。経済的成長を糧に社会全体の風潮が、今から未来への発展志向を強めたこの時代、悲惨な戦争の過去を振り返りたくない集団心理も働いて、過去を背負った戦争孤児は、社会が忘れた存在になっていったと想像する。戦後の生活困窮や差別等の著しい逆境状況を生きた戦争孤児は、生き抜いていけば、50年代後半には思春期、青年期から30代の成人になっていることになる。しかし当時の著しい社会の変化の影に埋もれて、その実情を具体的に伝えるものはほとんどない。

浮浪児対策は、彼らが生きるために行っていた万引き等への非行問題対策でもあった。その非行問題に焦点を当てると、戦中、戦後に浮浪児によって増加した非行は、戦後しばらくして一旦は減少する。しかし高度経済成長に入り再び増加し、戦後第2の非行のピークと呼ばれる大きな社会問題となった。相澤（2019）は「この時期は経済至上主義的風潮が、高学歴化が進む上昇の時代であった一方、そこから落ちこぼれた中間少年の非行が目立つなど、価値観の葛藤が強くなった時期である。少年は社会への敵意、権威への反抗等からの逸脱行動が目立っていた。この頃は、粗暴犯、強姦が増加した時期であった」と述べている。1950年代から60年代に入り、戦争孤児問題は解消されたとする見解は多く、

滝川（2016）は「それと入れ替わるように新たな児童問題が出現した」と述べ、不登校と低年齢非行をあげている。また「この不登校も非行も共通して都市部の中流階級以上の家庭の小学生の間から生じてきた」と述べている。

しかし、当時の社会的養護の現場に限ってみれば、この指摘とは異なる状況がうかがわれる。50年代の後半から養護施設に入所する子どもたちは、親との死別を理由にする数は減少し、60年代になると親の行方不明、離婚、両親の疾病、長期入院などが主な理由となっていく。加えて増原（1976）は、「貧困を直接の理由として施設に収容することはなくなっているが、入所理由の背景に幅広い貧困・低所得のあることは否定できない事実である」と指摘している。さらに増原は、入所児童は「昭和30年代に入って家庭から措置される児童の中には、非行ないし非行傾向を持つものが多くなってきた。敗戦後の激しいインフレの波の中で、破壊され養育機能を失った家庭で幼少時代をおくり、最早、家庭では手がつけられなくなった児童が警察や学校からの通告で児童相談所に送られてくるようになったためである」と述べている。ここに忘れられた戦争孤児や戦争の影響を受けた要保護児童と非行との結びつき的一端が見えてくる。

また増原（1976）は、この時代の養護施設に求められるものとして、問題をもつ児童に対して「治療と教育を工夫し、実践しなければならぬとされるようになった」と述べている。1959年に国連総会で採択された児童権利宣言の採択を受けて、1960年（昭和35年）の中央福祉審議会は、児童福祉行政の全面的な刷新強化を検討し、児童相談所の増設と機能強化と共に短期治療施設の設置を具申した。それは非行対策の充実を目指すものであった（杉山，1990）。また非行少年は情緒障害を抱えた子どもにも多いとの指摘から、教護院<sup>注1</sup>（現、児童自立支援施設）を増やすよりも、12歳未満の情緒障害児を対象とした施設を設置し、非行化を予防することが必要との方針が出された（木田他，1970）。このことが1962年（昭和37年）の情緒障害児短期治療施設（現、児童心理治療施設）開設につながった<sup>注2</sup>。1962年度の厚生白書では、情緒障害を「家庭等による人間関係からの反応性によるものや器質的・遺伝体質的障害から生ずる心理的ゆがみを有する児童」と定義づけている。伊藤（1998）は、設立当初の情緒障害児短期治療施設には「非行児童・自閉症・てんかん・非社会的不適応（不登校や引きこもり等）・軽度精神薄弱等々、雑多な不適応症状を持つ児童が入所」していたと報告している。つまり情緒障害は、自閉症から非行までを含む非常に幅広い子どもたちを含んだ概念であり、問題を抱えた子どものほとんどがこの概念の中に包摂されたといえよう。このことは、多様な子どもの心の問題にアプローチ可能とする利点の一方で、それぞれの問題の基底にある本質的な原因を追求する視点を曇らせる危険もある。

非行対策として情緒障害への早期治療という視点が取り入れられた時代であるが、非行に関する現代の知見（富田他，2017）を踏まえれば、当時情緒障害といわれた子どもたちの中には、虐待等幼少

---

注1 1947年に制定された児童福祉法には児童福祉施設として教護院も定められた。教護院は犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童を更生する施設で、1900年の教護院感化法による感化院、1933年に制定された少年救護法での少年救護院が児童福祉法の下で教護院として整備された。なお1988年の児童福祉法改正法の施行から児童自立支援施設と名称が変更された。

注2 1962年度には静岡、岡山、大阪の3施設が開設された。

期の逆境的体験をもつ子どもが多数いたことが想像される<sup>注3</sup>。滝川（2016）は、「児童養護施設は、孤児問題の解消した60年代以降も、親はありながら親に養育力がなかったり、『親子関係不調』があったりして、施設を育ちの場とせざるを得ない子ども達のケアを続けてきた」とし、その中には「『児童虐待』に当てはまる子ども達も当然ながらいた」と述べている。しかし、当時は「親子関係不調」としてとらえる視点はあっても、それを「児童虐待」として捉える視点はほとんどなかった。

家庭内の児童虐待に対する国際的な認識は、1961年にケンプ（Kempe, C.H.）が世界ではじめて「非殴打児症候群」（後に「被虐待児症候群」と訳される）を米国小児科学総会で報告したことから始まる。親がわが子を虐待などするはずがないという社会的認識が一般的であったこの時代、その認識が神話であり、苛酷な家庭養育環境が少なからず存在することに世界は衝撃を覚えた。

被殴打児症候群は、日本にも70年代初めに佐竹（1971）、新田他（1973）、橋本（1974）等によって被虐待児症候群などと訳され紹介された。70年代前半はコインロッカーベビー事件<sup>注4</sup>が相次いだこともあって、子どもの遺棄や虐待は社会的な注目を集めた。厚生省（現厚生労働省）も、1974年に児童虐待に関する全国調査（「児童の虐待、遺棄、殺人事件調査」）を行っている。この調査は3歳未満児を対象にしたものだが、結果は虐待24件、遺棄126件で、死亡事例については殺害遺棄135件、殺害51件、心中65件で合計251件であった。現在、虐待による死亡については、毎年国が把握し報告している（2004年から開始）が、死亡した子どもの人数は毎年80名ほどで推移している。それと比較すれば70年代はより深刻であったことがうかがえる。

高度経済成長の基盤となった工業化社会は、都市に労働者を集め、核家族化を進行させ、地域の人間関係も希薄にさせた。この時代に一般的となった「父親は仕事、母親は家事と育児」という役割意識は、育児の孤立化と母親の養育負担を重くした。現在、家庭の孤立化は児童虐待の主要なリスク要因の一つとしてみなされているが、現代社会は新たな形の児童虐待を生み出す土壌を作り出したといえよう。

しかしこの時代、家庭の子育てへの支援や児童虐待防止に関する法律の整備や施策は全く打ち出されず、児童相談所が家庭内虐待に対して今日のように積極的に介入するような状況には至らなかった（川崎・増沢，2014）。この理由には、家庭内の問題に第三者が口を挟むものではないといった当時の文化的背景や、過去の家庭内生育環境、特に母親の養育に原因を結びつけて論じること（例えば母原病など）への社会的批判などが、過去の養育環境へのまなざしを向ける抵抗となったなどがあげられよう<sup>注5</sup>。70年代後半以降の児童虐待に対する認識は一部の専門家<sup>注6</sup>を除いて乏しくなり、この時期に浮上した一見豊かに見える中流家庭で起きる不登校、家庭内暴力、校内暴力、いじめなどの新たな児童問題の後ろ側におかれ潜在していった（保坂他，2011；増沢・大川，2008）。

---

注3 それを象徴した少年犯罪として永山則夫事件がある。これは「当時19歳だった永山則夫が、1968年から1969年にかけて、盗んだ拳銃で4人を無差別に殺害した事件で、当時、地方から上京し仕事を始める「金の卵」の一人として青森県から上京したが、もともと永山は貧困家庭に育ち、親が失踪し子どもだけの生活を強いられ、きょうだいによる暴行で死の危険を体験するなど苛酷な環境で育っている。」（相澤，2019）。

注4 1970年に2月に東京渋谷のコインロッカーで嬰兒の死体が発見された。同様の事件が全国で増え始め、この年に2件、翌年に3件、72年8件、73年には46件と増えていった。これらの事件は「コインロッカーベビー事件」として当時のマスコミを騒がせた。

60年代からの児童養護施設について、「38年頃を境にしての施設数の漸減あるいは横ばい状態と、充足率を理由に養護施設斜陽論・転換論<sup>注7</sup>が言われるようになった」（吉田他, 1976）。70年代になっても児童養護施設には、家族がありながらも、家族関係の不調、親の離婚や行方不明などを主訴とする子どもたちの入所が続いていった。

全国社会福祉協議会養護施設協議会は、児童福祉法制定30年にあたる1977年に、「泣くものか」と題する子どもたちの作文集を編纂している。子どもたちの作文は、入所にいたるそれまでの暮らしと今後の願いなどに関して、1968年から数年間の中で書かれたものであるが、編集者の一人である長谷川（1977）によれば、「実態の正確な把握には、諸種の統計資料のほかに、選りすぐれた資料として、こども自身のナマの作文を通して、より深く識ることができるようにと考えて、…全520余施設に呼びかけたところ、…203篇の多きに渡る作文が寄せられた」と説明されている。彼らの作文から読み取れる入所までの暮らしは、貧困、離婚、家庭崩壊、親の行方不明、DV、親のアルコール問題、虐待、暴力、差別、遺棄など、戦争孤児が体験した逆境状況にも通じる極めて深刻な逆境状況である。そして多く作文の最後には「親に会いたい」「一緒に暮らしたい」「行方不明の親を探したい」「良い家族を作りたい」という願いが記され、そのために「我慢する」「頑張る」との記載が多く、それらと比較して、寂しさや無念さ、怒りといったネガティブな感情表現の記述は少ない。そうした感情は、どこか押し込められた印象で、それは「泣くものか」というタイトルにも象徴されている<sup>注8</sup>。

また1970年から編纂されている児童養護施設の季刊誌である「児童養護」の第2巻1号（1971）には、母親の顔を見たこともなく父子家庭で育ち、児童養護施設に入所したあと、父親も徐々に会いに来ることは減っていった中学生女子の手記が掲載されている。それは、見知らぬ母親に会いたい切なる思いを記したものである。

戦争孤児と高度経済成長期以降に増えていった施設入所児童とでは、親との死別の有無で大きな違いがある。しかし、Goldman（2000）の定義する喪失を踏まえると、関係性の喪失、それまでの家や環境の喪失、見捨てられた自分という意味での自己の喪失、習慣の喪失等多くの喪失を抱えている点では共通している。また母親の所在が不明であることや、入所後に親子関係が希薄になっていく様子

---

注5 この時代、非行や自閉症などの情緒障害の背景にあるのは、母親の養育に問題があるとして、「母原病」という言葉で、母親への養育を非難する論考などが増えた事実がある。情緒障害の概念は広く、その全てを母親の養育の問題に一方的に結びつけることは誤りとして社会的な批判も高まり、この言葉はその後消失していく。中には虐待等の養育環境を問うべき子どももいたはずだが、過去の生育環境を適切にとらえようとする視点が進まなかったことは確かであろう。

注6 精神科医師である池田由子は、児童虐待問題に注目し、執筆を重ねた研究者の主要な1人である。

注7 1960年代の転換論について、大原（2011）は次のように述べている。「入所する子どもがホスピタリズムによる影響を受けるといった1950年代の論調から、1960年代は子どもの質が変化し、家庭崩壊や多問題家族の中で入所以前から問題行動や情緒障がい、非行行動などがある子どもが入所していた。それに対して、単純な養護ではなく、子どもの特徴を分類して養護機能や治療的機能が重視された時代であった」と述べている。

注8 1977年に発刊された「泣くものか」は、大きな反響を呼び、ロングセラーとなった。発刊から12年後の1989年に社会福祉や教育関係者等からの強い要望に応えるかたちで「続・泣くものか」が刊行された。「続・泣くものか」も当事者の作文約500篇を掲載している。作文の多くは「泣くものか」同様に入所に至るまでの過酷な暮らしが記されている。「続・泣くものか」（1989）のあとがきには、「泣くものか」のロングセラーの理由について次のように記されている。「最大の理由は、金券構造が政治の世界を始め、国民生活の随所に蔓延するなかで、「泣くものか」に現れた子どもたちの苦難と、それに屈しないで生きようとする子どもたちの真摯健気な姿に学ばれることが多いからであろう」と。

は、高橋（2016）が述べた喪失の3分類の一つである「あいまいな喪失」に該当しよう。失った対象への思慕や希求への強さ、その一方で喪失の悲嘆や怒りを心の奥にしまいこもうとする姿は戦争孤児にも認められ、両者共に心の中に複雑な喪失のテーマを抱えていることが分かる。

80年代になっての施設入所児童の特長について、浅井（2020）は「児童養護問題をめぐる状況は多様な現象を示すようになった。親の疾病・精神疾患、離婚、拘禁、入院、未就労、虐待、放任、養育拒否、破産等の経済的理由など、今日の養育問題を生み出す問題が集約されている。経済的貧困が保護者の人間関係や子育てにまで悪影響を及ぼし、身体的精神的な疾病へと連動している現実がある」と述べ、子どもたちの状態の背景に過去の逆境的体験があることがより明らかに見えて来た時代といえよう。当時の季刊児童養護の特集テーマを辿っていくと、親と別れた子ども達の自分のルーツや親探しといったテーマ、あるいは入所理由が親子関係の不調であり、その関係の回復に向けた親指導についてなどが散見されるようになる。

例えば、1986年に発刊された17巻3号では、「親への思いを受け止めて」というテーマで特集が組まれ、そこには「自己のルーツを求めるケース」「親に拒否された子どもが、在園中に関係を改善したケース」が紹介されている。1988年の19巻3号では、実践レポートとして親子関係調整の実践が紹介されている。そこには「最近の入所児童にはほとんど親等の親権者がおり、かかわりをもっている…子どもたちの処遇が困難化する中で親子の関係調整、そのための家族への指導は重要な処遇の一部となっている。とくに、この数年の高齢児の入所理由には、両親がおりながら育てられない等、家庭の養育能力の問題が多くなり、また親が精神疾患になって家庭が崩壊していくケースも増えている」と記載されている。保護者への指導という視点が組み込まれ、子どものルーツ探しや悪化していた家族関係の改善などへの取り組み始めた時代といえよう。ただ季刊児童養護に掲載された施設従事者の論考や実践報告の多くは、入所にいたるまでの子どもたちが経験してきた過去の厳しい現実に向けつつも、全体的には入所後の養育や指導のあり方を述べたものが中心で、それらの記載からうかがわれる養育姿勢は「辛い過去にとらわれ続けず、現在の困難に耐え、問題を克服し、未来に向かって頑張ろう」といった姿勢である。一言で言い表すならば「逆境克的前進志向」といえようか。こうした前進志向型の生き方や姿勢は、戦後の高度経済成長期を経て、70年代、80年代に、さらに現在にも続く社会全体が共有し続けた価値観であり、教育や福祉などの領域に携わる支援者が子どもに伝えるメッセージとして望ましいものとされてきたものである。

第2章で、James & Friedman（2001）が、喪失を体験した子どもに対して一般的に行われている関わりの内、適切でない関わり方として、以下の6つをあげていることを述べた。

- ①「泣いてはいけない」
- ②「喪失の置き換え（代わりのもので補う）」
- ③「1人で悲しみに浸れ」
- ④「強くあれ」
- ⑤「忙しくせよ」
- ⑥「時間がすべてを癒す」

こうした対応、特に③や④は、多くの学校においてみられるものであり、子どもの喪失の悲嘆に対

して情緒的な問題としてではなく、自制心やしつけの問題（①、③、④）として扱う傾向があると James & Friedman（2001）は指摘している。しかし、学校だけでなく、社会的養護の現場においても、その養育姿勢に同様の傾向があることは否定できない。喪失を経験した子どもにとって重要なことは、彼らの悲しみに寄り添い、「子どもの話に十分に耳を傾けることである」と James & Friedman（2001）は述べている。

戦争も、離婚も、虐待も、そうした辛すぎる過去を振り返るよりも、未来に向けて強く生きようとのメッセージは、今日でも一般的には肯定されている価値観である。こうした姿勢は社会的養護の現場でも共有されて来たといえよう。しかし季刊児童養護の特集タイトルに、親への思いを受け止めることや自分のルーツ探しといったテーマが現れてきたことは、今から未来だけではない、彼らの過去を見つめ、そこに寄り添おうとする、支援の方向性の芽生えであり、この方向性こそ喪失の悲嘆の受け止めに通じるものとなる。

## 4. 90年代以降の社会的養護を必要とする子どもの状況と喪失体験

### （1）児童虐待の増加と新たな支援・治療論の展開

日本で児童虐待への対応が本格的に始まったのは1990年代である。1989年に国際連合総会において「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択された。日本はこの条約を1994年に批准するが、この条約を契機に、児童虐待防止活動に取り組む民間団体<sup>注1</sup>が相次いで設立され、電話相談事業や虐待防止啓発活動が活発化し、また条約を受け都市部の児童相談所を中心に家庭内児童虐待に介入<sup>注2</sup>する度合いを強めるようになる。その結果、深刻な虐待ケースが想像以上に存在することを社会が認識するようになる。児童虐待による死亡事件の報道も増え、70年代後半以降潜在していた児童虐待問題が、改めて社会問題化し、国家的な問題となって、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）が制定されるに至る。1990年代は児童虐待に関する書籍も急増し、それまでに比べて活発な議論が展開されるようになる（保坂，2011）。

こうした子どもたちの多くは、深刻な逆境的環境を生き抜いてきており、その影響の深刻さに関心が向かうようになる。心身の発達の阻害や心的トラウマ等、虐待による心身への影響に関する文献等が90年代に増加した（斉藤，1994；西澤，1994など）。児童相談所の児童虐待対応件数も増加し続け、虐待を受けて施設や里親に委託される子どもも増加した。そのため、施設に入所した子どもたちの心的課題とその回復に向けた治療的支援の必要性がこれまで以上に高まっていく。2000年以降は、児童虐待に関する知見や理論が発展し、愛着形成不全、DVや日常的な暴力・暴言に曝される等による累積トラウマ、暴力や性に関する不適切な刺激への曝露、支配服従の虐待的人間関係の取り入れなどの心的影響、さらに虐待と発達障害との関係（増沢，2010）や非行との関係（富田他，2017）など、様々

---

注1 1990年に大阪で「児童虐待防止協会」が、翌年には東京で「子どもの虐待防止センター」が設立された。どちらも虐待に関する電話相談事業や啓発活動、研修会など先駆的な取り組みを行っていった。その後愛知県、宮城県、滋賀県などの多くの地域で児童虐待防止の民間団体が設立されていく。

注2 子どもの権利条約の第19条に、提携国は保護者や監護者からの身体的精神的暴力、傷害もしくは虐待、放置もしくは怠慢な扱い、不当な扱いまたは搾取から子どもを保護するための措置をとることとしている。

な視点からの知見や理論が積み上げられ、彼らの過去の養育環境に焦点をあて、虐待によって損なわれた要件の回復や修正に向けた治療的支援が強調されるようになった（保坂，2011；増沢，2009；久保田他，2020；富田他，2017）。

児童心理治療施設（「情緒障害児短期治療施設」は2016年の児童福祉法の改正で「児童心理治療施設」に名称変更）では、入所児童の中での被虐待児の占める割合は増え、2005年には7割を超える状態となった。2000年に全国で17箇所だった児童心理治療施設は2019年には50箇所にまで増加したが、被虐待児への治療的必要性を鑑みてのことである。虐待を受けた子どもたちの施設入所は、児童心理治療施設だけでなく、児童養護施設や乳児院等でも増加していく。被虐待児の心身の課題の回復に向けた支援は、こうした生活施設でも必要となり、児童養護施設に週4日間の非常勤心理臨床担当職員1名の配置が1999年に認められ、2001年には乳児院と母子生活支援施設に、2006年には児童自立支援施設に配置が拡大されていった。

このように虐待等による心的外傷、特に恐怖や不安に対する治療的な支援が強調されるようになる一方、村瀬他（2002）は、児童養護施設での事例勉強会を通して、虐待や家庭崩壊等で家族とともに暮らせなくなった子どもたちの、それでも家族を思う気持ちの強さなどを指摘し、別れた親に対する期待と諦めを繰り返しながらいる子どもの心の状態について、「一言では言えない、悲しみや怒りや無力感がごちゃ混ぜになった感覚」と表現し、心的外傷だけではない、彼らの心の奥にある思いや感情に目を向け、言葉にできないこうした心を理解し受け止める養育者の重要さを述べている。James & Friedman（2001）の「子どもの話に十分に耳を傾けることによってはじめて、彼らの悲嘆に寄り添うことができる」という指摘と重なる。

Herman（1992）は、長期にわたって虐待等の繰り返しの外傷を受けた人々の回復過程として、「安全の確立」、「想起と服喪追悼」、「通常生活との再統合」の3段階を想定し、この過程を行きつ戻りつしながら螺旋的に進むことを示した。第2段階の「想起と服喪追悼」とは、外傷性ストーリーを再構成し自分の中に収めていく過程であるが、それは外傷体験に伴う喪失に直面し、追悼することが中核にある。Herman（1992）は「外傷によって失うものはどうしても避けられない。物理的な痛手を負わずに逃げおおせた幸運な人も、他者に安全に接触しえていた自己の内的・心理的構造を失う。物理的損傷をこうむった人は、これに加えて自己身体の清潔無垢な全体的統合性の感覚を失う。人生の重要人物を失った人は、友人と家族と地域社会との関係に生じた新しい空白部分に直面する。外傷性喪失は通常の世代連続性を断ち切るものであって、近しい人を失った時の通常の社会的儀式ではすまない。外傷物語を語ることで生存者を深い悲しみ嘆きの淵に沈めることはどうしても避けられない。…喪失を悼むことは非常に難事業である」と述べ、特に幼少期に慢性的に虐待を受けた子どもは、「幼少時代そのものがそっくり奪い取られているのであり、これは取り戻しようがない。慢性外傷の生存者はまた、基本的信頼の基盤が失われていることを悼まなくてはならない。…自分の悲しい運命が自分の責任ではないことを認めるに従って、児童期には直面できなかった実存的絶望に向かい合わなければならなくなる」と指摘している。反復的な虐待を受けてきた子どもたちの喪失の中心は、Goldman（2000）の「自己の喪失」であり、その悲嘆の根底にあるものは実存的絶望感である。そして、このことは多くの戦争孤児が経験した喪失の悲嘆にも共通している。

児童心理治療施設で被虐待児への治療的支援を行ってきた四方他（1999）は、「時間をかけて安心感や信頼感がようやく獲得されると、（Herman が述べた）外傷の想起と服喪追悼の段階が訪れる」と述べ、特にそれは思春期には明確な形で起こりやすく、「彼らは自分の過去の喪失を振り返る時、いらつき、抑うつ的になる。自己否定的な言動が増え、将来を悲観的に考えるようになる」と述べ、こうしたいわば「喪を克服する段階」に重要となるのが「過去を共に悼む姿勢」であると指摘する。このときの子どもたちは「失った過去は修復できず、取り戻せないことを痛烈に感じ始め、自己を卑下し、イライラし抑うつ的になる。自己否定的な言動が増え、将来を悲観的に考える。自殺を企図する場合もある。…こうした悲しみは、健康に生きてきたものにとっては到底はかり知ることのできない深い悲しみである」と述べ、支援者がここから目をそらさず寄り添い続ける難しさとその重要性を強調している。

増沢（2001）は、出生時から母親との相互交流が希薄で、母親から拒否され、叱責を受け続け、その結果発達障害の阻害、食事障害、嗜眠傾向、体温の変動や霜焼け状に膨れ上がった手足などの身体生理的問題さえも抱えて小学校2年時に児童心理治療施設（当時、情緒障害児短期治療施設）に入所したO君の7年間にわたる治療経過を報告し、回復の経過には、「育ち直しによる自我強化と過去をふり取り収めるという二重の過程を支えることが必要」と述べている。O君は、入所後、職員との関係が構築され、生活が安定すると、身体機能は改善され、認知機能も含め阻害されていた心的発達は著しく改善したが、思春期が近づくと、母親との関係を憂い、自分を卑下する言動が増え、抑うつ的になっていった。増沢（2001）はこれを「ふり返りの過程」ととらえ、「過去の単一の外傷ではなく、人生の早期から長期にわたって虐待環境におかれ続けた場合、具体的な外傷を想起する以上に、自分の過去そのものが異常であるとか欠損しているなど、漠然とではあるが確信をもって意識し始めるようだ。こうした過去全体の喪失感を伴う過程は、思春期の不安定さと相俟って激しく危機的な状況になりやすい」と指摘している。

## （2）社会的養護を必要とした当事者たちの語り

2000年頃から、児童養護施設での日常のケアにおいて、子どもの声を聞き、子どもと共に過去を振り返っていくことの重要性が強調されるようになり、そうした文献が増えてくる。

例えば1999年に施設で暮らす子どもたちの語りや執筆等が集められた「子どもが語る施設の暮らし」が発刊された。編集委員会の一人である高橋（1999）は、序の中で本書を編集したきっかけになったのが1998年に行われた「東京地区高校生交流会」であり、本書の序において「『子どもの権利条約』に照らし、真に子どもの権利を擁護する施設はどのようにあれば良いのか。社会的養育機能を担う施設から、施設生活の主人公である子どもの声に耳を傾け、もう一度、子どもの気持ちになって寄り添っ

---

注3 村井は、この特集の冒頭で、1980年に津崎哲雄氏が、イギリスのソーシャルワーカーたちが、子ども自身の語る施設の暮らしや生育歴などをまとめた「児童養護の声」を翻訳して配布したことに触れ、この時代に注目すべきものだったと述べている。その後、子どもの権利条約の「意見表明権」などを踏まえ、児童養護施設では、全国養護施設高校生交流会など当事者である高校生が主体的に参加し意見を述べる場が構築されていったが、2000年半ばには姿を消した。この背景の分析については、津崎哲郎監修・著者の「養護児童の声・社会的養護とエンパワメント」（福村出版）の第1部を参照されたい。

て考えてみたいと思ったのです」と発刊の理由を述べ、養育の視点が、大人からではなく、子どもの側に立ったそれへの視点転換を強調している。

また2003年の季刊児童養護では、「子どもが語る『自分史』」という特集が生まれ、複数の当事者にインタビューを行い、報告している。子どもに直接話を聴いていく取り組み<sup>注3</sup>が児童養護の雑誌で取り上げられるのは、これまでほとんど例がなく、画期的な特集といえよう。同時に、当事者の言葉にした奥にある思いに触れることの難しさなど、聞き取り手の姿勢も問われるテーマであることも述べられている。

これに続き同季刊誌の2007年では、「子どもが話す」という特集テーマで、聞き取り手の大人の受け止め方と対応について異なる業種の立場での報告を掲載している。その中で、児童指導員である奥田(2007)は、施設を退職する職員を見てつぶやいた高校生T君の言葉を紹介している。「彼は4歳のときに入所、保護者は入所中に行方不明となり長期間施設で暮らした。よく遊び良く勉強し、明るく、たくさんの友人がおり、職員を困らせるようなこともせず、『手のかからない子ども』であった。それゆえに彼のつぶやいた一言は鮮明に覚えている。高校卒業までに職員の退職や部屋移動なので4人も担当職員が代わった。そのたびに、相手に合わせて上手に生きてきた。文句も言わずマイペースで生活していた彼の発言に驚き、『どうした?』とたずねた。『僕は小さいときからここで生きてきた。辛いことやムカつくこと、イヤになったことは何回もあったけど、他にいくことないし、ここにいるしかなかった。選べなかった。でも職員は自分で選んでここに来たんやろ。なのに、何で簡単にやめるの?がまん和努力が足らんと違うかな』。意外な、素朴な、鋭い言葉だった。マイペースに見えて、けっこう彼なりにここで上手く生きていくための努力と我慢をしていたことにそのときになって気付かされた」。

さらに奥田(2007)はもう1人、中学生A子についても紹介している。A子は、「小学校5年の末に入所。幼児期に父母が離婚、父親の実家で祖母中心に育てられたが祖母が病気で亡くなり、父親は借金の取り立てを苦にして子どもを残し失踪、祖父がしばらく世話をしていたが体調がすぐれず。彼女は施設で暮らすことになった。あまり自分のことは語らずいつも笑顔でいた彼女だが、中学生になると自分自身のこと、両親や家族、そして職員など『大人』の存在についてよく語るようになった。崩壊した家庭を考え、友人の家族をうらやましく思い、比較しながら自分のおかれている状況に憎悪の念を抱いた。『なぜ普通じゃないの?』『なぜ私がこんな目に遭わないかの?何か私が悪いことしたの?』。これは、施設で生活する子どもたちの多くが感じているであろう。」そして、A子は「『職員は親ができなかった子どもに正しいことを教える人』、『甘える対象は職員ではなく親』」と答えたという。

T君もA子も、自分の過去を心の中に押し込め、一見明るく振舞っているが、喪失のテーマを心の奥に抱えていることは明らかである。A子は思春期になり、自分の存在に対する疑念を抱き始める。まさにHerman(1992)のいう外傷の想起と服喪追悼の段階といえよう。奥田(2007)は子どもの語りを聴くことの意義を認め、その難しさを述べている。職員は指導者であると語るA子や「我慢と努力が足りない」と指摘するT君の言葉は、施設養育者にありがちな指導的姿勢を鋭く表してもいよう。特集の総括論文を執筆した山縣(2007)は、ここで面接や指導といった構えた援助でない「話し」や「語り」合うことの重要性を指摘している。

そして2005年以降になると、施設を退所して成人した当事者たちが、自分の生き立ちから施設での暮らしについて、主体的に語った報告や著書が増えてくる。例えば、2008年から年1回発刊されている「子どもと福祉」では、社会的養護を経験し施設職員として働いているなどの当事者が自らのライフストーリーを執筆している。毎回3名ずつ第4号まで12名が執筆したが、後には、これらに新たな当事者の執筆も加え「施設で育った子どもたちの語り」という本となって発刊された（「施設で育った子どもたちの語り」編集委員会，2012）。

「月刊福祉」では、2015年の9月号から「My Voice, MY Life 社会的養護当事者の語り」というタイトルで、毎月当事者へのインタビューを掲載し、現在も継続している。当事者が語る内容は、孤独感、恐怖、周囲への嫌悪感、真実を伝えることの怖さ、親との関係、親への思い、友人関係の悩み、いじめられたこと、居場所のなさ、生き立ちのわからなさ、施設での嫌な思い出、あきらめの多い暮らし、年長児への恐怖、なぜ自分がここにいるのか、自分の過去の空白、自分の人生に対する否定から肯定への転換、真剣に向き合ってくれる大人の少なさ、職員への反発、一般の子どもとの不公平感など、一人ひとり異なるものの、どれもが重要なテーマであり、「喪失」に通ずるものである。ここまでの語りが連載として継続されたことはこれまでになく、大きな変化といえよう。2019年5月号では、インタビュアーたちのこれまでのインタビューを振り返る座談会が掲載されてるが、その中でインタビュアーの一人である長瀬（2019）は、「当事者が前向きに生きれるかどうかは、寄り添う大人の存在にかかっているとしみじみ感じました。子どもの声をきちんと受け止める大人との出会いが子どもの人生の活力になり、人生を変えていきます」と述べている。

さらに伊部（2015）は、社会的養護を経験した当事者31人に生活史の聞き取り調査を行い、施設のケアについて考察している。この聞き取り調査において、当事者に自身の生活史を尋ねており、入所前の生活として、31人中21人が身内からの被虐待・ネグレクトに関する語りがあり、「貧困や低所得、親の心身の病気、障がい、アルコール依存、知らない人がいつも出入りしていた、親の性行為を見てしまった、親の自宅出産を手伝った、学校に行けない、食べ物がなく万引きを繰り返していた、1人で遊んでいた、家にいるのが嫌で飛び出していた等、様々な生活困難と、地域的にも社会的にも孤立している状況が浮かび上がった」と報告している。この状況は、本報告で明らかにしてきたように、戦後から今日までに社会的養護を経験した子どもたちに共通しており、かつ戦争孤児が体験した逆境体験とも通ずるものである。さらに、保護から施設でのケアについて、説明が充分でないまま、無理やり保護されたなどの語りや、施設内暴力や虐待の語りもあり、それに対して、「話を聞いてくれた職員がいた」などの語りと、「無視された」などの語りの両方があることを報告している。

### （3）措置入所・委託や措置変更に伴う喪失

虐待等を受けるなどして入所・委託となる子どもの人生史に正しく耳を傾けていくと、必ず喪失のテーマにたどり着いていく。生地（2017）は、養育環境の問題を指摘する中で、「事実として分かり易いのは、親や他の養育者との別離、主要な養育者の交代、頻回な転居、家族構成の変化などである。生まれたばかりで母親がいなくなったり、生まれる前から父親がいなかったりする経験のある子どもは、自分がこの世に歓迎されて生まれてきたという確信が持てないであろうし、生きている基盤その

ものが揺らいでいるだろう。…乳児院や児童養護施設に数ヶ月措置されては自宅に戻り、また措置されるという経験をしている子どももいる。そうした子は、関係を作っては引き裂かれて、誰を頼ってよいのか分からないだろう」と述べている。

ここで指摘しておくべきことは、虐待を受けた子どもの保護の取組みは、子どもの生命や発達保障の観点からは重要となるが、施設入所や里親委託そのものも子どもにとっては大きな喪失を伴うということである。入所・委託に伴う喪失は親との分離体験だけではない。それまでに馴染んできた環境の諸々（友人、活動、家、家具、地域など）からの分離であり、自己の存在を支えてきた諸要件の喪失となる。この点について増沢（2012）は、「施設入所は、家から離れるだけでなく、子どもがそれまでの居場所や積み上げてきた有形無形の財産を諦め、失う危険も伴う」と述べ、「重要なことは、地域での生活も含めて、過去から続く一連の流れの中に施設や里親宅での子どもの暮らしを位置づける」こととし、子どもを支えてきた大切な人やものや活動等の諸々を入所委託後もつなぎ、継続できるように支えることの重要性を指摘している。特に虐待対応が進む近年においては、緊急一時保護からそのまま施設入所となるケースも増えている。彼らにすれば、当然のごとくあった日常環境の予期しない突然の喪失であり、別れや悼みの機会が十分でない分、喪失の傷つきはより大きなものとなる。児童保護ソーシャルワークの実践において、十分に留意しなくてはならない視点といえよう。

さらに、社会的養護に入った子どもたちは、その後も担当者の変更や施設の措置変更、里親家庭の変更といった喪失体験が繰り返されやすい（徳永、2011）。伊藤（2017）は、措置変更に伴って重要な養育者と別れてしまうことの問題に注目し、施設から里親、乳児院から児童養護施設などへの「措置変更によって、以前いた施設の養育環境や人間関係等と子どもがまったく断絶されてしまう」と述べ、ケアの継続性と所属の感覚の2つの側面で成立する「パーマネンシー」の保障という観点から、措置変更のあり方について、現状と課題を整理している。この研究の中で、乳児院から児童養護施設に措置変更となる場合、生活の連続性を保障する取り組みの一つである「施設見学」や「生活体験」等いわゆる慣らし保育等の実施率は6割に満たないことを報告している。施設に人員体制の脆弱さが慣らし保育に時間を割けない現状があるにせよ、喪失の痛手を少なくし、生活の連続性を保障することの重要さへの理解はいまだ十分とはいえない現実を示している。

里親委託や養子縁組における養育の引継ぎとアタッチメント形成について、アタッチメント研究者の1人である遠藤（2017）は、アタッチメントをつないでいく視点として次のように述べている<sup>注1</sup>。「自分のルーツとかアイデンティティにかかわることだと思うんですけど、言ってみればバトンタッチのあり方というのはすごく重要だと思うのです。アタッチメントのバトンタッチということにこれまであまり力を入れてこなかったのかもしれませんが。どちらかというと、ある日時で、ぷつぷつと前のところの関係が完全に切れて、そこへの思いを一切断ち切ることで、新しいところへの適応を余儀なくされるということが多かったように思います。それは言ってみれば、重大な分離、そして喪失の事態であるわけで、場合によって、それにはそれこそ見捨てられたというような感覚が強く残ってしま

---

注1 発達心理学を専門とする研究者（遠藤利彦、久保田まり、近藤清美、増沢高、林浩康（司会））によるグループインタビューでの遠藤氏の発言。『里親委託・養子縁組の支援』（2017年、宮島清・林浩康・米沢普子編著、明石書店）に収められている。

うようなことがあり得る」と述べている。

社会的養護を必要とする子どもが経験する以上のような喪失は、いわば生きる基盤であるパーマネンシーの喪失であり、近代の児童福祉実践は、この喪失を予防し、補償するにはまだ十分とは言えない状況といえよう。

#### (4) 歴史性の喪失と人生史の分断

また、里親や施設に措置された場合、新たな養育者は、子どものそれまでの人生がどのようなか生き生きとイメージすることは難しい。山上他(1998)は、「子どもたちの自己の一貫性、歴史性、自己感の基盤にある存在していることの肯定性をささえているのは、子どもの成長・発達過程にかかわり、経験を共有し、歴史性の中でエピソードをとらえなおし、相互に伝えあい、温めていく、家族的人間関係である。自分が記憶していない自分の過去を、家族的な協同記憶から受け取り、自分自身の記憶として自分の歴史性に織り込んでいくことは、幼児期の子どもたちにしばしば観察されることである。…しかし、養育者を喪失している養護児童では、自分の覚えていない過去を知り、微かな記憶がある過去のエピソードを共有しうる養育者が生活の場に存在しない。したがって『共同記憶としての過去』の再生が起こらない。それは自己一貫性や自己の歴史性の喪失体験につながる可能性がある」と述べ、「(子どもが)子ども自身の過去の記憶を共有しえない他者との共同生活に投げ込まれる時、自己危機に瀕するのだという理解が、養護児童についてあまり注目されてこなかった」と加えて指摘している。

この点について増沢(2012)は、「施設職員や里親は、入所時や委託時あるいは自分が担当になったときに、ある種の錯覚に陥りやすい。それは、自分がかかわりをもち始めたときから、その子の人生が始まったかのような錯覚である。ここにすれ違いが生じやすい。子どもたちはこれまでの居場所に思いを残し、いつか帰れることを望んでいるが、援助者の思いはこれから先の子どもとの暮らしに向かい、子どもの過去の具体的な暮らしにはなかなか関心が向きにくい。その証拠に、自分が担当する子どもの施設入所後の出来事はよく語れても、それ以前の人生を豊かに語れる援助者はそうはいない」と述べ、これが一般家庭と大きく異なる点と指摘している。

一般の家庭では、子どもの過去の出来事は家族が共有しており、繰り返される協同記憶が、子どもの自分史を構成していく大きな要素となるが、そうでない場合、過去の記憶は徐々に薄らいでいく可能性がある。これは現実の対象喪失ではなく、自分の歴史性や由来といったアイデンティティの根幹にかかわる実存の喪失となる。特に思春期青年期に大きく揺れる社会的養護の子どもたちを理解する上で決してはずしてはならない重要な視点であろう。

さらに徳永他(2011)は「施設生活では、施設変更やケアワーカーの変更で生育歴の連続性が阻害されることが多い」とし、入所後でさえも、歴史性の喪失が起き易いことを指摘している。その上で、「一般家庭では自明とされることが、(代替養育においては)周囲の意図的な人為的な働きを通してはじめて『当たり前』となることがある」として、支援者はこうした喪失の危険性を十分に認識し、意識して彼らの過去のものがたりに耳を傾け、記憶の共有に努めることが重要で、このことが人生の断片化の予防につながると強調している。

## (5) 喪失への対応：人生の連続性を保障する取組み

川尻（2012）は、施設で育つ子どもに関する支援者の記録は、発達上の問題や行動上の問題の記述がほとんどを占めることを指摘し、ポジティブな内容も十分に記録し、措置変更等があってもその内容を引き継いでいけるような「育てノート」と、それらを元に子どもが必要とするポジティブな内容や受け止められた出来事を子どもと養育者がともに綴る「育ちアルバム」を作成し、退所の際には子どもに持たせることを提案している。現在この取組みの意義に賛同し、多くの施設がこの取組みを行うようになってきている。

人生の連続性を保障するために、喪失や分断に対して、それらを補償する支援の枠組みとして、イギリスから始まったライフストーリーワークの実践がある。ただライフストーリーワークといってもその立場等によって様々である。例えば、自分のルーツに関する子どもの知る権利を踏まえた「真実告知」を中心としたソーシャルワークに位置づけるもの（才村，2014）から、楢原（2009）のように、ライフストーリーワークを「出自や家族背景、入所理由といった子どもの生にまつわる重要な事実を分かち合い、子どもがその事実を胸に収め、自己物語を紡いでいくための言語的・非言語的な継続的対話」と定義して、日常での何気ない会話も含む幅広いケアワークに位置づけるものまである。楢原（2011）は、「分断された子どもの過去—現在—未来をつなぎ直し、過去を乗り越えていくための要素は日常の生活の中にこそ存在している」と述べ、食事や睡眠など、安心できる暮らしの中で、「折に触れて子どもの過去や未来について話し合うことは、連続した自己の感覚を育て、辛い体験や楽しい体験を自己物語の中に位置づけていくことを可能にする」と指摘している。家庭的養育のあり方の議論において、家の形態や衣食住のあり方は多く検討の話題に上がるが、本来の家庭の持つ「何気なくしている思い出話」が、人生史を構築する重要な日常会話であることに注目した意義ある視点といえよう。

Herman（1992）は、幼少期の虐待等慢性外傷後の生存者が直面する絶望の底を支える要件は、「どんなにささやかでもよい、愛による結びつきの力が残っているという小さな証しである」と述べ、「一人だけやさしく慰めてくれる人がいてその人のよいイメージが一つ残っているだけでも、喪失への悼みの中に下降していく際の命綱になってくれるだろう。動物や子どもに対して遠くからでも共感を感じる能力が患者にあれば、それは自分自身への共感の端緒となりうる、はかないいとぐちではあるが…。…服喪追悼がもたらす回復力と、もっと深刻な喪失の後にも人間には並外れた蘇りの能力があるという証しとはナチ・ホロコーストの生存者 K 夫人の治療の中に明らかである」とし、「K 夫人の治療過程に戦前戦中の良いこと、力強い話という資源が活用された」と解説している。

戦争孤児が喪失による絶望感に直面しながら、過去のささやかなれども良き人とのつながりの証しが、その苦しみの過程を支え、乗り越える大きな力となりえていたことは、戦争孤児体験者の証言からも明らかである。またこのことは虐待を受けて社会的養護を必要とした子どもにも同様にあてはまる。本報告の第2章3節で取り上げた一連の論考は、このことを支持していよう。虐待等を受け社会的養護を必要とした子どもの根底には実存の喪失がある。それに対する支援の手立てとして、彼らの言葉にできにくい悲しみや苦しみにより沿い続けること（村瀬他，2002；四方他，1999などの指摘）、過去に支えとなってきた人、もの、活動などを知り、可能な限りつなぎとめていく現実的な対応（増沢、

2012；伊藤，2017；川尻，2012などの指摘)、その上で、彼らの過去の語りに耳を傾け、良き体験や物語を協同記憶として共有し、絶望的な喪失のストーリーから肯定的なライフストーリーへと、その再編を支えること(山上他，1998；檜原，2009；2011；2015などの指摘)となろう。90年以降、過去に目を向けたこうした実践が始まり、ここで報告したように、現在その重要さへの認識は共有されつつある。しかし、社会的養護全体から見れば、まだ部分的といわざるを得ない。虐待を受け、否定され、見捨てられてきた過去をもつ子どもが共通してかかえる絶望的な存在の喪失に目をそむけずに寄り添い続けるには、人間の心への深い洞察力が求められ、かつ支援者の人生観や心の強さが問われよう。

(文責 増沢 高・西岡 弥生)

## IV. まとめ

子ども、そして社会的養護における子どもの喪失体験に焦点を当てた著書や論文等を収集整理し、分析した内容は、以下のようにまとめられよう。

### 1. 子どもの喪失体験の定義

子どもの喪失体験についての文献の多くは、親等の重要な対象との死別や離別を扱ったものが多い。しかし、喪失の悲しみや悲嘆は、重要な他者の喪失だけに限定されるものではない。Goldman(2000)は、死別や離別による人との関係の喪失に止まらず、より広い観点でとらえている。それらは次の7つに整理されている。①関係の喪失、②物の喪失、③環境の喪失、④自己の喪失、⑤習慣の喪失、⑥将来の喪失、⑦大人からの保護の喪失である。さらに死別等で喪失が自明な場合から、行方不明など自明でないものまで幅があり、また高橋(2016)は「別離としての喪失」「心理社会的な喪失」「あいまいな喪失」の3つの視点で整理しており、それぞれが体験した者にとって異なる意味と影響をもたらすものとなる。

### 2. 子どもの喪失体験への対応

Bowlby(1980)は、死別や離別などで親を亡くした子どもの悲哀が好ましい過程をたどるために要求される状況について、第1に、喪失前に子どもが両親と適度に安定した関係を結んでいること、第2に、子どもに直ちに正確な情報が与えられ、いろいろな質問をしたり、葬儀等の家族の喪への参加を含め、家族と悲哀を分かち合ったりすることが許されること、そして第3に、遺された親、あるいはそれが不可能であれば子どもと親密な代理者が存在し、子どもの慰めになり、その関係がその後も維持されるという保証があることを指摘した。

棚瀬(2014)は、親の離婚の子どもへの影響の重さを指摘しているが、日本では、離婚にともなう子どもの喪失に対する手立ては十分とは言えない。また戦争孤児や社会的養護を必要とした子どもの多くが、死別や離別を経験しているが、こうした子どもたちの喪失に対しての対応は、両親の離婚を経験した一般の子どもたち以上に十分とは言えない状況がある。

James & Friedman(2001)は、喪失を経験した子どもに必要な対応は「彼らの悲しみに寄り添い子どもの話に十分に耳を傾けること」と指摘する。このことは村瀬(2002)の児童養護施設の子ども達とのかかわりの実践からも強調されているところである。

James & Friedman(2001)はさらに「適切ではない対応」として、「泣いてはいけない」、「喪失の置き換え(代替りのもので補う)」、「1人で悲しみに浸れ」、「強くあれ」、「忙しくせよ」、「時間がすべてを癒す」という姿勢をあげ、教育現場に見られがちな対応と指摘している。

### 3. 戦争孤児とその後の施設入所児童等に共通した喪失体験

戦争孤児と高度経済成長期以降の虐待等によって施設入所となった子どもとでは、親との死別の有無という点で本質的に異なるとの認識が一般的である。しかし両者には共通した喪失のテーマがある。

戦争孤児の多くが戦後に経験した逆境体験は極めて悲惨なもので、施設に収容されたとしても体罰も含めて多くが劣悪な環境であったことは否めず、親の喪失だけではない様々な喪失を経験している。そして高度経済成長以降に施設に入所した子どもたちも、施設入所前から様々な逆境に遭遇し、施設入所後も環境の変化や社会的な差別など多くの困難に直面し、この子ども達も多くのものを喪失している。

Goldman (2000) の定義する喪失を踏まて、彼らが経験した喪失を整理すると、死別や離婚等による関係性の喪失に加え、それまでの家や環境の喪失、見捨てられた自分という意味での自己の喪失、習慣の喪失等、両者に共通する喪失対象が見えてくる。失った対象への強い思慕や希求、その一方で喪失の悲嘆や怒りを受け止めてくれる機会に恵まれず、心の奥にしまいこんで耐えている姿も両者に共通しており、複雑な喪失のテーマを抱いているといえよう。

逆境体験を繰り返してきた子どもに対する大人の対応として、「辛い過去にとらわれ続けず、現在の困難に耐え、問題を克服し、未来に向かって頑張ろう」といった、逆境克服的な前進志向ともいえる姿勢が支持されがちである。これは戦後から経済的成長を経て近年に至るまで、一定望ましいとされてきた生き方の姿勢でもある。しかし喪に対する姿勢としては、James & Friedman (2001) の指摘を踏まえれば、必ずしも適切とはいえず、むしろ逆境克服的な前進志向の養育姿勢は、子どもの心の奥にある複雑な喪失の課題に寄り添うまなざしを曇らせ、子どもにもそうした悲しみに蓋をさせてきた可能性がある。

#### 4. 現在の社会的養護における子どもの喪失体験

戦後から現代に至るまでに施設の養育環境は大きく改善された。しかし、喪失という視点からみれば、社会的養護における子どもは、現在でもなお多くの喪失体験を繰り返している。それらは以下のようなものである。

- ① 施設入所や里親委託は、入所・委託前の暮らしの中で自分を支えてきた諸要件（友人、活動、家、家具、地域など）を喪失する。
- ② 施設や委託となった後の担当者の変更や施設の措置変更、里親家庭の変更等が、新たな喪失となる。
- ③ 環境の変化や対象との分離を繰り返すことが、生きる基盤となるパーマネンシーの分断となり、自己一貫性や自己の歴史性の喪失へとつながる。
- ④ 一般的な家族のなかでは日常の会話を通して共有されている「子どもの歴史に関する協同記憶」が、社会的養護のもとでは再生されずに、共有されにくい。このことも自己一貫性や自己の歴史性の喪失につながる。

#### 5. 根底に抱える自己の喪失と実存の危機

戦争孤児も幼少期に逆境体験を繰り返した子どもたちも、傷ついた心の回復過程でさらに深い喪失に直面することになる。この点について Herman (1992) は、幼少期に虐待等の逆境状況を生き抜き、累積的トラウマを受けた者の回復過程で、「安全の確立」の段階を経て「想起と服喪追悼」の段階へと進むことを指摘した。「想起と服喪追悼」とは、自分の過去の逆境を想起していったときに伴う深

い喪失の悲しみを悼むことである。この喪失感は、自分の過去が異常であるとか欠損しているなどの感覚で、このことは自己の一貫性や歴史性の喪失につながると同時に、Goldman (2000) の指摘する「自己の喪失」に該当し、その中でも自分の存在価値そのものの喪失という重いテーマにかかわるものとなる。それは自己を否定し、生きる希望さえも失うような実存の危機が伴うもので、特にアイデンティティの課題に向き合う思春期・青年期の子どもにとっては、自分を価値ある人間として受け止め、社会に参加し、自立していく道を険しくさせる。

## 6. 自己の喪失（実存の危機）への対応

喪失を乗り越えるための取り組みについて、文献や論文等で提示、報告されたものを以下にまとめる。

- ① 彼らの悲しみに寄り添い、子どもの話に十分に耳を傾け、彼らの言葉にならない複雑な思いを想像し、受け止めていく姿勢が基本であり本道となる。
- ② 入所・委託の際に、それまでの歴史とこれからが分断されないよう、それまでの暮らしで子どもを支えてきた大切な人やものや活動等の諸々を入所・委託後もつなぎ、継続できるよう十分な配慮と対応をする。
- ③ 措置変更や養育者の変更を可能な限り避け、それがどうしても必要な場合は、例えば「ならし保育」など、移行に伴う手だてを十分に行い、喪失のリスクを低減できるよう対応する。
- ④ 彼らの過去の思い出などを養育者と子どもと共有し、協同記憶としていくこと。そのための取り組みとして、日常生活の中でのライフストーリーワークや「育て・育ちノート」の実践などは非常に有益である。
- ⑤ 幼少期の逆境状況による外傷ストーリーの回復過程において、時に思春期・青年期に生じやすい実存的絶望について深く理解し、寄り添い、粘り強く支えること。

戦争孤児も被虐待児も、最終的に⑤の段階をどう乗り切ることが今後の人生を左右するほど重要となるが、そこに寄り添い続けることは簡単ではない。喪失の深い悲しみを共にする苦しさから逃れたい支援者の気持ちが、早急の克服と前進を願っての叱咤激励へと向かわせる場合もある。しかし、その対応は喪失を埋めるものにはならない。支援者が子どもに寄り添い続けるためには、この苦悩の中にいる支援者をも支える視点も必要となろう。

子どもに寄り添う中で、語りの中から良き思い出のかけらを共有することは意味がある。このことは、戦争孤児が喪失による絶望感に直面しながら、過去のささやかなれども良き人とのつながりの証しが、その苦しみの過程を支え、乗り越える力となっていた戦争孤児体験者の証言が教えている。過去の良き対象とのかかわりや体験の痕跡（重要な対象との良き関係、良き体験の思い出など）の重要性に鑑みたとき、②から④は、この段階を乗り越えるための下支えとなる重要な取り組みとなることを再認識する。その上で、実存の危機に直面した彼らが、それでも過去の良き出会いや体験のかけらをつむぎ、少しずつ過去から未来に心が向かい、希望を抱いて歩めるよう粘り強く支え続けることが、支援者に求められる最も重要な姿勢となろう。

(文責 増沢 高・西岡 弥生・村木 良孝)

## 引用文献

- 相澤林太郎 (2019). 基礎統計にみる少年非行. 平成 29 年度研究報告書児童虐待に関する文献研究 非行と児童虐待, 4.
- 阿部利恵 (2011). 東日本大震災支援に携わって——日常の喪失と温度差. ヘルスサイコロジスト, 55, 5.
- American Psychiatric Association. (2013). *Diagnostic and statistical manual of mental disorders 5th Edition. [DSM-5]*. Washington, DC: American Psychiatric Association. 高橋三郎・大野裕 (監訳) (2014). DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル. 医学書院.
- Anita Thapar, Daniel S. Pine, James F. Leckman, Stephen Scott, Margaret J. Snowling, & Eric Taylor (2015). *RUTTER'S CHILD AND ADOLESCENT PSYCHIATRY, 6th Edition*. John Wiley & Sons : New Jersey. 長尾圭造・氏家武・小野善郎・吉田敬子 (監訳) (2018). ラター児童青年精神医学【原著第 6 版】. 明石書店.
- 浅井春夫 (2017). 戦争孤児問題の現在と研究課題. まなびあい, 10, 79-93.
- 浅井春夫 (2020). 戦後社会の変化と児童養護実践の方向～歴史から学び、現代の課題に立ち向かう～. 児童養護創刊 50 周年記念誌, 44-47.
- 浅井春夫・川満彰 (編) (2020). 戦争孤児たちの戦後史 1 総論編. 吉川弘文館.
- Boss, P. (2006). *Loss, Trauma, and Resilience: Therapeutic Work with Ambiguous Loss*. New York: W. W. Norton & Company. 中島聡美・石井千賀子 (監訳) (2015). あいまいな喪失とトラウマからの回復——家族とコミュニティのレジリエンス. 誠信書房.
- Bowlby, J. E. (1969). *Attachment and loss vol.1. Attachment*. New York: Basic Books. 黒田実郎・大羽葵・岡田洋子・黒田聖一 (訳) (1976). 母子関係の理論 I 愛着行動. 岩崎学術出版社.
- Bowlby, J. E. (1973). *Attachment and loss vol.2. Separation, Anxiety and Anger*. New York: Basic Books. 黒田実郎・岡田洋子・吉田恒子 (訳) (1977). 母子関係の理論 II 分離不安. 岩崎学術出版社.
- Bowlby, J. E. (1979). *The Making and Breaking of Affectional Bonds*. London: Routledge Kegan & Paul. 作田勉 (監訳) (1981). ボウルビー母子関係入門. 星和書店.
- Bowlby, J. E. (1980). *Attachment and loss vol.3. Loss, sadness and depression*. New York: Basic Books. 黒田実郎・吉田恒子・横浜恵三子 (訳) (1981). 母子関係の理論 III 対象喪失. 岩崎学術出版社.
- 土居健郎 (監修) (1996). 学校メンタルヘルス実践事典. 日本図書センター, 737-738.
- 遠藤恵子 (2008). 自死遺児の悲しみと悲哀の仕事. 国際文化研究所紀要, 13, 47-66.
- 遠藤利彦・久保田まり・近藤清美・増沢高・林浩康 (2017). 発達心理学を専門とする研究者によるグループインタビュー結果 養育の引き継ぎとアタッチメント形成. 宮島清・林浩康・米沢普子 (編). 子どものための里親委託・養子縁組の支援. 明石書店, 49.
- 藤永保 (編) (1981). 心理学事典. 平凡社.
- Goldman, L. (2000). *Life and Loss*. Milton Park: Taylor and Francis. 天貝由美子 (訳) (2005) 子どもの喪失と悲しみを癒すガイド. 創元社.
- 長谷川重夫 (1977). まえがき. 全国社会福祉協議会・養護施設協議会 (編). 作文集 泣くものか. 亜紀書房, 1-3.
- 橋本清 (1974). 被虐待児症候群. 小児科, 15 (10). 831-837.
- Herman, J. L. (1992). *Trauma and Recovery*. New York: Basic Books. 中井久夫 (訳) (1996). 心的外傷と回復. みすず書房, 294, 303-305.

- 比較家族史学会 (編) (1996). 事典 家族. 弘文堂.
- 本庄豊 (2016). 戦争孤児——「駅の子」たちの思い. 新日本出版社.
- 保坂亨 (編) (2011). 日本の子ども虐待 第2版. 福村出版.
- 星野光世 (2017). もしも魔法が使えたら——戦争孤児 11 人の記憶. 講談社.
- 伊部恭子 (2015). 社会的養護における支援課題としての権利擁護と社会関係の形成——社会的養護経験者の生活史聞き取りから. 福祉教育開発センター紀要, 12, 8-10.
- 伊藤嘉余子 (2017). 社会的養護の子どもと措置変更. 明石書店, 170.
- 伊藤方一 (1998). 今, 情緒障害児短期治療施設に求められるもの. 心理治療と治療教育 8・9 合併号, 1-14.
- 伊藤正男・井村裕夫・高久史磨 (編) (2003). 医学大辞典. 医学書院, 1528.
- James, J. W., & Friedman, R. (2001). *For Adults to Help Children Deal with Death, Divorce, Pet Loss, Moving, and Other Losses*. New York: Harper Perennial. 水澤都加佐・黒岩久美子 (訳) (2014). 子どもの悲しみによりそう——喪失体験の適切なサポート法. 大月書店.
- Jerry M. Wiener, & Mina K. Dulcan. (2004). *Textbook of Child and Adolescent Psychiatry, 3rd Edition*. American Psychiatric Publishing. 齊藤万比古・生地新 (総監訳) (2012). 児童青年精神医学大事典. 西村書店.
- J.S. Wallerstein, & S. Blakeslee. (1989). *SECOND CHANCES*. New York: Ticknor & Fields. 高橋早苗 (訳) (1997). セカンドチャンス 離婚後の生活. 草思社.
- 金谷有子 (2015). 喪失と悲嘆についての一考察——愛着の理論と研究の視点. 埼玉学園大学紀要, 15, 179-186.
- 金田茉莉 (1997). はじめに. 戦争孤児を記録する会 (編). 焼け跡の子どもたち. クリエイティブ 21, 8-19.
- 金田茉莉 (2002). 東京大空襲と戦争孤児——隠蔽された事実を追って. 影書房.
- 川尻恵 (2012). 社会的養護における「育ち」「育て」研究会の取組み. 児童養護, 42 (4), 8-12.
- 川崎二三彦・増沢高 (2014). 日本の児童虐待重大事件 2000-2010. 福村出版.
- 警察庁交通局交通企画課 (2018). 平成 29 年度交通事故被害者サポート事業報告書.
- Kempe, C.H., Silverman, F. N., Steel, B. F., Droegemueller, W., Silver, H.K. and Helfer, R. E. (1962). "The battered - child Syndrome". *J.A.M.A.*, 181, 17-24.
- 木田市治・小嶋謙四朗・小山勝太・宮沢柏夫 (1970). 日本の児童相談 (続). 川島書店.
- 清川卓史 (2017). 国に棄てられた数知れぬ浮浪児『1 匹 2 匹と数えられ』.(戦争孤児の会代表金田茉莉氏へのインタビュー). 朝日新聞デジタルニュース. <https://www.asahi.com/articles/ASK7Z4CHWK7ZULZU006.html> (2017 年 8 月 18 日 20 時 45 分配信).
- 経済企画庁 (編) (1976). 経済白書——昭和 31 (1956) 年度. 日本経済評論社.
- 小林真理子 (2016). 親子のコミュニケーションを支える. <https://www.ncc.go.jp/jp/cis/divisions/05survivor/pdf/04OS.pdf>, 92-100. (2020 年 2 月 12 日取得)
- 小林大・清水真一・澤田正一 (2008). 当事者の語り. 子どもと福祉, Vol.1, 76-85.
- 「子どもが語る施設の暮らし」編集委員会 (編) (1999). 子どもが語る施設の暮らし. 明石書店, 13-14.
- 厚生省児童家庭局育成課 (1974). 児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果. 厚生 vol.29. 厚生省大臣官房企画室 (編) (1962). 厚生白書：人口革命. 大蔵省印刷局.
- 久保田まり・久保千晶 (2020). 児童虐待に関する文献研究——わが国の児童福祉領域におけるアタッチメントに関する理

論の系譜．子どもの虹情報研修センター平成 30 年度研究報告．

- 荃津智子 (2012). 子どものグリーフケア. 高橋聡美 (編). グリーフケア——死別による悲嘆の援助. メヂカルフレンド社.
- 倉戸由紀子 (2015). グリーフケア——『別れ』のつらさが和らぐとき. 児童心理, 69, 171-177.
- 前田一男 (1997). 解説. 戦争孤児を記録する会 (編) 焼け跡の子どもたち. クリエイティブ 21, 218-249.
- 増原良二 (1976). 養護施設戦後三十年の歩み——対象児童の変せんとともに果たして来た役割. 全社協養護施設協議会・「養護施設三十年」編集委員会 (編). 養護施設 30 年——第 30 回全養研協記念出版. 全社協養護施設協議会, 51-55.
- 増沢高 (2001). 早期の心理的発達に障害を受けた子どもの入所治療——胎児のような O 君が少年に育つまで. 心理臨床学研究, 18 (6), 569-580.
- 増沢高 (2009). 虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助. 福村出版.
- 増沢高 (2010). 児童虐待に関する文献研究 (第 6 報) 子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析. 子どもの虹情報研修センター平成 21 年度研究報告書.
- 増沢高 (2012). 虐待を受けた子どもの喪失感と絶望感. 心の科学, 162 (3), 41-45.
- 増沢高・大川浩明 (2008). 子ども虐待対応の歴史. 川崎二三彦・増沢高 (編著). いっしょに考える子ども虐待. 明石書店. 35-55.
- Michael Rutter & Eric Taylor (2002). *CHILD AND ADOLESCENT PSYCHIATRY, 4th Edition*. Blackwell Publishing: Oxford.
- 長尾圭造・宮本信也 (監訳) (2007). 児童青年精神医学. 明石書店.
- 宮入映・石井昇・下村美穂子 (1986). 特集Ⅱ 親への思いをうけとめて… 児童養護, 17 (3), 20-31.
- 森省二 (1995). 子どもの悲しみの世界. ちくま学芸文庫.
- 村井美紀 (2004). 特集Ⅱ 子どもが語る『自分史』. 児童養護, 34 (4), 24-40.
- 村上典子 (2012). 災害における喪失・悲嘆への全人的ケア. 心身医学, 52 (5), 373-380.
- 村瀬嘉代子 (2012). 講座 子どもを受けとめて、育むという営み③ 子どもの生に纏わる根幹の事実を分かちあう (伝える). 児童養護, 43 (3), 30-33.
- 村瀬嘉代子・高橋利一 (編) (2002). 子どもの福祉とこころ——児童養護施設における心理援助. 新曜社
- 村谷信子 (1988). 実践レポート——親子の交わりの場を大切に. 児童養護, 19 (3), 24-26.
- 長瀬正子 (2019). My Voice My Life 社会的養護当事者の語り 座談会. 山縣文治・谷口純世・林浩康・長瀬正子・側垣一也. 月間福祉, 102 (5), 72-75.
- 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 付交通安全対策担当 (2012). 交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために.
- 仲村照子 (1994). 子どもの死の概念. 発達心理学研究, 5, 61-71.
- 橋原真也 (2009). 児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題——関係者 20 名を対象とした面接調査から. 子どもの虐待とネグレクト, 11 (1), 104-117.
- 橋原真也 (2011). 治療的養育の歴史的展開と実践モデルの検討——社会的養護における養育のいとなみ. 子どもの虐待とネグレクト, 13 (1), 125-136
- 橋原真也 (2015). 子ども虐待と治療的養育——児童養護施設におけるライフストーリーワークの展開. 金剛出版.
- 日本文化人類学会 (編) (2009). 文化人類学事典. 丸善.
- 日本戦災遺族会 (1983). 全国戦災史実調査報告書. 昭和 57 年度.
- 日本社会心理学会 (編) (2009). 社会心理学事典. 丸善, 212-213.

- 新田康郎・藤井肇・臼井朋包 (1973). 被虐待児症候群について. 日本医事新報, 2569号.
- 西田正弘・高橋聡美 (2013). 死別を体験した子どもによりそう——沈黙と『あのね』の間で. 梨の木舎.
- 西澤哲 (1994). 子どもの虐待——子どもと家族への治療的アプローチ. 誠信書房.
- 大原天青 (2011). 児童養護施設における治療的養育実践モデルの現場への適用と効果の検証——実践者と研究者の協同による子どもへの支援. 2011年度若手研究助成最終報告書, 6-7.
- 生地新 (2017). 児童福祉施設の心理的ケア. 岩崎学術出版社, 19-20.
- 小此木啓吾 (編) (2002). 精神分析事典. 岩崎学術出版社, 319.
- 奥田敦 (2007). 子どもが話す: 子どもが語れる会話を. 児童養護, 38 (2), 7-8.
- 奥山真紀子 (2008). アタッチメント対象の喪失 庄司順一・奥山真紀子・久保田まり (編). アタッチメント——子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐる. 明石書店, 177-193.
- Robin E. Clark, Judith F. Clark, & Christine Adamec. (2007). *The Encyclopedia of Child Abuse 3rd Edition*. New York: Facts on File.
- 小野善郎・川崎二三彦・増沢高 (監修) (2009). 詳解子ども虐待事典. 福村出版.
- 才村真理 (2014). ライフストーリーワークの理論的背景と導入. ソーシャルワーク研究, 40(3), 197-206.
- 斎藤学 (編) (1994). 児童虐待 (危機介入編). 金剛出版.
- 佐野優・中村みどり (2010). 当事者の語り. 子どもと福祉, Vol.3, 54-62.
- 佐竹良夫 (1971). 小児の虐待: Battered-Child Syndrome. 小児科診療, 34, 213-218.
- 佐藤利憲 (2012). 喪失体験をした子どもの反応とその対応. 精神科看護, 39, 63-68.
- 澤村真由美・関戸敏夫・鎌田成美 (2009). 当事者の語り. 子どもと福祉, Vol.2, 79-91.
- 新村出 (編) (2018). 広辞苑 第7版. 岩波書店, 1690.
- 「施設で育った子どもたちの語り」編集委員会 (編) (2012). 施設で育った子どもたちの語り. 明石書店.
- 島田正蔵 (1947). はじめに (初版序文). 田宮虎彦編 (1971). 戦争孤児の記録 (再刊). 太平出版社, 13-15.
- 副田義也 (2000). 自死遺児について. 母子研究, 20, 1-9.
- Spitz, R. A (1945). Hospitalism-An Inquiry Into the Genesis of Psychiatric Conditions in Early Childhood. *Psychoanalytic Study of Child*, 1, 53-74.
- 杉山新作 (1990). 「情短」そのアウトライン 杉山新作 (編). 子どもを育てる生活——チームワークによる治療の実践. 星和書店, 2-25.
- 高橋正彦 (1999). 序「子どもが語る施設の暮らし」編集委員会 (編). 子どもが語る施設の暮らし. 明石書店.
- 高橋聡美 (2016). 子どもを喪失体験とレジリエンス. 発達, 37, 40-45.
- 高橋聡美・佐藤利憲・西田正弘 (2013). 東日本大震災で大切な人を失った子どもたちへの心の支援. 安全教育学研究, 12, 47-60.
- 高橋聡美・瀬藤乃理子 (2019). 子どものあいまいな喪失. 黒川雅代子・石井千賀子・中島聡美・瀬藤乃理子 (編). あいまいな喪失と家族のレジリエンス——災害支援の新しいアプローチ. 誠信書房, 63-91.
- 高野幸子 (1971). 家族に会いたい. 児童養護, 2 (1), 17.
- 滝川一廣 (2016). はじめに. 滝川一廣・高田治・谷村雅子 (編). 子どもを育てる生活——児童心理治療施設の総合環境療法. 東京大学出版, 1-22.
- 棚瀬一代 (2012). 離婚と子どものウェル・ビーイング. 教育と医学, 704, 56-65.

- 棚瀬一代 (2014). 講義『離婚と子ども』. 子どもの虹情報研修センター紀要, 12, 77-93.
- 徳永祥子・徳永健介 (2011). 生活の中のライフストーリーワーク. 児童養護, 42(4), 19-25.
- 富田拓・二井仁美・相澤林太郎・三枝将史・大原天青 (2017). 児童虐待に関する文献研究——非行と児童虐待. 子どもの虹情報研修センター平成 29 年度研究報告書.
- 辻本耐 (2010). 幼児期における死の概念の発達的变化. 大阪大学教育学年報, 15, 57-69.
- 津崎哲雄 (2010). 第 I 部 はじめに. 津崎哲雄 (監修) 養護児童の声——社会的養護とエンパワメント. 福村出版.
- 内菌耕二・小坂樹徳 (監修) (2002). 看護学大辞典 第 5 版. メヂカルフレンド, 1315.
- 氏原寛・亀口憲治・成田善弘・東山紘久・山中康裕 (共編) (2004). 心理臨床大事典改訂版. 培風館, 992-993.
- World Health Organization. (1992). *The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders : Clinical descriptions and diagnostic guidelines*. Geneva: World Health Organization. 融道夫・中根允文・小見山実 (監訳) (1993). ICD-10 精神および行動の障害——臨床記述と診断ガイドライン. 医学書院.
- 山上雅子・松尾正澄 (1998). 自己の歴史性と共同記憶——養護児童における自己形成の問題. 京都国際社会福祉センター 紀要 発達・療育研究, 14, 17-30.
- 山縣文治 (2007). 子どもが話す——総括 子どもが『話す』ことと児童福祉施設での援助. 児童養護, 38 (2), 19-21.
- 山縣文治・谷口純世・林浩康・長瀬正子・側垣一也 (2015-2020). My Voice My Life 社会的養護当事者の語り. 月間福祉, 98 (10)-103 (6).
- 山縣文治・松本伊智朗 (2003). 特集Ⅱ 子どもが語る『自分史』——かれらはどのようにしてわれわれと出会ったか. 児童養護, 34 (3), 25-35.
- 山縣文治・村井美紀 (2003). 特集Ⅱ 子どもが語る『自分史』——かれらはどのようにしてわれわれと出会ったか. 児童養護, 34 (1), 25-35.
- 山縣文治・鈴木力 (2003). 特集Ⅱ 子どもが語る『自分史』——かれらはどのようにしてわれわれと出会ったか. 児童養護, 34 (2), 24-35.
- 山口匡和・高橋成貴・成田雄也 (2011). 当事者の語り. 子どもと福祉, Vol.4, 78-90
- 山本力 (2015). 子どもの離別と死別——悲しみの心理臨床学. 児童心理, 69, 143-149.
- 山崎英則・片上宗二 (編) (2003). 教育用語辞典. ミネルヴァ書房, 356.
- 横山聖美 (2017). 子育て中にがんで配偶者を亡くした母親が死別後に子どもと生きていく生活の中での体験. 日本がん看護学会誌, 31, 82-91.
- 四方耀子・増沢高 (1999). 虐待された子ども・虐待した親への援助 鍋田恭孝・福島哲夫 (編). 心理療法のできることできないこと. 日本評論社, 120-121.
- 吉田久一・宇都栄子 (1976). 日本社会事業史と養護施設. 全社協養護施設協議会「養護施設 30 年」編集委員会 (編). 養護施設 30 年——第 30 回全養研協記念出版. 全社協養護施設協議会, 11-17.
- 全国社会福祉協議会・養護施設協議会 (編) (1977). 泣くものか——作文集 子どもの人権 10 年の証言. 亜紀書房.
- 全国社会福祉協議会・養護施設協議会 (編) (1990). 続 泣くものか——作文集 子どもたちからの人権の訴え. 亜紀書房.

## 参考文献

- 青島多津子 (2012). 医師の立場から児童自立支援施設の生活を考える. 田中康雄 (編) (2012). 児童生活臨床と社会的養護. 金剛出版, 112.
- 有菌克広 (1998). 特集Ⅱ 困難を抱えた子どもたち——巣立ちいく S 君のケアについて. 児童養護, 29 (1), 33-39.
- Donna Jackson Nakagawa (2015). *Childhood Disrupted*. New York: Atria Books. 清水由紀子 (訳) (2018). 小児期トラウマがもたらす病. パンローリング.
- 伊部恭子 (2012). 社会的養護を受けた人々に聞く生活史—施設入所に至る経緯と入所後約1年に着目して—— 社会福祉の理論と運営—社会福祉とは何か—. 筒井書房, 352-337.
- 伊部恭子 (2013). 施設退所後に家庭復帰した当事者の生活と支援——社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して—. 佛教大学社会福祉学部論集, 9, 1-26.
- 池田由子 (1979). 児童虐待の病理と臨床. 金剛出版.
- Judith.S. Wallerstein, Julia M. Lewis, & Sandra Blakeslee. (2000). *The UNEXPECTED LEGACY of DIVORCE*. New York: Carol Mann Literary Agency. 早野依子 (訳) (2001). それでも僕らは生きていく. PHP 研究所.
- 鎌田春華 (2018). 私の社会的養護. 子どもと福祉, Vol.11, 47-50.
- 金田茉莉 (2020). かくされてきた戦争孤児. 講談社.
- 増沢高 (2010). 情緒障害児短期治療施設の治療的援助と子どもたちの姿. 家庭裁判月報, 62 (7), 1-58.
- 増沢高 (2017). 里親・養子縁組におけるアタッチメント. 宮島清・林浩康・米沢普子 (編). 子どものための里親委託・養子縁組の支援. 明石書店, 25-36.
- 麦倉泰子 (2019). 施設とは何か——ライフストーリーから読み解く障害とケア. 生活書院.
- 村瀬嘉代子 (2012). 講座 子どもを受けとめて、育むという営み① 生きる糧の基盤をつくる. 児童養護, 43 (1), 34-36.
- 村瀬嘉代子 (2012). 講座 子どもを受けとめて、育むという営み② 子どもの心理的再生を支える. 児童養護, 43 (2), 30-33.
- 村瀬嘉代子 (2013). 講座 子どもを受けとめて、育むという営み④ 「生活」を基本におく専門的支援. 児童養護, 43 (4), 30-33.
- 大村正樹 (2006). 自立支援のプロセス 前編「信頼してもいいんだ」. 児童養護, 37 (1), 31-34.
- 大村正樹 (2006). 自立支援のプロセス 後編「これからもよろしく」. 児童養護, 37 (2), 31-34.
- 小此木啓吾 (1979). 対象喪失. 中公新書.
- 高橋克己 (2017). 仕事で養育をするという営みの真価とは何か. 児童養護, 48 (1), 8-11.
- 玉井貴洋 (2017). 子どもを理解し受け止める——子どもの無限の可能性を信じて. 児童養護, 48 (2), 20-23.
- 田宮虎彦 (編) (1971). シリーズ戦争の証言 2 戦災孤児の記録. 太平出版社.
- 吉田幸恵 (2013). 社会的養護の歴史的展開——ホスピタリズム論争期を中心に. 名古屋経営短期大学子ども学科子ども学研究論集, 6, 15-28.
- 全国社会福祉協議養護施設協議会 (編) (2015-2020). My voice My Life 社会的養護当事者の語り. 月刊福祉.

資料 1-1：戦争孤児経験者の語りに関する文献（書籍）の概要<sup>注1</sup>

1958	光の中を歩む子ら	品川博	講談社	<p><b>戦争孤児 2 名の手記を含む支援者の体験記</b></p> <p>「引揚軍人」だった著者は、「平等の喜び自由の嬉しさ」を感じ、横須賀から上野駅に向かった。しかし、上野駅では「復員の小父さんおにぎりおくれよ」「疎開から帰って見たら家が無かったよ」とよってくる戦争孤児に出迎えられ、その姿に衝撃を受けた。その後著者が、浮浪児収容所で出会った「浮浪児」と呼ばれた子ども 6 名と共に、戦災孤児救済のために「鐘なる丘少年の家」を建設するまで、子どもらと靴磨きや印刷業等に従事し資金を集め、差別や非情な待遇を受けながら生きてきた体験記。当時の戦争孤児だった 2 人の手記「思い出の記」も記されている。手記には、亡くなった母親が自分のために作ってくれた着物と位牌が移動中の汽車で盗まれ、「母が死んだ時より尚一層悲しかった」時に、手元に残された母親が使用していたタオルで涙をふき、「母の香り」に心の悲しみが癒されたことが綴られている。</p>
1969	泣くもんかー疎開学童たちの記録	島田雅編	サンケイ新聞社	<p><b>学童疎開の教員による当時の学童並び支援者の体験記</b></p> <p>戦時中に教員だった編者が中心に、当時の子どもたちが学童疎開でたくましく生き様を残したいと、著したもので「傷を傷として受け取るのではなくそれをのりこえている」と回想する。一方で、紹介された資料では、学童集団疎開の学寮生活で「かなりきつい生活時程」のなか、小6男児が疎開生活を「みんな元気だほがらかだ」と歌にするなど、前半は寂しさや辛さを表に出さない内容が主だったが、後半は、「長期に亘って親元をはなれているための愛情の飢から、等しく学童たちは生気を失っていく」状況が記されている。また、疎開を支えたものは、「学童をとりまく人々の善意」であり、学童の疎開地の鳴子に関する関心は、「鳴子に愛情を持ち第二の故郷と思うもの」「無関心でいるもの」「鳴子の疎開に憎しみをいだいてい</p>

注 1 個々の文献の「題」や「文中」で著者が「戦災孤児」という表記を使っている場合は、「戦災」を使用している。

1971	戦災孤児の記録	田宮虎彦編	太平出版社 (1947 再刊版)	<p>るもの」の三つの型に分けられた。</p> <p><b>戦争孤児経験者と支援者の体験記</b></p> <p>戦争で両親を失った孤児たちの手記として、1947年に文明社から刊行された同じ表題の本（島田正蔵・田宮虎彦）を再編集したものである。初版序文で島田は、「両親をなくしたり、別離している子どもはまはらずこの安全確保の重大要件を喪失している」とし、安全確保がないまま成長した場合、「すべての点が委縮状態において発育する。だから、心性が豊かでなく、小心となり恐怖性を形成する」としている。萩山学園（少年の村）の子どもたちや教師、保母（ママ）の約70の手記が収められている。そのなかの1つに、母親亡き後祖母に育てられた戦争孤児の方が、「お母さんがぼくのことをお願ひしますと死んでいった」と祖母から聞いたことで、「なんとお母さんていいだろう」と思い、そこから祖母に感謝の気持ちをもったことが記されている。また、太平出版社は、執筆に関連した関係者の消息について情報提供を読者に呼びかけている。</p>
1972	アメリカひじき・火垂るの墓	野坂昭如	新潮社；改版	<p><b>戦争孤児経験者の体験を題材にした物語</b></p> <p>著者自身の戦争体験を題材としたとされる物語。戦火で親を失った清太と節子は身を寄せた親戚宅で、母親が生前に預けた行李や洋服箱の母親の着物を見て、「ナフタリンの臭いがなつかしい」と、そこに亡き母を感じる。戦争が進むと、兄妹は親戚宅で「ほんまにえらい疫病神がまいこんで来たもんや」と邪魔者扱いされ、いたたまれなくなってきた清太は、山で洞穴を見つけた「この穴やったら誰もけえへんし、節子と二人だけで好きにできるよ」と、幼い妹を連れて家を出る。しかし、食糧が得られず、清太は盗みで食糧を得ようとするが、節子は栄養失調で弱っていく。やがて、節子は4歳で衰弱死する。清太は自分で火葬した節子の骨を集め、山を降り、親戚宅</p>

				<p>の裏の防空壕で、「母の長じゅばん腰ひもがまるまっていた」のを見つけ「拾い上げ、ひっかついで」、壕には戻らなかつた。約1か月後に、清太は三宮駅構内で栄養失調により衰弱死した。清太の遺体の腹巻の中には節子の遺骨が入ったドロップの缶があった。</p>
1972	戦火に生きた父母たち—中学生の聞き書き (シリーズ・戦争の証言)	小林桂三郎編	太平出版社	<p><b>中学生による戦争経験者の語りの記録</b></p> <p>東京泉南中に在籍する28名の中学生が、今の自分たちと同世代だった父や母はどのような戦争体験があったのかを聞き取った語りの記録。疎開先の母たち、沖縄戦中の母たち、空襲の中の母たち、銃後の守りの中の父母たち、軍隊の中の父たち、海外引き揚げと父母たちといった、当時の人々の体験に基づき整理し、記録したもの。疎開先を訪問してくれた母親が去つたことを知つた子どもが、「やっばり、もういないんだ」「でも、もしかしたら、もしかしたら、その後ろ姿だけでも見られるかもしれない」と立ちあがり走り出したその姿を、「それは、国のためでもない」「ただ、母を求めて走るひとりの子どもの姿だった」と記している。また、空襲で家族がばらばらになり遺体も見つけないことができなかった家に、残された家族がやっとの思いで作つた位牌について、「そこには、一つにまとめられた家族の位牌がひっそり置かれてあつた」と記されている。</p>
1977	ガラスのうさぎ (現代・創作児童文学)	高木敏子	金の星社	<p><b>戦争孤児経験者の体験の物語</b></p> <p>著者が12歳であつたとき、東京の空襲で母親と妹を失つた。残された父親と二人で葬式をするために、焼け跡から「母親の茶碗のカケラや、妹たちのままとの茶碗」を集め墓石の下に納めた。さらに、著者は疎開先を出て父親と一緒に新潟に住むための引越途中の駅の待合室で機銃掃射を受け、目の前で父親を殺される。疎開先の家で父親の遺体の隣で夜を明かすことになつた著者は、死のうと海へ向かつたが、そこで波をうけ、まだ死ん</p>

1979	春風のなかの子ども ールポターージュ 浮 浪児からテレビッ子 まで	永井萌二	太平出版社	<p>ではいけない、「父の遺体を火葬しなければいけない」と思いとどまり家に戻る。ひっそりとした家の中で、父親の遺体に「敏子、だめじゃないか、しっかりしないで」と叱られていると感じた。その後、著者は、身を寄せた親戚宅で、離れて暮らす兄との手紙のやりとりや交流を心の支えにして、家族の絆を繋ぎ生きた。</p> <p><b>新聞記者による戦後20年の少年非行の問題のルポターージュ</b></p> <p>敗戦直後の戦争孤児への対応を、放任時代（1945年）、カリコミ時代（1946年）、収容時代（1947年）とし、その後街の子として生活の根をおろした孤児たちの、繁栄の陰に隠れた厳しい現実を記した。一方で、戦後20年の少年非行の変遷を「戦災孤児→ヒロポン→暴力組織→集団就職の脱落者」とし、「金の卵」として集団就職した永山則夫にふれている。1969年週刊朝日連載の『10代の事件簿』の記事（非行少年、シンナー乱用グループ、出稼ぎ家庭の悲劇）を抜粋し、同時期に自閉症の問題がマスコミで取りだされた状況も示している。東京鑑別所の調査室で一人の非行少年に連想ゲームのテストをした際、調査官の「犬？」の問いに「ハダシ」と答え、次いで「星？」と問うと「お、お、おふくろ」と答えた様子が記されている。無意識にでてくる答えのなかに、少年の純粋さを期待し、そこから立ち直る可能性を見出したいと願いながら、「あまい、あまい」という声が心のどこかから聞こえてくるという、著者の複雑な思いが綴られている。</p>
1979	ぼくもわたしも梅の花 (語りつぐ戦争体験)	日本児童文学 者協会・日 本子どもを 守る会編	草土文化	<p><b>戦争孤児経験者の語りの記録</b></p> <p>1979年の国際児童年にあたり、日本児童文学協会と日本子どもを守る会が、戦争体験の記録を募集し、子どもたちにも読めて考えることのできるものを選び収録したもの。子ども期に満州事変・日中戦争・太平洋戦争の15年戦争を経験した者の体験記と語りの記録や、成人期に戦争を経験し戦</p>

1982	千人の孤児とともに 一戦災孤児をそだて た石綿さだよ	久保喬	PHP 研究所	<p>時下で遭遇した子どもたちの悲惨な状況を語った記録がおさめられている。「ぼくもわたしも梅の花」とは、集団疎開に子どもをやった親が、子どもが手紙に本心を書いて先生に見つかるといけないと思いい、「つらくてかなしいことがあったら、つらいとか、つらいとか、かなしいとか書かないで、桜の花をかいておいてちょうだい」「おなかですいてたままならなったら、梅の花をかいてちょうだい。その絵をみただけで、おかあさんにはすぐわかるから」と、空腹の子どもを支える親子の絆を表した言葉である。</p>
1983	浮浪児の栄光	佐野美津男	小峰書店 (1961 三一書 房)	<p><b>支援者の孤児救済体験の物語</b></p> <p>「愛児の家」園長の石綿さだよが、終戦後に街にあふれ飢えや孤独に苦しむ6、7歳から10歳くらいまでの戦災孤児を自宅に連れて帰り、親のように世話をし、成人し社会に巣立つまで育てあげた社会福祉活動の物語。昭和22年(1947年)の10月に東京で「戦災孤児写真展」があり、13人の親たちが、3,000枚以上の写真の中から戦災で愛児を探し当てたことが報道された。一方で、わが子を見つけたにもかかわらず、生活苦から子どもを引き取れることを避け、子どもに打ち明けずにそのまま帰った親もいたという。その様子を見た係の者が、「たとえどんなにこまっいて、いままぐそだてる力がない親だとしても、子どもに対面して名のつてやればよい。子どもはやはりどこかに自分の親がいると思うだけでも、生きるころろのささえになるものでしょうに。」と語った言葉が記されている。</p> <p><b>戦争孤児経験者の体験の物語</b></p> <p>少年時代を、第二次世界大戦のさなかと敗戦後の混乱期に戦争孤児として過ごした著者の体験を基に書かれた物語。家が焼け、肉親を失っても、亡くなった親きょうだいがどこかで生きていられるかもしれないという希望を捨てきれずにいたことが記されている。著者は敗戦後半年を経て、亡くなっ</p>

1987	焼跡少年期（中公文庫）	吉岡源治	中央公論社	<p>たとされた両親と姉ふたりで過ごした家があった場所で、「ここが玄関、ここが風呂場、このへんに階段があったはずだ」と焼跡に立つ。この時に「きょうから、おれは浮浪兒なんだ」と浮浪兒として生きていくことを決意する。あとがきでは、著者は孤兒だった自分の経験の本が政治的に利用されることを嫌い、心の問題の本として読まれることを望んだと記されている。戦争を嫌っているのに声もたてずにいる人の存在を、私達ひとりひとり、それぞれの心で知るようにならなければならず、心の声を聞くためには心の耳が必要だと述べている。</p>
1985	うしろの正面だあれ	海老名香葉子	金の星社	<p><b>戦争孤兒経験者の体験の物語</b></p> <p>東京大空襲で家と両親を失った著者が、上野地下道等で浮浪兒生活を送った後、幼い妹と一緒に頼った先の兄が肺結核になり、やむを得ず妹を施設に入所させることになる。明日はいよいよ妹を施設に送り出すという朝、兄は兵隊に行く時に父親が買ってくれた腕時計を腕からははずし、弟である著者に渡し、「仕事が終わったらこれを質屋に持っていく、いくらでもいいから金に換えてきてくれ」と言う。そのお金で小豆と砂糖を買い、その夜はお汁粉をつくって妹を少しも喜ばせたいという思いからだった。兄の体温がまだ残った腕時計を受け取った著者は、兄の言うとおりに、その晩はお汁粉を作り兄妹そろっての最後の食事をした。兄はその後に病死する。孤独な中で著者はヒロポンに侵されるが、偶然出会った牧師との関係で人を信じる心をとり返し、病床の兄が死に際に「勉強しろ」と言い残した言葉で、勉学に励み人生を立て直した。</p>
1985	うしろの正面だあれ	海老名香葉子	金の星社	<p><b>戦争孤兒経験者の体験の物語</b></p> <p>東京大空襲で家族6人を失った著者が、親戚宅に引き取られ生活するが、終戦後に1人で東京に戻り、焼けあとから歩み出す物語。「ここが、この焼</p>

1985	日本を走った少年たち	村上早人	法令総合出版	<p>けくずれた残がいこの山が、わたしの家の跡なんだ。」と、家の焼けあとに飛びこみ、父母を呼ぶが返事はなく、焼け残った家族の思い出の品を見つめる。「(母親の)着物の切れっぱしに、ほおずりをして」みたが、母親のぬくもりはなかった。父親が使っていた茶碗のかけらや仕事用の小刀、弟の小さなふとん等をつまみ、最後に家族で過ごした正月のことを思い出す。平和だった頃に、夕方まで近所の子どもたちと遊んだ当時の状況を回想し、「うしろの正面だあれ」と言われ目を開けると、うしろの友達の肩越しに母親の姿が見えるはずと思ったが、そこは瓦礫の山だけだった。空から「かよ子、がんばっておくれ」という母親の声がした。泣きただけ泣いた後、もう一度焼けあとに目をやり、これからの人生の一步を踏み出した。</p>
1986	母にささげると鎮魂記	金田茉莉	草の根出版会	<p><b>戦争孤児経験者の体験の物語</b></p> <p>5歳で戦争孤児になり正規の学校に通うことができず、当時警察で危険少年と言われた著者が、戦中・戦後を生きた幼少期から青春期までの経験を、当時の心情を表現した詩を交えて綴った自叙伝的物語。帯に警察庁及び警察署の書類に記された、「現住所不詳、父不詳、母戦災にて死別、親戚不詳、学歴なし」と、昭和24年当時におけるハヤト(通称)の上野警察署での写真が掲載されている。著者は、母親と死別後しばらく、母親と一緒にいた時の服を着ていた。しかし、「少年の家」で保護された際に、不衛生なので捨てるように言われ、「この服は母のかたみの服なりし、着るに穿られず、捨てるに惜し、悲しかり」と当時の心情を詩っている。職員にその服が母親の形見だとは言えずに、大喧嘩になったエピソードが紹介されている。喪失による深い傷が見過ごされたまま、保護等の対応がなされていた当時の状況を知ることができる。</p> <p><b>戦争孤児経験者の体験の物語</b></p>

1986	それぞれの富士一戦争とふたりの少年	西村滋	主婦の友社	<p>著者は1945年3月に東京大空襲で母親と姉妹を失い孤児となった。母親に抱き締めてもらいたくて、叔父と一緒に黒焦げの死体のなかを探し歩いた。その後疎開先で母親の死体が見つかったという知らせを受けた。孤児になり親戚宅に身を寄せ、「親と一緒に死んでくれたらよかったのに」と言われながら生きる。母親が遺した貯金を基に高校を卒業して上京し、住み込みで場末の飲み屋等で安い賃金で働いた。結婚し子どもにも恵まれたが、戦後は戦争孤児に対する差別が厳しかったため、40年間孤児であることを封印した。大病で奇跡的に一命を取り留めた際に、人生観が変わり、亡き母親に報告したいとの思いから執筆した自伝史。</p>
1986	それぞれの富士一戦争とふたりの少年	西村滋	主婦の友社	<p><b>戦争孤児の経験から当時の状況を描いた物語</b></p> <p>敗戦後に戦争孤児の収容施設となった「のぞみの家」が舞台である。入所当時14歳のタツペは、衣類のポケットにボロボロで包んだ半分焼け焦げた家の表札を大切に隠し持ち、事情を知らない職員にポケットに隠されたものを見せるように詰め寄られて、表札が落ちると、「痛いじゃないか」と叫んだ。タツペにとって焼け焦げた表札は、亡くなった家族と過ごした幸福な時間そのものだったことを職員は気づく。一方、フー公は、両親の遺体がみつからない状況が続くなかで、疎開する前に両親と交わした、朝の決まった時間にそれぞれの場所から富士を眺め親子の絆を確かめるという約束を守りながら、自分を支えていた。また、作品を通して著者が出会った、戦争孤児だった子どもたちが、成人後もなお深い傷を負ったままその後の人生を歩むエピソードが紹介されている。</p>
1988	地下道の青春	西村滋	ミネルヴァ書房	<p><b>戦争孤児経験者の体験の物語</b></p> <p>戦争孤児だった著者が、成人を迎えた我が子に向けて、著者自身が20歳の時の状況を書き綴った物語。9歳の頃に孤児になり、孤児院を転々とし</p>

				<p>途中、生活の足しに働かせようとする里親に引き取られた。非行に走り、送られた7つ目の施設は感化院だった。著者はそこで終戦を迎え成人した。著者はそれまでの集団生活では得られなかった、一人の人間として自分の意思で道を選ぶという経験をしたいと思い、施設を出て、地下道で暮らした。路上生活で得た親友に、「キミは未来の何者だ？」と将来何になりたいのかと聞かれ、自分が孤児になってから誰からも自分の将来に関心を示してもらえなかったことを振り返る。親友の問いに対して口から出たのは「作家」という答えだった。</p>
1990	孤児たちの長い時間	創価学会婦人 平和委員会編	第三文明社	<p><b>戦争孤児経験者たちの語りの記録</b></p> <p>「東京大空襲、沖繩戦、原爆そして中国大陸での逃避行」の中で生きた子どもたちの記録。「瞬時にして両親、兄弟を失った子らにとって敗戦はもう一つの長い戦いの始まりであった」と、太平洋戦争で両親を失って焼け跡に投げ出された「戦争孤児」に焦点をあて、戦後をどう生きぬいてきたかを明らかにしている、当事者が語った証言の記録。戦争孤児の記録は乏しく、戦時中は報道管制で真実が伝えられない時代であったことから、敗戦直後からの戦争孤児対策すなわち子どもたちはどう扱われてきたかについて、新聞記事からの抽出も試みている。さらに、戦争孤児を引き取り育てた「愛児の家」と「希望の家」を訪問し聞き取った数々のエピソードを交え、貴重な歴史の証言を紹介する。</p>
1990	夜空のお星さま	金田茉莉子	YCC 出版部	<p><b>戦争孤児経験者の体験の物語</b></p> <p>1945年の東京大空襲で母親と姉妹を亡くした著者が、戦災孤児として生きたその後の体験を、児童向けに書いた小説。疎開先から東京へ戻った子どもたちは皆、駅には親たちが手をふって出迎えてくれるものと思っていた。しかし、駅の構内も街も一変し、出迎えの人影はなく、親を亡くした子ども</p>

1997	焼け跡の子どもたち	戦争孤児を記録する会編	クリエイティブ 21	<p>もたちは適切な保護を受けることはなく、その後は戦災孤児として厳しい生活を強いられた。母親を探し焼け跡を探すなか、著者より幼い男児が、母親とはぐれた場所でも母親が戻ってくることを信じて待っている状況を記している。また、親のいる子どもから、「親なし子」といわれ、差別やいじめを受ける中で、他の子どものように自分の帰りを待っていてくれる人はもういないと悟る。著者は、母親は夜空の星になったのだと言いつき、自分を見守っていると信じ、その後の人生を歩むという物語。</p>
1998	日本の国籍を下さい	菅原幸助著 社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会編	三一書房	<p><b>戦争孤児経験者 15 名による証言集</b> 戦後 50 年目の 1995 年の「戦争孤児の集い」に 15 名が集まり、孤児たちの証言をまとめた。本書の解説で前田一男氏（当時立教大学文学部助教授）は、高度経済成長の繁栄の波にのまれ戦争孤児は忘れられた存在となり、浮浪児・戦争孤児は、社会福祉や児童福祉の領域においては取り扱われはしたが、教育史の領域では戦後教育改革に覆われ本格的な研究対象にはならなかったことを示している。本書が刊行された 1997 年が児童福祉法 50 年を迎えるにあたり、戦争で犠牲になった子どもたちの人権を保障することへの貢献について、問いを投げかけている。戦争孤児は社会的存在であるとし、当事者たちの証言を通して書き残し語り伝える、素朴だが重い問題意識から編集された証言集である。巻末に戦争孤児関係文献リストが掲載されている。</p> <p><b>戦争孤児経験者の国籍回復の物語</b> 中国孤児とその養父母たちが、中国籍あるいは無国籍から日本籍を取得するために編著者の菅原氏及び社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会によせた約 3,000 通余りの「日本の国籍を下さい」という「孤児たちの手紙」を、地域別（黒竜江省、吉林省、遼寧省、東北三省以外）に整理し主なケ</p>

				<p>ースを選択してまとめたもの。また、中国孤児を扱ったNHKドラマ「大地の子」について、実際の孤児の状況と異なると指摘し、養父母が「我が子同様」に育ててくれたこと、日本敗戦当時は悲惨な逃避行を続け肉親と離別した点については、実際の孤児もほぼ同じ体験をもつが、ドラマの主人公のように大学に進学し、就職先で重要なポストとにつけることは現実には殆どない点が記載されている。</p>
2002	東京大空襲と戦争孤児一隠蔽された真実を追って	金田茉莉	影書房	<p><b>戦争孤児経験者による論考</b></p> <p>刊行当時、有事（戦争）立法が「国民の生命と財産を守るため必要」と制定されようとしていた。先の大戦で見捨てられた民間人（とくに女性・子ども・高齢者）がどうなるのかを知ってほしいという思いで、東京大空襲の悲惨な実態や、空襲で保護者を失った子どもたちの想像を絶する苦難な道のりを、多数の資料や貴重な証言をもとに記した。孤児たちが戦後も心の傷を抱え、危険な目にあいながら生き延びた状況を、①一番大切なもの（親）が奪われた、②人間が燃え死ぬ姿を見た、③自分を責め、亡くなった家族を供養できない、④抱きしめてくれる人がいない、⑤小学・中学に行かせてもらえない、⑥虐待、⑦差別・偏見等に整理した。孤児たちが過酷な戦後を生きた現実と、社会の無策・無責任について言及している。</p>
2006	戦災孤児の60年—孤児院に育った子供達の記録	桜田鈴雄	新風舎	<p><b>戦争孤児経験者による論考</b></p> <p>戦後60年の節目に著者が自らの戦争孤児の体験と当時の孤児院で育った孤児たちの記録をまとめたもの。戦争は多様な角度から論じられるが、戦災孤児が語られることは少なく「戦争孤児」という言葉は死語になるも、世界では未だ戦争によって犠牲になる子どももいる。一方で、戦争のない日本では養育の放棄、虐待、遺棄という現実がある。戦後の孤児院は児童養護施設と名前を変えたが、親を知らない、親と離れざるを得ない子ども</p>

				<p>たちの心は、震災孤児と変わらないのではないかという問題を提起した、震災孤児の記録。戦時中に生き別れた母親と息子が再会を果たした後、母親が息子の収入をあてにしたため、息子が母親の元を去ったエピソードも紹介されている。また、当時戦争孤児だった60才を過ぎた友人が「俺の親がつけた名前は何やったんやろうなあ、そう思う時が一番つらいんや」と、語った言葉も記されている。</p>
2009	戸籍も本名もない男 —アメリカで夢を掴んだ戦争孤児	村上早人	講談社＋α文庫	<p><b>戦争孤児経験者の体験の物語</b> 2004年の河出書房新社より刊行された『ハヤト』を改題、加筆・再編集した文庫版。爆撃で左肩と手を飛ばされた母親は目と口を大きく開けて残された一本の手で「逃げろ」と手振りをした後絶命した。孤児となった著者が先立った母親を憎む気持ちと求める気持ちを冒頭で綴っている。生きるため窃盗団の一味になった時期もあった。丁稚奉公を勤めたが偏見から続かずアメリカに渡り偏見に屈することなく多様な職業の経験を積みビジネスの道を拓いた。文庫版のまえがきには、浮浪児時代に助けてくれた姉的な存在の人や孤児の仲間、アメリカで強制送還を求められた裁判で温かい言葉をかけてくれた移民官、幼馴染の女性らが、著者の人生を守ってくれたと記している。</p>
2013	終わりなき悲しみ—戦争孤児と震災被害者の類似性	金田茉莉著 浅見洋子監修	コールサク社	<p><b>戦争孤児経験者による論考</b> 『夜空のお星さま』『焼け跡の子どもたち』の著者が、東日本大震災で家族を失った震災孤児と、先の大戦で家族を失った戦争孤児の類似性をテーマに、孤児として生きる困難を論述。戦争孤児22名を対象にしたアンケート調査結果を掲載。孤児として生きていく上で一番つらかったことについて、「遠慮して、自分自身の心を抑え、心を殺して生きているのが辛かった」という回答が半数を占めた。さらに、死を考えたという孤児が22名中18人</p>

				<p>にのぼったことが示された。哲学者の高橋哲也氏のいう「犠牲のシステム」から示唆を得て、震災孤児と戦争孤児が共通して犠牲者であることを考察した。「犠牲のシステム」を無くすためには、現場の被災者・被害者の実態を直視し、「人間を生かすシステム」へ変えていくことが必要であると、論じている。</p>
2014	<p>浮浪児 1945—戦争 が生んだ子供たち</p>	石井光太	新潮社	<p><b>戦争孤児経験者の語りを基にしたドキュメンタリー</b></p> <p>20世紀後半に貧困や紛争で荒廃したアジア、アフリカの国々の街頭は、やせ細り物売り・物乞いをして生きるストリートチルドレンがいた。数年後の21世紀では急速な経済成長を遂げたそれらの国々が街の浄化政策としてストリートチルドレンを排除した。その状況に日本の戦後の浮浪児の姿を見た著者は、戦争孤児が街や記録から消されることによって、問題に蓋をして人間の本質が見えなくなることや、100人近い当時の子ども・関係者からの話を綴った。上野駅の地下道で身を寄せ合い、暖をとる孤児たちが、日中の地上では弱肉強食で生き非行に手をそめながら食料を取り合い生き延びていた状況が記されている。孤児院に収容された後親を探しに脱走した孤児や、生きるために手を染めた悪行を謝罪する孤児や、社会への怒りを表出して亡くなった孤児もいた。</p>
2014	<p>8・15 戦災と3・11 震 災—なぜ悲劇は繰り返されるのか</p>	片野勸	第三文明社	<p><b>東日本大震災と太平洋戦争を重ねて描いたルポタージュ</b></p> <p>ジャーナリストの著者が「一瞬にして生活と家族の絆が切断された彼ら彼女の苦悩の断面を描く」と現地取材に向いた記録。多くの命が失われた災いで命が助かった人が抱く「どうして、助けられなくて自分だけが生きていくのか」という自責の念は、広島の大原爆投下で生き残った人と東日本大震災の場合も重なる。著者は、戦災孤児と震災孤児の状況を重ね、さらに、仙台空襲と津波の状況、艦砲射撃・釜石と津波の状況、郡山</p>

				空襲と福島第一原発の状況、サハリン引揚げと福島第一原発の状況、中国引き揚げと福島第一原発の状況を取りあげ、両者の構造的システムの類似性を述べている。また東北の被災地で2012年の一年間で不登校や非行が増え始めた報告が紹介されている。
2015	戦争孤児	申英慧	万来舎	<p><b>朝鮮戦争で戦争孤児となった著者の物語</b></p> <p>日本が終戦した5年後に隣国で「朝鮮戦争」が勃発した。著者の三兄妹はこの戦争によって三つの国で離ればなれの状況が続いている。休戦から60年以上経ても、別れた当時の妹の顔が今も忘れられず、探したくとも探すすべがなく、この物語を世に出すことで、妹を探したいと思った。著者は中国で両親と兄妹の5人家族だったが、父親が家族への説明なく人民軍に入隊したため、残された母親と著者と兄妹は、母親の実家のある朝鮮半島に渡った。間もなく母親が病に臥せたため、叔父は幼い著者と妹を孤児院に預けた。叔父が去った後も姉妹は部屋の隅にとり残された。姉妹は叔父が迎えに来るかもしれないという望みを捨てず、「その隅」を離れると、自分たちの居場所がわからなくなると不安で、食事とトイレに行く時以外は、「その隅」を一步も離れなかつたという。ある日、妹を養女にしたいと孤児院に訪れた女性二人に、妹は両手をひかれ、ふり返りながら孤児院を出ていった。著者は妹の幸せを願いながら、その後も行方を探している。</p>
2015	戦争孤児を知っていますか？—あの日、〆駅の子〆の戦いはじまった	本庄豊	日本機関紙出版センター	<p><b>ラジオ特集の記録（戦後70年～戦争孤児）</b></p> <p>MBS ラジオ「報道するラジオ」で2015年8月21日に放送した内容の記録。戦後に京都駅で過ごした孤児の方への取材を基に、戦争孤児の調査に取り組む本庄豊氏（立命館宇治中学校・高等学校教諭）を交えたジャーナリスト、アナウンサーらの対話の記録。誰もが食糧難で切迫した当時、</p>

				<p>孤児を預かった親戚が、「戦後は鬼のよう」になった。社会からの差別もあったが、親戚から受けた差別は、さらに孤児たちを傷つけるものだった。当番組の準備資料「戦争孤児 Q&amp;A」には、戦争孤児についての基礎知識が記されている。戦後、駅の子を見たという年配者が「彼らのその後の人生についてまったく考えたことがなかった」と語った言葉から、孤児を作りだす社会を大人が認識できていなかったことがわかる。</p>
2016	戦争孤児―「駅の子」たちの思い	本庄豊	新日本出版社	<p><b>戦争孤児経験者の語りを基にしたドキュメンタリー</b></p> <p>戦争孤児を、戦災孤児、原爆孤児、引き揚げ孤児、沖縄の残留孤児、国際（混血）孤児に分類し、戦争孤児たちは戦争が終わってから本当の苦しみが始まったことを当事者への聞き取りからまとめたドキュメンタリー。また、戦争で兵士が死ぬと母子家庭が多くなるのは常だが、日本の場合は母親を空襲で亡くした戦争孤児が街に溢れた背景に、将来の兵士や労働力確保のための学童集団疎開があったと筆者は述べる。親と住まいを失った孤児たちは、雨や夜露をしのぎ食べ物を得るため駅に集まった。本書では、京都の積慶園、平安養育院、平安徳義会、伏見寮で育った戦争孤児だった方からの聞き取りを中心にまとめている。</p>
2017	もしも魔法が使えたら―戦争孤児 11 人の記憶	星野光世	講談社	<p><b>戦争孤児経験者 11 人の手記</b></p> <p>親を失った戦争孤児が極限状態のなかで生きぬいた状況を、語りを通して次世代に伝える手記。巻末の解説で野田正彰氏（精神科医）は、上野駅で狩り込みされた孤児たちがトラックの荷台に乗せられ棄てられた状況を絵にすれば、「硬く緊張し、大人たちを猜疑心で見つめながら弱さを隠した表情になったであろう」とし、一方で、「優しい子どもの表情」は、「戦争を体験しなかった子どもの表情、孤児になる前の無垢な表情、人を信じ、人の世を信じて生きていた子どもの表情」としている。また、精神科医とし</p>

2018	「混血児」の戦後史	上田誠二	青弓社	<p>での経験から、孤児となって極限状態を生き抜いた人々に共通する人格として、「真面目で几帳面、自己を犠牲にしても家族のために黙々と尽くす生き方」によって、「過酷な戦後を確実に生き抜いてきた」と結んでいる。</p> <p><b>戦後日本女性と外国人兵士（主にアメリカ兵）との間に生まれた「混血児」たちをめぐる排除と包摂の歴史</b></p> <p>混血児たちの戦後史。「混血児」と呼ばれた子どもたちは、性暴力と売春、貧困と格差、優生思想と差別といった、複層的かつ重層的な社会的困難を背負い生きてきた。「混血児」に対する社会の関わり方と彼らの生きざまを、占領・復興期→高度経済成長期→現在までの聖ステパノ学園（幼稚園→小学校→中学校とほぼ同じメンバー）における混血児教育から捉え、支援者側と混血児側の語りが記されている。混血児の孤児たちは、思春期・青年期になると社会が自分たちを見るまなざしを認識し、その理不尽さに苦しみながら、社会へと一歩踏み出していく様子が語りのなかに記されている。</p>
2019	三月の空を見上げて —戦災孤児から児童文学作家へ	漆原智良	第三文明社	<p><b>戦争孤児経験者の自伝的物語</b></p> <p>1934年に浅草で生まれた著者は、防空演習による過労で母親を亡くした後、集団疎開中に父親も亡くした。著者を疎開先に送り出した別れ際に父親が残した「赤い雪は降らせない」という言葉と別れの日の笑顔を支えに、両親を亡くし身寄りのない戦災孤児として厳しい戦後を生きた。同級生と同じように学校に通えない苦しさや悔しさといった感情を、当時の心の友だった『トモヨシの日記』に書くことで自分を支えた。一方で、母親が生前に著者に読みきかせてくれた昔話を職場の雇い主の子どもにも聞かせてあげるなど、目には見えないが亡き両親が著者の心に残した無形のもものが、孤児を生きる著者の心の支えになっていたことが記されている。</p>
2020.	「駄の子」の闘い—	中村光博	幻冬舎新書	<p><b>戦争孤児をテーマにした2018年NHKドキュメンタリー番組の書籍化</b></p>

1.30	戦争孤児たちの埋もれてきた戦後史			<p>NHK スペシャル「〓駅の子〓の闘い〓語り始めた戦争孤児〓」、BS1 スペシャル「戦争孤児〓埋もれてきた〓戦後史〓を迫る〓」のドキュメンタリー著者が、戦争孤児を経験された80代の方達の証言を記録したもの。神戸の空襲で家を亡くし、母親と三宮駅の待合室を寝床にしていた男性は、母親が男性にだけ食べ物を与え自分は食わずに衰弱し目の前で亡くなる経験を語った。男性はその後施設で暮らし、退所後は家族をもった。現在は退職後の生活を送るが未だに三宮駅に行くことができず、「戦争の悲しみを引きずっている」状態である。また、残留孤児になった女性は、親や自分の「肝心の名前がすっかり抜けている」状態で「自分が一体誰なのか、出身地はどこなのか」と自分のルーツがわからない苦しみを抱えている。また、空襲で母親を失い親戚の家に身を寄せたが、「親の悪口」を聞かされること最も辛かったという。</p>
2020.3.6	かくされてきた戦争孤児	金田茉莉	講談社	<p><b>戦争孤児経験者たちの証言の調査結果</b>  先、『母にささげる鎮魂記』『夜空のお星さま』『東京大空襲と戦争孤児〓隠蔽された真実を追って』『終わりになき悲しみ〓戦争孤児と震災被害者の類似性』の著者が、前著で書ききれなかった親戚宅での生活をはじめ、疎開先や養育先での状況を記している。当時、親戚宅から逃げ出し浮浪児になる孤児が多かった背景に、「遠慮ばかり」して「心を殺した生活」があった。アンケートに協力した孤児の90%が「親戚宅での生活が一番苦しかった」と答えた背景に、「密室になった家庭の中では何が行われているか、外からは見えない」し、家に置いてもらっている孤児は不満を言えず、そのことが「現在も心に深い傷を残している」と述べる。アンケート調査後も孤児の方が「我々は、いつまでもたっても孤児から卒業できない」と語り、著者は「さらに、親たちの遺骨もない悲しさ」「親たちへの祈る場所がない」苦しさが一生続くとした。また、親や家族を一度に失う心の傷が、「愛を失う恐ろしさ」になり、恋愛ができず身を引いてしまいう苦しさが記されている。</p>

資料 1-2 : 社会的養護当事者の語りに関する文献（書籍）の概要

1977	作文集 泣くものか—子ども もの人権 10 年の証言	全国社会福祉協議会・ 養護施設協議会編	亜紀書房	<b>児童養護施設で生活している子どもたちによる作文集</b> 全国社会福祉協議会・養護施設協議会が、施設生活を送っている子どもたちの実態を把握する資料として、10 年間にわたり集めた作文のうち 211 篇が掲載されており、高度経済成長政策とその終止符をはじめとする当時の日本の社会的変動が子どもたちに与えた影響をうかがい知ることができる。作文は、施設入所に至った家庭状況、子どもたちが語る願望、将来への思いといったテーマでまとめられて、悲しみを忘れて楽しく過ごしているという言葉や、「少し悲しいけど、今はがまんしていいしよけんめいがんばる」といった語りから、とりわけ子どもたちの前向きな明るさや逞しさに焦点が当てられているものが多い。
1990	作文集 続 泣くものか— 子どもたちからの人権の訴え	全国社会福祉協議会・ 養護施設協議会編	亜紀書房	<b>児童養護施設で生活している子どもたちと卒園生による作文集</b> 1977 年に出版された前作から約 10 年の間に集められた、500 篇に及ぶ作文が掲載されている。低成長期と呼ばれる日本の社会状況と福祉圧縮の流れの中で、経済的貧困や両親の離別などの問題が大きくなり、養育困難や虐待などの厳しい家庭状態におかれる子どもたちが増えた実態がうかがえる。前作同様、子どもたちの言葉で、施設入所に至った経緯や、両親への思い、現在の生活や将来への希望が綴られている。突然施設入所に至ったことへの喪失感や当惑が多く語られているが、大人からの励ましの言葉をかけられたことや、前向きな言葉で結ばれているものも少なくない。
1999	子どもが語る施設の暮らし	『子どもが 語る施設の	明石書店	<b>児童養護施設で生活している高校生と卒園生 17 名による手記集</b> 子どもたちが、作文だけでなく漫画や語りなど、自分が安心して表

2003	子どもが語る施設の暮らし 2	『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編	明石書店	現できる方法を選択して、自分の体験や施設への思いを記している。本書に参加している子どもたちは、高校生が施設主体者として施設生活を考え意見表明をする場である「東京地区児童養護施設高校生交流会」の参加者であり、手記の中にも施設生活や支援者への要望が率直に綴られている。その中には「ダメならダメと言ってほしい」「気持ちを受け止めてほしかった」といった言葉が散見され、喪失体験を繰り返している子どもたちが表面的な関係性ではなく、より濃密な関係性を求めていることがうかがえる。なお、2003年には第2弾が刊行されている。
2003	『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編	『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編	明石書店	<p><b>児童養護施設で生活している高校生と卒園生15名による手記集</b></p> <p>「東京地区児童養護施設高校生交流会」に参加している子どもたちによる手記が掲載されており、1999年に刊行された第1弾の続編。本書も第1弾と同様、子どもたちの作文やインタビューに答える形式での語りによって、施設入所に至った経緯や施設で暮らす中で抱く思いが綴られている。前作同様、支援者との深い繋がりを求める声が続けられていると同時に、親に対して憎しみや諦めの一方、「母なりの事情もあつただんどうし、その理由を聞いてみたい」「心のどこかで両親を求めている気持ちがある」などと綴っている子どもたちも多く、親との離別に複雑な思いを抱き、葛藤している様子が見え、また、支援者と専門家4名による座談会が収録され、子どもたちの言葉を受けた感想を踏まえながら、現在の施設養護や児童福祉制度が抱えている課題についての意見交換が盛り込まれている。</p>
2003	『児童養護』34(1)～(4)	山縣文治、	全国児童養護	<b>社会的養護のもとで暮らしている子どもたちの語りの特集</b>

2004	特集Ⅱ 子どもが語る「自分史」	村井美紀、鈴木力、松本伊智朗、江中宣夫	施設協議会	子どもたちが当事者意識をもち発言し、関係者が学び福祉のあり方を変えていく必要から、全4回の特集が企画されている。自分自身や社会的養護自体をどのようにとらえているについて語り、編集委員が聴き取っている。家族との関係、施設職員のこと、友人関係、自分自身について語っているが、それは諦めや期待、葛藤といった感情にとどまらず、自分がどう生きていくかという宣言につながるものである。
2008	しあわせな明日を信じて— 作文集 乳児院・児童養護施設の子どもたち	長谷川真人 監修 日本福祉大 学長谷川ゼ ミナール、 NPO 法人 「こどもサ ポートネッ トあいち」 編	福村出版	<b>乳児院・児童養護施設で生活している子どもたちおよび卒園生 23 名と、その支援者の手記集</b> 子どもたちの作文には、生い立ちや施設生活のこと、今の気持ちや親への思い、将来の展望などについて綴られ、その子どもにも関わった支援者から、入所の経緯や家族状況、子どもの気持ちや変化についてコメントが付されている。さらに、子どもの発達や社会福祉に関心を寄せている研究者が子どもと支援者の作文を読んでコメントを記しており、施設で暮らす子どもたちの生活や思いが複数の視点から取り上げられている。作文には、入所の経緯や自己の存在について「なぜ」と理由を探し、喪失体験に葛藤しながら向き合う過程がうかがえる。なお、作文を記した子どもたちの後の生活や成長発達をまとめた本が2016年に発行されており、子どもたちの6年後の語りを知ることができる。
2008 ～ 2011	『子どもと福祉』1～4 当事者の語り	『子どもと福祉』編集委員会編	明石書店	<b>社会的養護のもとで生活した経験のある当事者たちの語りの特集</b> 全4回にわたる本特集では、施設での生活や施設を巣立ってからの人生の語りから、人と人との出会いの大切さを見つめ直すことを目的としている。それぞれの語りからは、過酷な生い立ちの中で親を

				<p>はじめとする大人への不信感や複雑な思いを抱えながらも、施設職員や里親、そして憧れの先輩や配偶者となる異性など、他者との関わりの中で自分を認めてもらえる経験を得たことが生きる支えとなっていることがうかがえる。なお、この連載で掲載された語りは『施設で育った子どもたちの語り』にも収録されている。</p>
2011	<p>児童養護施設と社会的排除 — 家族依存社会の臨界</p>	<p>西田芳正編 著 妻木進吾、 長瀬正子、 内田龍史著</p>	<p>解放出版社</p>	<p><b>児童養護施設での生活経験者 12 名のインタビュ調査報告</b> 児童養護施設で生活した経験のある 12 名にインタビュし、施設で生活する子どもたちの暮らしや、その後の社会生活の実態を調査・検討している。インタビュで聴き取った生活史を、生まれ育った家庭生活の特徴、施設生活の様子、学歴取得や職業生活への移行といったテーマ別にまとめ、他の調査研究の知見も含めながら分析している。また、施設生活経験者は日本社会から厳しい排除を経験しているとの視点から、当事者のアイデンティティ形成のプロセスにおいて、施設生活者としての自分を肯定的に受け容れるためには「何らかの理由で家族と別離して生活することを自覚し、そうした自分を自己了解するための物語を形成すること」の重要性を指摘し、施設入所の理由や社会的養護とは何かという疑問に向き合うときに、施設生活経験を肯定的に受け容れてくれる他者の存在との交流が手助けとなること等を挙げている。</p>
2012	<p>しあわせな明日を信じて 2 — 一文集 乳児院・児童養 護施設の子どもたち 3 年 後の便り</p>	<p>長谷川眞 人、吉村譲、 吉村美由紀 監修 NPO 法人</p>	<p>福村出版</p>	<p><b>児童養護施設で生活している子どもたちおよび卒園生 15 名と、その支援者の手記集</b> 2008 年に発行された作文集に寄稿した子どもたちうち 15 名の、3 年後の様子を記した追跡の手記。前作同様、子どもたちの作文と共に、子どもにも関わった支援者からのコメントやインタビュを付</p>

			「こどもサ ポートネッ トあいち」 編			している。3年の間に施設変更や家庭復帰後の一時保護など、さらなる喪失体験を重ねた子どもも複数みられ、その中で進路や日々の生活など、自分の生きる道を模索しながら歩む子どもたちの様子がうかがえる。さらに、施設入所高校生と支援者へのアンケート調査と座談会の実施結果がまとめられており、施設入所者が安心安全な施設生活を求めていること、進路選択において金銭面や学習機会に関して課題を感じていることが述べられている。
2012	施設で育った子どもたちの語り	『施設で育った子どもたちの語り』編集委員会	明石書店		<b>児童養護施設などの施設や里親との生活を体験した21名による手記集</b> 全国児童養護問題研究会第40回大会の記念事業として発行されたもの。『子どもと福祉』に連載された手記に、新たに執筆されたものが加えられている。1960年代生まれから1990年代生まれの当事者が自分の過酷な生い立ちを振り返り、施設や親に対する現在の思いや将来の展望、社会へのメッセージなどを思い思いに綴っている。複数の当事者が大人になって親探しや生まれ故郷の訪問など、自分のルーツを振り返った経験を語っているほか、自分の経験から施設職員として働くことを選択した人、当事者団体の運営に携わっている人など、喪失体験と向き合う過程は施設退所後も続いていくことがうかがえる。また、巻末資料には社会的養護に関する用語解説と、全国各地で活動している社会的養護の当事者団体情報が収録されている。	
2015 ～ 2020	『月刊福祉』98(5)～103(6) My Voice, My Life 社会的養護当事者の語り	山縣文治、 谷口純世、 長瀬正子、	全国社会福祉協議会		<b>社会的養護のもとで暮らした子どもたちの語りの特集</b> 全62回のこの企画は、子どもの権利条約に謳われている意見表明権に基づき、社会的養護出身者の声を受け止め、今後の在り方を考え	

2016	<p>しあわせな明日を信じて 3          一作文集 乳児院・児童養          護施設の子どもたち 6年          後の便り</p>	<p>林浩康</p>		<p>ようとするものである。大学で教鞭を執る福祉領域の専門家が聴き手となり、話し手が自分自身のライフ（生活、人生、生命）をどのようなにとらえているか、福祉サービスを含む大人社会をどのような目で見ているのか、を引き出している。様々な葛藤を抱えつつ、自身に与えられた「生」をとらえなおす機会となりうる出会いを通して「今」があることを実感している話し手が少なくない。</p>
	<p>長谷川 眞          人、吉村譲、          吉村 美由          紀、藤重育          子監修          NPO 法人          「こどもサ          ポートネッ          トあいち」          編</p>	<p>三学出版</p>		<p><b>児童養護施設で生活している子どもたちおよび卒業生 14 名と、その支援者の手記集</b></p> <p>2008 年に発行された作文集に寄稿した子どもたちのうち 14 名の、6 年後の様子を記した追跡の手記。前作同様、子どもたちの作文と共に、子どもに関わった支援者からのコメントを付している。3 年毎の継続的な発行により、子どもたちの複雑な思いの変化や成長発達の様子をうかがいがい知ることができる。母親から心理的虐待を受けて施設入所に至った女子は、「この 8 年間で得た大きな事は、特に母親との繋がりが」と振り返り、施設生活に支えられながら、母親との繋がりの喪失体験と向き合ってきた様子がうかがえる。また、支援者 8 名による座談会や施設入所経験者 5 名による座談会を収録し、当事者としての思いや意見交換が盛り込まれている。さらに、司法・福祉・教育・保育の各専門分野の研究者によるコメントや、乳児院・児童養護施設の現状と課題についてまとめられており、多角的な情報が記されている。</p>

資料 2 : 喪失体験文献リスト

1. 子どもの喪失に関する文献

資料 2

1945	Spitz, R.A.	Hospitalism — An Inquiry Into the Genesis of Psychiatric Condition in Early Childhood	『Psychoanalytic Study of the Child』
1969	Bowlby J. (黒田実郎・大羽葵・岡田洋子・黒田聖一=訳) (1976)	母子関係の理論 I 愛着行動	岩崎学術出版社
1973	Bowlby J. (黒田実郎・岡田洋子・吉田恒子=訳) (1977)	母子関係の理論 II 分離不安	岩崎学術出版社
1979	小此木啓吾	対象喪失—悲しむということ	中公新書
1979	Bowlby J. (作田勉=訳) (1981)	ボウルビイ母子関係入門	星和書店
1980	Bowlby J. (黒田実郎・吉田恒子・横浜恵三子=訳) (1981)	母子関係の理論 III 対象喪失	岩崎学術出版社
1989	J.S. Wallerstein & S. Blakeslee (高橋早苗=訳) (1997)	セカンドチャンス 離婚後の生活	草思社
1990	森省二	子どもの対象喪失—その悲しみの世界—	創元社
1992	Judith Lewis Herman, M. D. (中井久夫=訳)	心的外傷と回復	みすず書房
1993	J. William Worden	Grief Counselling and Grief Therapy A Handbook for the Mental Health Practitioner	Springer Company, inc
1994	仲村照子	子どもの死の概念	『発達心理学研究』
1995	森省二	子どもの悲しみの世界	ちくま学芸文庫
1997	山上雅子	物語を生きる子どもたち：自閉症児の心理療法	創元社
1999	Judith Lewis Herman, M. D. (中井久夫=訳)	心的外傷と回復<増補版>	みすず書房

	久夫＝訳			
2000	副田義也	自死遺児について		『母子研究』
2001	Judith S. Wallerstein, Sandra Blakeslee, Julia M. Lewis (早野依子＝訳)	それでも僕らは生きていく 離婚・親の愛を失った25年間の軌跡		PHP 研究所
2002	John H. Harvey (安藤清志＝監訳)	悲しみに言葉を―喪失とトラウマの心理学		誠信書房
2002	小此木啓吾 (編)	精神分析事典		岩崎学術出版社
2003	伊藤正男・井村裕夫・高久史麿 (編)	医学書院 医学大辞典		医学書院
2003	John H. Harvey (和田実・増田匡裕＝訳)	喪失体験とトラウマ―喪失心理学入門―		北大路書房
2003	山崎英則・片上宗二 (編)	教育用語辞典		ミネルヴァ書房
2004	氏原寛・亀口憲治・成田善弘・東山紘久・山中康裕 (共編)	心理臨床大事典 改正版		培風館
2005	Espie Linda (下稲葉かおり＝訳、細谷亮太＝監修)	私たちの先生は子どもたち！―子どもの「悲嘆」をサポートする本―		青梅社
2005	Goldman Linda (天貝由美子＝訳)	子どもの喪失と悲しみを癒すガイド―生きること・失うこと―		創元社
2006	Boss, P. (中島聡美・石井千賀子＝監訳)	あいまいな喪失とトラウマからの回復―家族とコミュニケーションのレジリエンス		誠信書房
2006	Robert A. Neimeyer (鈴木剛子＝訳)	<大切なもの>を失ったあなたに―喪失をのりこえるガイド		春秋社

2007	Robert A. Neimeyer (編) (富田拓郎・菊池安希子=訳)	喪失と悲嘆の心理療法 構成主義による意味の探求	金剛出版
2008	遠藤恵子	自死遺児の悲しみと悲哀の仕事	『国際文化研究所紀要』
2008	奥山真紀子 (庄司順一・奥山真紀子・久保田まり=編)	アタッチメント対象の喪失	『アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって』 明石書店
2009	日本社会心理学会 (編)	社会心理学事典	丸善
2010	辻本耐	幼児期における死の概念の発達的变化	『大阪大学教育学年報』
2011	阿部利恵	東日本大震災支援に携わって—日常の喪失と温度差—	『ヘルスサイコロジスト』
2012	村上典子	災害における喪失・悲嘆への全人的ケア	『心身医学』
2012	内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 付交通安全対策担当	交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために	内閣府
2012	佐藤利恵	喪失体験をした子どもの反応とその対応	『精神科看護』
2012	高橋聡美 (編著)	グリーフケア—死別による悲嘆の援助—	メデカルフレンド社
2012	棚瀬一代	離婚と子どものウェル・ビーイング	『教育と医学』
2013	George A. Bonanno (高橋祥友=監訳)	レジリエンス 喪失と悲嘆についての新たな視点	金剛出版
2013	西田正弘・高橋聡美	死別を体験した子どもによりそう～沈黙と「あのね」の間で	梨の木舎
2013	高橋聡美・佐藤利恵・西田正弘	東日本大震災で大切な人を失った子どもたちへの心の支援	『安全教育学研究』
2014	James, John W., Friedman, Russell P., Landon Matthews, Leslie (水)	子どもの悲しみによりそう 喪失体験の適切なサポート法	大月書店

	澤都加佐・黒岩久美子＝訳)			
2014	Judith A. Cohen , Anthony P. Mannarino , Esther Deblinger (白川美也子・菱川愛・富永良喜＝監訳)	子どものトラウマと悲嘆の治療—トラウマ・フォーカスト認知行動療法マニュアル	子どものトラウマと悲嘆の治療—トラウマ・フォーカスト認知行動療法マニュアル	金剛出版
2014	棚瀬一代	講義『離婚と子ども』	講義『離婚と子ども』	『子どもの虹情報研修センター紀要』
2015	Donna Jackson Nakagawa (清水由紀子＝訳) (2018)	Childhood Disrupted (小児期のトラウマがもたらす病.)	Childhood Disrupted (小児期のトラウマがもたらす病.)	バンローリング株式会社
2015	金谷有子	喪失と悲嘆についての—考察—愛着の理論と研究の視点—	喪失と悲嘆についての—考察—愛着の理論と研究の視点—	『埼玉学園大学紀要』
2015	倉戸由紀子	グリーフケア—『別れ』のつらさが和らぐとき	グリーフケア—『別れ』のつらさが和らぐとき	『児童心理』
2015	山本力	子どもの離別と死別—悲しみの心理臨床学	子どもの離別と死別—悲しみの心理臨床学	『児童心理』
2016	小林真理子	親子のコミュニケーションを支える	親子のコミュニケーションを支える	<a href="https://www.ncc.go.jp/jp/cis/divisions/05survivor/pdf/04OS.pdf">https://www.ncc.go.jp/jp/cis/divisions/05survivor/pdf/04OS.pdf</a> , (2020.2.12 閲覧)
2016	高橋聡美	子どもの喪失体験とレジリエンス	子どもの喪失体験とレジリエンス	『発達』
2017	横山聖美	子育て中にがんで配偶者を亡くした母親が死別後に子どもと生きていく生活の中での体験	子育て中にがんで配偶者を亡くした母親が死別後に子どもと生きていく生活の中での体験	『日本がん看護学会誌』
2018	警察庁交通局企画課	平成 29 年度交通事故被害者サポート事業報告書	平成 29 年度交通事故被害者サポート事業報告書	警察庁
2019	高橋聡美・瀬藤乃理子 (黒川雅代子・石井千賀子・中島聡美・瀬藤乃理子＝編著)	子どものあまいな喪失—あまいな喪失と家族のレジリエンス—災害支援の新しいアプローチ	子どものあまいな喪失—あまいな喪失と家族のレジリエンス—災害支援の新しいアプローチ	『あまいな喪失と家族のレジリエンス—災害支援の新しいアプローチ』誠信書房
2019	矢吹弘子	内的対象喪失 見えない悲しみをみつめて	内的対象喪失 見えない悲しみをみつめて	新興医学出版社

2019	山下洋	アタッチメントの精神医学 愛着障害と母子臨床	日本評論社
2. 戦争孤児に関する文献			
1947	児童福祉法研究会 (編)	全国孤児一斉調査に関する件	『児童福祉法成立資料集成 上巻』ド メス出版
1949	積惟勝	青空を呼ぶ子供たち・戦災孤児育成記	銀杏書房
1958	品川博	光の中を歩む子ら	少年の家後援会
1969	島田雅	泣くもんか—疎開学童たちの記録	サンケイ新聞社出版局
1971	元木キサ子	私の戦中記—子どもにかたる母の歴史—空襲	桐朋学園初等部 PTA 編集部
1971	田宮虎彦 (編)	シリーズ戦争の証言 2 戦災孤児の記録 (再刊)	太平出版社
1972	小林桂三郎 (編)	聞き書き 戦火に生きた父母たち	太平出版社
1972	野坂昭如	アメリカカひじき・火垂るの墓	新潮文庫
1976	積惟勝	疎開学童寮から養護施設へ	『養護施設 30 年—第 30 回全養研協記 念出版—』全社協養護施設協議会
1977	高木敏子	ガラスのうさぎ	金の星社
1979	永井萌二	春風の中の子ども—ルポタージュ 浮浪児からテ レビッ子まで	太平出版社
1979	日本児童文学協会 日本子どもを 守る会	語り継ぐ戦争体験 ぼくもわたしも梅の花	草土分化
1979	東京水上警察署史編集委員会	みなとと百年 東京水上警察署のあゆみ	警視庁東京水上警察署
1981	西村滋	雨にも負けて風にも負けて	民衆社
1982	久保喬	千人の孤児とともに	PHP こころのノンフィクション
1982	中村健二	戦争って何さ	ドメス出版
1982	中山伊佐男・奥田史郎	八月二日、天まで焼けた	高文研

1983	佐野美津男	浮浪児の栄光	小峰書店
1983	全国戦災遺族会	昭和57年度全国戦災史実調査報告書 戦災孤児	日本戦災遺族会
1984	子どもたちの昭和史編集委員会	[写真集] 子どもたちの昭和史	大月書店
1984	吉岡源治	焼跡少年期	中央公論社
1985	海老名香葉子	うしろの正面だあれ	金の星社
1985	村上早人	日本を走った少年たち	法令総合出版
1986	金田茉莉	母に捧げる鎮魂記	草の根出版会
1986	西村滋	それぞれの富士—戦争とふたりの少年	主婦の友
1987	福島菊次郎	戦争がはじまる—福島菊次郎全仕事集	社会評論社
1987	小沢健志(編)	日本写真全集4 戦争の記録	小学館
1988	西村滋	地下道の青春	ミネルヴァ書房
1990	金田茉莉子	夜空のお星さま	YCC出版部
1990	創価学会婦人平和委員会(編)	孤児たちの長い時間	第三文明社
1990	草加市広報課	夕焼けはきらいだ	草加文庫
1991	吉岡源治	さらば浮浪児・青春奮戦記	山手書房新社
1994	谷村公司	小糸の里の青い空	私家版
1994	東京都企画審議室調査部	東京都政50年史・事業史II	東京都
1995	中島弘子	ひとり生かされて	私家版
1995	清水節治	戦災孤児の神話・野坂昭如+戦後の作家たち	教育出版センター
1997	佐々木尚毅・矢口徹也	東京都教育史 通史編4	東京都教育研究所
1997	戦争孤児を記録する会(編)	焼け跡の子どもたち	クリエイティブ21
1998	菅原幸助	日本の国籍を下さい	三一書房
2001	東京大空襲記念「平和のひろば」	平和のひろばを求めて—記憶・継承・そして追悼—	東京大空襲記念「平和のひろば」をつく

	をつくる会		る会
2002	金田茉莉	東京大空襲と戦争孤児—隠蔽された真実を迫って	影書房
2004	市川俊	逆戦災孤児	健友館
2006	桜田鈴雄	戦災孤児の60年 孤児院に育った子供達の記録	新風舎
2009	村上早人	戸籍も本名もない男—アメリカで夢を掴んだ戦災孤児	講談社
2013	金田茉莉	終わりになき悲しみ—戦争孤児と震災被害者の類似性	コールサク社
2014	石井光太	浮浪児 1945—戦争が生んだ子供たち	新潮社
2014	片野勸	8・15戦災と3・11震災 なぜ悲劇は繰り返されるのか	第三文明社
2015	申英慧	戦争孤児	万来舎
2015	菅富士夫	手塚治虫と戦災孤児	中井書店
2015	本庄豊	戦争孤児を知っていますか？ あの日、“駅の子”の戦いが始まった	日本機関紙出版センター
2016	藤井常文	戦争孤児と戦後児童保護の歴史—台場、八丈島に「島流し」にされた子どもたち	明石書店
2016	本庄豊	戦争孤児 「駅の子」たちの思い	新日本出版社
2017	浅井春夫	戦争孤児問題の現在と研究課題	『まなびあい』
2017	星野光世	もしも魔法が使えたら 戦争孤児11人の記憶	講談社
2017	清川卓史	国に棄てられた数知れぬ浮浪児『1匹2匹と数えられ』(戦争孤児の会代表金田茉莉氏へのインタビュー)	朝日新聞 デジタルニュース, 2017年8月18日 20時45分配信
2018	上田誠二	「混血児」の戦後史	青弓社

2019	吾郷修司		原爆と朝鮮戦争を生き延びた孤児	新日本出版社
2019	小手鞠るい		名もなき花たちと 戦争混血孤児の家「エリザベス・サンダース・ホーム」	原書房
2019	漆原智良		三月の空を見上げて―戦災孤児から児童文学作家へ―	第三文明社
2020	浅井春夫		戦後社会の変化と児童養護実践の方向～歴史から学び、現代の課題に立ち向かう～	『児童養護創刊 50 周年記念誌』
2020	浅井春夫・川満彰		戦争孤児たちの戦後史 1 総論編	吉川弘文館
2020	金田茉莉		かくされてきた戦争孤児	講談社
2020	中村光博		「駅の子」の闘い 戦争孤児たちの埋もれてきた戦後史	幻冬舎
2020	竹内早希子		命のうた ぼくは路上で生きた十歳の戦争孤児	童心社

### 3. 社会的養護における子どもの喪失に関する文献

1971	高野幸子		家族に会いたい	『児童養護』
1976	全社協養護施設協議会（編）		養護施設 30 年―第 30 回全養研協記念出版―	全社協養護施設協議会
1977	全国社会福祉協議会・養護施設協議会		泣くものか 子どもの人権 10 年の証言	亜紀書房
1979	池田由子		児童虐待の病理と臨床	金剛出版
1986	宮入映		特集Ⅱ親への思いを受け止めて	『児童養護』
1988	村谷信子		実践レポート	『児童養護』
1990	全国社会福祉協議会・養護施設協議会		続・泣くものか 子どもたちからの人権の訴え	亜紀書房
1998	有蘭克広		特集Ⅱ 困難を抱えた子どもたち 巣立ちいく S	『児童養護』

		君のケアについて		
1998	山上雅子・松尾正澄	自己の歴史性と共同記憶—養護児童における自己形成の問題	『京都国際社会福祉センター紀要 発達・養育研究』	発行
1999	『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会	子どもが語る施設の暮らし	明石書店	
1999	四方耀子・増沢高（鍋田恭孝・福島哲夫＝編著）	虐待された子ども・虐待した親への援助	『心理療法のできることできないこと』	
2001	増沢高	早期の心理的発達に障害を受けた子どもの入所治療 胎児のようなO君が少年に育つまで	『心理臨床学研究』	
2002	村瀬嘉代子・高橋利一（編）	子どもの福祉とところ	新曜社	
2003	『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会	子どもが語る施設の暮らし2	明石書店	
2003	山縣文治・村井美紀・鈴木力・松本伊智朗	特集II 子どもが語る『自分史』かれらはどのような生活に生きていたか	『児童養護』	
2004	村井美紀	特集II 子どもが語る『自分史』	『児童養護』	
2005	加藤曜子（編）	市町村児童虐待防止ネットワーク—要保護児童対策地域協議会へ—	日本加除出版株式会社	
2006	大村正樹	自立支援のプロセス 前編「信頼してもいいんだ」後編「これからはよろしく」	『児童養護』	
2007	奥田敦	子どもが話す：子どもが語れる会話を	『児童養護』	
2007	山縣文治	子どもが話す：総括 子どもが『話す』ことと児童福祉施設での援助	『児童養護』	
2008	『子どもと福祉』編集委員会（編）	当事者の語り	『子どもと福祉』	
2008	長谷川真人（監修）	しあわせな明日を信じて	福村出版	

2009	増沢高		虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助	福村出版
2009	『子どもと福祉』編集委員会(編)		当事者の語り	『子どもと福祉』
2009	榎原真也		児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題—関係者20名を対象とした面接調査から—	『子どもの虐待とネグレクト』
2010	『子どもと福祉』編集委員会(編)		当事者の語り	『子どもと福祉』
2010	R. Page, G. A. Clark (津崎哲夫=訳)		養護児童の声 社会的養護とエンパワメント	福村出版
2011	『子どもと福祉』編集委員会(編)		当事者の語り	『子どもと福祉』
2011	榎原真也		治療的養育の歴史的展開と実践モデルの検討—社会的養護における養育のいとなみ	『子どもの虐待とネグレクト』
2011	西田芳正・妻木進吾・長瀬正子・内田龍史		児童養護施設と社会的排除 家族依存社会の臨界	部落解放・人権研究所
2011	大原天青		児童養護施設における治療的養育実践モデルの現場への適用と効果の検証—実践者と研究者の協同による子どもへの支援—	『2011年度若手研究助成最終報告書』
2011	徳永祥子・徳永健介		生活の中のライフストーリーワーク	『児童養護』
2012	青島多津子(田中康雄=編著)		医師の立場から児童自立支援施設の生活を考える	『児童生活臨床と社会的養護』
2012	長谷川真人・吉村譲・吉村美由紀(監修)		しあわせな明日を信じて2	福村出版
2012	川尻恵		社会的養護における「育ち」「育て」研究会の取り組み(特集 生い立ちの整理とライフストーリーワーク)	『児童養護』
2012	増沢高		虐待を受けた子どもの喪失感と絶望感	『心の科学』

2012	村瀬嘉代子		講座 子どもを受けとめて、育むという営み①～③	『児童養護』
2012	「施設で育った子どもたちの語り」編集委員会		施設で育った子どもたちの語り	明石書店
2013	伊部恭子		施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援—社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して—	『佛教大学社会福祉学部論集』
2013	村瀬嘉代子		講座 子どもを受けとめて、育むという営み④ 『生活』を基本におく専門的支援	『児童養護』
2013	吉田幸恵		社会的養護の歴史的展開—ホスピタリズム論争記を中心に—	『名古屋経営短期大学子ども学科子ども学研究論集』
2014	才村眞理		ライフストーリーワークの理論的背景と導入	『ソーシャルワーク研究』
2014	才村純・御園愛子・高橋紘		虐待防止と子どもの支援 みんなで守る子どもの未来	母子保健事業団
2015	伊部恭子		社会的養護における支援課題としての権利擁護と社会関係の形成—社会的養護経験者の生活史聞き取りから	『教育開発センター紀要』
2015	梶原真也		子ども虐待と治療的養育 児童養護施設におけるライフストーリーワークの展開	金剛出版
2015	山縣文治・谷口純世・長瀬正子・林浩康		My Voice My Life 社会的養護当事者の語り 1~8	『月刊福祉』
2015	山本智佳央・梶原真也・徳永祥子・平田修三		ライフストーリーワーク入門—社会的養護への導入・展開がわかる実践ガイド	明石書店
2016	長谷川真人・吉村譲・吉村美由紀・藤重育子（監修）		しあわせな明日を信じて3	三学出版

2016	滝川一廣・高田治・谷村雅子・全国情緒障害児短期治療施設協議会	子どもの心をはぐくむ生活 児童心理治療施設の 総合環境療法	東京大学出版社
2016	山縣文治・谷口純世・長瀬正子・林浩康	My Voice My Life 社会的養護当事者の語り 9~20	『月刊福祉』
2017	伊藤嘉余子（編著）	社会的養護の子どもと措置変更—養育の質とパー マネンシー保障から考える—	明石書店
2017	増沢高（宮島清・林浩康・米沢普子 ＝編著）	里親・養子縁組におけるアタッチメント	『子どものための里親委託・養子縁組 の支援』明石書店
2017	生地新	児童福祉施設の心理的ケア	岩崎学術出版社
2017	高橋克己	仕事で養育をするという営みの真価とは何か	『児童養護』
2017	玉井貴洋	子どもを理解し受け止める—子どもの無限の可能 性を信じて—	『児童養護』
2017	富田拓	児童虐待に関する文献研究：非行と児童虐待	『子どもの虹情報研修センター平成 29年度研究報告書』
2017	山縣文治・谷口純世・長瀬正子・林浩康	My Voice My Life 社会的養護当事者の語り 21~32	『月刊福祉』
2018	石井光太	漂流児童—福祉施設の最前線をゆく	潮出版社
2018	歟田春華	私の社会的養護	『子どもと福祉』
2018	山縣文治・谷口純世・長瀬正子・林浩康	My Voice My Life 社会的養護当事者の語り 33~44	『月刊福祉』
2019	麦倉泰子	施設とは何か—ライフストーリーから読み解く障 害とケア—	生活書院
2019	山縣文治・谷口純世・長瀬正子・林浩康	My Voice My Life 社会的養護当事者の語り 45~56	『月刊福祉』

2020	久保田まり・久保千晶	児童虐待に関する文献研究：わが国の児童福祉領域におけるアタッチメントに関する理論の系譜	『子どもの虹情報研修センター平成30年度研究報告書』 北大路書房
2020	園部博範・秋月穂高（編著）	子どもに寄り添うライフストーリーリーワーワークー社会的養護の現場からー	
2020	山縣文治・谷口純世・長瀬正子・林浩康	My Voice My Life 社会的養護当事者の語り 57~62	『月刊福祉』

## 第2部

### 2019年の児童虐待に関する文献一覧

表1 2019年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書籍名	出版社
安藤由紀	あなたはちっともわるくない(だいじょうぶの絵本2)	復刊ドットコム
安藤由紀	わたしがすき(だいじょうぶの絵本)	復刊ドットコム
青木紀久代	子ども家庭支援の心理学(シリーズ 知のゆりかご)	みらい
青山ゆみこ	ほんのちよつと当事者	ミシマ社
荒井和樹・荒賀夏未	子ども・若者が創るアウトリーチ——支援を前提としない新しい子ども家庭福祉	アイエス・エヌ
あらいびろよ	虐待父がようやく死んだ	竹書房
浅井春夫・横山充男	万人の父になる(ヒューマンノンフィクション)	学研プラス
母子愛育会 愛育研究所	日本子ども資料年鑑2019	KTC中央出版
ブレディみかこ	女たちのテロル	岩波書店
Create Media(編著) 信田さよ子・東小雪(著)	日本一醜い親への手紙 そんな親なら捨てちゃえば?	dZERO
デボラ・ハイトナー	子どもにスマホをもたせたら親のためのリアルなデジタル子育てガイド	NTT出版
土井隆義	「宿命」を生きる若者たち——格差と幸福をつなぐもの	岩波書店
藤田卓仙	公家で支える高齢者の地域生活 第3巻 認知症と情報	幻草書房
藤原一枝	さらわれた赤ちゃん:児童虐待冤罪被害者たちが再び我が子を抱けるまで	幻冬舎
福祉行政法令研究会	図解入門ビジネス 障害者総合支援法がよ〜くわかる本[第5版]	秀和システム
フリーダム嫁の旦那・フリーダム嫁	うちの嫁は児童虐待サバイバー——彼女の生きてきた壮絶な16年間を見てほしい	小学館
後藤啓二	子どもが守られる社会に	エピック
ぎょうせい	リーダーズ・ライブラリ	ぎょうせい
羽馬千恵	わたし、虐待サバイバー	ブックマン社
原信夫・井上美鈴	子ども家庭支援の心理学	北樹出版
原清治	新しい教職教育講座 教職教育編11 生徒指導・進路指導	ミネルヴァ書房
橋本好市・原田旬哉	演習・保育と社会的養護実践:社会的養護Ⅱ	みらい
波田瑛英治・辰巳隆	新版 保育士をめざす人の子ども家庭福祉	みらい
林弘正	児童虐待の司法判断	成文堂
平岩幹男	新版 乳幼児健診ハンドブック	診断と治療社
廣井亮一・中川利彦・児島達美・水町勇一郎	心理職・援助職のための法と臨床:家族・学校・職場を支える基礎知識	有斐閣
保育と虐待事例対応研究会	保育者のための子ども虐待対応の基本:事例から学ぶ「気づき」のポイントと保育現場の役割	ひとなる書房
本間ちなみ	明日も生きる	リーブル出版
保坂亨	学校を長期欠席する子どもたち——不登校・ネグレクトから学校教育と児童福祉の連携を考える	明石書店
居場所カフェ立ち上げプロジェクト	学校に居場所カフェをつくらう! ——生きづらさを抱える高校生への寄り添い型支援	明石書店
市川 須美子	教育小六法 2019年版	学陽書房
今津孝次郎	いじめ・虐待・体罰をその一言で語らない:教育のことばを問直す	新曜社
稲垣由子・上田淑子・内藤由佳子	子ども学がひらく子どもの未来:子どもを学び、子どもに学び、子どもと学ぶ	北大路書房
井上慧真	若者支援の日英比較——社会関係資本の観点から	晃洋書房
井上景	行列のできる児童相談所——子ども虐待を人任せにしない社会と行動のために	北大路書房
医療情報科学研修所	看護師・看護学生のためのなぜ?どうして?	メディックメディア
石井光太	鬼畜の家:わが子を殺す親たち	新潮社
石井光太	虐待された少年はなぜ、事件を起こしたのか	平凡社
石井光太	どうしたらいいかわからない君のための 人生の歩きかた図鑑	日本実業出版社
石井光太	本当の貧困の話しよう——未来を変える方程式	文藝春秋
石川尚子	コーチングで学ぶ「言葉かけ」練習帳	ほんの森出版
石川瞭子	セルフネグレクトと父親	青弓社
石川結貴	毒親介護	文藝春秋
伊藤和子	なぜ、それが無罪なのか!? ——性被害の軽視する日本の司法	ディスカヴァー・トゥエンティワン
伊藤正次	他機関連携の行政学:事例研究によるアプローチ	有斐閣
ジョン・ザ・スクリーマー	乾いた砂漠にオアシスを	文芸社
鍵山秀三郎・竹内光弘・縄田良作	トイレ掃除の奇跡——広島から暴走族が消え、荒れた学校が消えた	致知出版社
亀山郁夫	ドストエフスキー『カラマーゾフの兄弟』	NHK出版
金子恵美・佐竹要平・安部計彦・藤岡孝志・増沢高・宮島清	児童福祉司研修テキスト——児童相談所職員向け	明石書店
金子恵美・佐竹要平・安部計彦・藤岡孝志・増沢高・宮島清	要保護児童対策調整機関専門職研修テキスト——基礎自治体職員向け	明石書店
神崎順子	ザ・女の事件 極悪シングルマザー 4歳児ミイラ化虐待死事件	ユサフル
笠原麻里・日本トラウマティックストレス学会	子どものトラウマ:アセスメント・診断・治療	金剛出版
柏女霊峰(編著) 藤井康弘・北川聡子・佐藤まゆみ・永野咲(著)	子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性——社会福祉のニーズと実践からの示唆	福村出版

片田珠美	子どもを攻撃せずにはいられない親	PHP研究所
片田珠美	怖い凡人	ワニブックス
加藤尚子・すみもとなみ	子どもの”SOS”を見逃さない！保護者だからできること——「虐待」見極め&サポートBOOK	メイト
加藤年紀	なぜ、彼らは「お役所仕事」を変えられたのか？	学陽書房
かわちゆかり	サクラ色の傷痕	ぶんか社
川松亮(編著) 安部計彦・川崎二三彦・小出太美夫(著)	市区町村子ども家庭相談の挑戦——子ども虐待対応と地域ネットワークの構築	明石書店
川崎二三彦(編著)	虐待「幼児殺」——事例と歴史的考察から考える子ども虐待死	福村出版
川崎二三彦	虐待死——なぜ起きるのか、どう防ぐか	岩波新書
川崎二三彦・北原明日香	うちに帰りたいときによむ本	少年写真新聞社
貴田美鈴	里親制度の史的展開と課題:社会的養護における位置づけと養育実態	勁草書房
吉川徹・狭間諒多朗(編著)	分断社会と若者の今	大阪大学出版会
北岡俊明	日本トンチンカン悪者列伝	ワック
厚生省児童家庭局	児童福祉六法 令和2年版	中央法規出版
小山静子・小玉亮子(編著)比較家族史学会(監修)	子どもと教育 家族研究の最前線③	日本経済評論社
夾竹桃 ジン	新・ちいさい人	小学館
丸山正樹	柏女霊峰(編著) 藤井康弘・北川聡子・佐藤まゆみ・永野咲(著)	東京創元社
増田彰樹	危機にある子育て環境	南日本新聞開発センター
松本伊智朗・湯澤直美	生まれ、育つ基盤:子どもの貧困と家族・社会	明石書店
松本俊彦	「助けて」が言えない——SOSを出さない人に支援者は何ができるか	日本評論社
三重県	「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書	三重県
宮口幸治	ケーキの切れない非行少年たち	新潮新書
水谷修	壊されゆく子どもたち 夜回り先生の青少年問題論	日本評論社
森田ゆり	体罰と戦争:人類のふたつの不名誉な伝統	かもがわ出版
村尾泰弘	家族をめぐる法・心理・福祉:法と臨床が交錯する現場の実践ガイド	法律文化社
鍋田恭孝	悩む子どもを育てる親 子どもの才能を伸ばす親:養育能力格差社会の光と影	日本評論社
内閣府	子供・若者白書<令和学年版>	日経印刷
中野信子	キレル!	小学館
中嶋郁雄	究極の生徒指導 子どもが・学校が変わる!	さくら社
中山千夏・スギヤマカナヨ	主人公はきみだ——ライツのランプをともそうよ	出版ワークス
直島正樹・河野清志	子ども家庭福祉	萌文書林
日本大学危機管理学部鈴木秀洋研究室	市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究報告書	日本大学危機管理部鈴木秀洋研究室
日本家族心理学会	家族心理学ハンドブック	金子書房
日本子どもを守る会	子ども白書2019	かもがわ出版
日本発達障害連盟	発達障害白書	明石書店
西尾維新	余物語	講談社BOX
信田さよ子・上岡陽江・シャナキャンベル	被害と加害をとらえなおす——虐待について語るということ	春秋社
野坂祐子	トラウマインフォームドケア——”問題行動”を捉えなおす援助の視点	日本評論社
NPO法人京都ARU編集部	ひきこもってみてきたわたしの輪郭——心が自由になるヒント	クリエイツかもがわ
小田博子	虐待被害者の味方です:虐待が原因で難病になり、甦った足跡:心に受けた傷を跳ね返す	高文研
岡部茜	若者支援とソーシャルワーク——若者の依存と権利	法律文化社
岡田真理	野球で、人を救おう	KADOKAWA
岡本正子・中山あおい・二井仁美・椎名篤子(編著)	イギリスの子ども虐待防止とセーフガーディング——学校と福祉・医療のワーキングトゥギャザー	明石書店
小野善郎・薬師寺真	児童虐待対応と「子どもの意見表明権」——一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み	明石書店
大河原美以	子育てに苦しむ母との心理臨床:EMDR療法による複雑性トラウマからの解放	日本評論社
大阪ボランティア協会(編集)	福祉小六法	中央法規出版
おおたとしまさ	ルポ 教育虐待——毒親と追いつめられる子どもたち	ディスクヴァー・トゥエンティワン
りさり	イツカミアアオイソラ(1)-家族ごっこ(上)	新書館
りさり	イツカミアアオイソラ(4)-居候と呼ばれた日々(下)	新書館
斉藤章佳	「小児性愛」という病——それは愛ではない	ブックマン社
坂本博之・車崎隆・斉藤優子・田村重信	生きづらい時代どうしたら元気になれるか!	内外出版
桜井 美香・齋藤ユリ・森平直子	教育相談ワークブック	北樹出版
真田修司	母から母へ-虐待連鎖からの出口を求めて-	幻冬舎
佐々木正美	子どもの心はどう育つのか	ポプラ新書
泉水文雄・角松生史・神戸大学法政策研究会	法政策学の試み:法政策研究 第19集	信山社
柴田洋平・板垣義一・石川敏裕	選ばれる園になるための虐待対応:子どもたちの命と安全を守る	チャイルド社
椎名篤子	凍りついた瞳2020——虐待死をゼロにするための6つの考察と3つの物語	集英社
椎名篤子	「愛されたい」を拒絶される子どもたち——虐待ケアへの挑戦	集英社文庫
島治伸・藤田益伸・中原昌子	教育・福祉関係者のための児童虐待と障害者虐待——基礎編	ジアース教育新社

篠原拓也	児童虐待の社会福祉学——なぜ児童相談所が親子を引き離すのか	大学教育出版
真造圭伍	ノラと雑草	講談社
小学教育研究会	小学ハイクラスドリル 算数6年:1日1ページで全国トップレベルの学力!	増進堂・受験研究者
須田桂吾	私たちの周りの「離婚と子ども」-その問題の正体を考える	デザインエッグ社
菅原哲男・奥寺美鈴	新・誰がこの子を受けとめるのか——虐待された子からのメッセージ	いのちのこぼ社
杉山登志郎	発達性トラウマ障害のすべて	日本評論社
杉山登志郎	発達性トラウマ障害と複雑性PTSDの治療	誠信書房
鈴木大介	里奈の物語	文藝春秋
鈴木秀洋	子を、親を、児童虐待から救う——先達32人現場の知恵	公職研
鈴木浩之	子ども虐待対応における保護者との協働関係の構築——家族と支援者へのインタビューから学ぶ実践モデル	明石書店
鈴木俊一	障害者福祉ガイド2019-障害者総合支援法と障害者関連法の解説-	社会保険研究所
鈴木朋子	親が知らない子どものスマホ	日経BP
立花直樹・中村明美・松井剛太・井上和久	障害児の保育・福祉と特別支援教育	ミネルヴァ書房
高橋亜美	はじまりのこぼ-目黒女児虐待死事件を考える	百年書房
高取由弥子	子ども・親・男女の法律実務・DV、児童虐待、ハーグ、無戸籍、ストーカー、リベンジポルノ、女性・子どもの犯罪被害、ひとり親などの法的支援	日本加除出版
田丸依莉	腫み-父親に、愛されなかった娘たちへ	clover出版
田邊泰美	現代イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク——新労働党政権下の子ども社会投資・児童社会サービス改革・虐待死亡事件を検証する	明石書店
田中茂樹	子どもが幸せになることば	ダイヤモンド社
田中康雄	ADHDとともに生きる人たちへ:医療から見た「生きづらさ」と支援	金子書房
特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN	弁護士・実務家に聞く 里親として知っておきたいこと——里親養育Q&A	海鳥社
富井真紀	その子の「普通」は普通じゃない貧困の連鎖を断ち切るために	ポプラ社
友田明美	親の脳を癒せば子どもの脳は変わる	NHK出版新書
友田明美	実は危ない!その育児が子どもの脳を変形させる	PHP研究所
打田正行	ヤンキーと地元	筑摩書房
上野昌江	子どもを虐待から護る——Child abuse & Neglect	日本看護協会出版会
宇賀克也・中里実・佐伯仁志	六法全書 平成31年版	有斐閣
若林美佳	これならわかる 障害者総合支援法と支援サービスのしくみと手続き	三修社
山田勝美・良香織(編著)	子ども家庭福祉 新版	健帛社
山本晃司	SO YOUNG(4)	マンガボックス
山野良一・湯澤直美	支える・つながる:地域・自治体・国の役割と社会保障	明石書店
山下洋	アタッチメントの精神医学愛着障害と母子臨床	日本評論社
山下 敏雅・渡辺 雅之	どうなってるんだろう?子どもの法律part2	高文研
柳原三佳	私は虐待していない——検証 揺さぶられっ子症候群	講談社
読売新聞社会部	孤絶——家族内事件	中央公論新社
YOU biz(著)溝口史剛(監修)	120年後の約束	集英社クリエイティブ

表2 2019年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・訳者	書籍名	出版社
C・S・ルイス(著);河合祥一郎(翻訳)	新訳 ナルニア国物語	KADOKAWA
ダニエル・ピッチ(著);古川学(翻訳)	神父さま、あなたをゆるします	星雲社
エディス・シェファー(著);山田高明(翻訳)	アスペルガー医師とナチス:発達障害の一つの起源	光文社
ジャネット・ウォールズ(著);古草秀子(翻訳)	ガラスの城の約束	早川書房
ジョイ・D・オソフスキー、フィリップ・T・ステブカ、ルーシー・S・キング(著);大藪泰、小室愛枝(翻訳)	虐待・トラウマを受けた乳幼児の心理療法 発達と愛着の回復をめざして	日本評論社
キャシー・L・ケイン、ステファン・J・テレル(著);花丘ちぐさ、浅井咲子(翻訳)	レジリエンスを育む:ポリヴェーガル理論による発達性トラウマの治療	岩崎学術出版社
リサ・ミラー、マーガレット・ラスティン、マイケル・ラスティン、ジュディ・シャトルワース(編著);木部則雄、鈴木龍、脇谷順子(監修、翻訳)	乳幼児観察入門——早期母子関係の世界	創元社
ロバート・リース(著);溝口史剛(翻訳)	SBS:乳幼児揺さぶられ症候群——法廷と医療現場で今何が起きているのか?	金剛出版
ロバート・M・リース、ロシェル・F・ハンソン、ジョン・サージェント(編著);亀岡知美、郭麗月・田中究(監修・翻訳)	虐待された子どもへの治療【第2版】——医療・心理・福祉・法的対応から支援まで	明石書店
ロバート・ウインストン(監修);名越康文(監修);林啓恵、蒔田和子(翻訳)	思春期の心とからだ図鑑	三省堂

表3 2019年の児童虐待に関する雑誌特集号

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
1	地方自治職員研修 / 公職研【編】 52(10)(通号 727)	特集 児童虐待に立ち向かう職員	児童虐待に立ち向かう自治体職員 医療者の視点から見た児童虐待防止のポイント 弁護士視点から見た児童虐待防止のポイント 虐待、その後にも目を向けて：児童養護施設からのメッセージ	鈴木 秀洋 小橋 孝介 花島 伸行 竹村 雅裕
2	法律のひろば / ぎょうせい 編 72(10)	特集 児童虐待防止対策体制と連携の強化に向けて	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 児童福祉法改正と児童相談所 関連機関の連携強化に向けて 社会的養護・里親制度の観点から 児童虐待の現状と防止対策の今後	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 影山 孝、大友 桂子 川崎 二三彦 宮島 清 磯谷 文明
3	学校運営/全国公立学校教頭会 編 61(2)	特集 危機管理と副校長・教頭(パート1)	児童虐待の発覚、いじめ、子供が自殺したときの学校の危機対応	井上勝夫
4	月刊福祉 = Monthly welfare 102(2)	特集 児童虐待を起こさない社会へ	座談会 なぜ児童虐待が起こるのか 行政説明 児童虐待防止対策の強化について 貧困家庭の親とその子どもを支える 「児童相談所の体制・専門性の強化」について：弁護士の立場から つながり、ともに子どもを育む：虐待予防、防止のためにできること 関係機関連携で取り組む子どもの安全	信田 力哉、側垣 一也、島田 妙子、山縣 文治 宮腰 奏子 新保 幸男 岩佐 嘉彦 武樋 保恵 鳥居 静香
5	月刊自治研 / 自治研中央推進委員会 編 61(719)	特集 児童虐待をどう防ぐのか	インタビュー 子どもたちの命と権利を守る：世田谷版ネウボラと児童相談所の移管に向けた取り組み 児童相談所の抱える課題：通告増加に政策として何をすればよいのか？ 虐待防止における司法の関わり：弁護士・スクールロイヤーに期待されること 虐待の未然防止に向けた家庭支援のあり方：福岡市子ども家庭支援センターの事例から スクールソーシャルワーカーによる困難ケースへの対応 暴力の連鎖を食い止めるために：DV加害者更生プログラムの現状と課題	保坂 展人、佐保 昌一 和田 一郎 峯本 耕治 河浦 龍生 大塚 美和子 吉祥 眞佐緒
6	自治体法務研究 / 地方自治研究機構 編 (58)	特集 子どもの見守りと自治体の役割	地域における子どもの見守りの現状と課題 子どものいのちと福祉を支える取組と地方自治体の役割 児童虐待防止法及び児童福祉法改正についての概観と今後 自治体内弁護士から見た子どもの虐待問題の現状と課題 山口県岩国市 保健福祉分野の相談・支援機能を連携・集約した支援体制に構築 千葉県 にんしんSOSちば 兵庫県川西市 川西市子どもの人権オンブズパーソンの取組 東京都 東京都子供への虐待の防止等に関する条例 奈良県奈良市 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	松原康雄 山縣文治 加藤 曜子 橋本佳子 岡原隆光 兼子瑠菜 堀家由妃代 柿澤博之 石田真規
7	家庭の法と裁判 = Family court journal / 家庭の法と裁判研究会 編 18	特集 児童虐待とその影響	一時保護をめぐる諸問題：児童虐待と子どもの保護 傷ついた子どもたちとその「後遺症」：脳科学の観点から 児童虐待から生じる諸問題と弁護士の役割	川崎 二三彦 友田 明美 大塚 正之
8	刑政 130(11)(通号 1530)	特集 児童虐待	子ども虐待の理解と対応 さいたま市児童相談所における児童虐待対応 子どもが未来に希望を持てる支援を目指して：児童養護施設の現場から 女子少年院における被虐待経験を考慮に入れた処遇の現状と課題：トラウマインフォームドアプローチの実現に向けて 鑑別における被虐待経験少年の特徴：「かわいそう」という感情論を超えて	柏女 霊峰 野口 幸 国分 美希 藤原 尚子 中島 靖典

9	季刊教育法(202)	特集 虐待から子どもを守る学校へ	「虐待から子どもを守る学校へ」特集するにあたって 虐待から子どもを守る：教師が必ず知っておきたいこと 虐待から子どもを守る学校組織をつくる 子どもからの虐待のサインを見逃さないために 児童虐待親からのサインをキャッチする 福祉と学校の連携を考える：スクールソーシャルワーカーの視点から 裁判例に学ぶ教職員の虐待対応：「速やか」な通告を阻害する三つの要因	入澤 充 加藤 尚子 佐々木 千里 南部 さおり 野口 啓示 平林 剛 梅野 正信
10	国際文化研修 / 全国市町村国際文化研修所 編 27(2) (通号 105)	研修紹介：研修 児童虐待への対応)	児童虐待対応について：児童福祉法改正2016年以後 児童虐待への対応：児童相談所との連携 虐待の問題を抱える家族の支援：アセスメントを支援につなげる	加藤 曜子 坂入 健二 菅野 道英
11	更生保護 / 日本更生保護協会 編 70(1)	新春特集	児童虐待の加害者処遇について	法務省保護局観察課
12	更生保護 / 日本更生保護協会 編 70(5)	“社会を明るくする運動”特集：第68回“社会を明るくする運動”：犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 現場からのレポート 全国の地域活動から	第5回講演会「犯罪を防ごう地域の力で」：児童虐待防止について	森 邦雄
13	教育と医学 67(1)	虐待における多機関連携	児童相談所と警察の連携 要保護児童対策地域協議会における機関連携の在り方について 子ども家庭支援センターの役割と連携の取り組み	山田 不二子 加藤 曜子 河浦 龍生
14	人間と教育 / 民主教育研究所 編 (103) 2019-00 p.36-43	特集「子ども」が消える!?：子どもの権利条約30周年	家族と「子どもの権利条約」：児童虐待・体罰 遠藤由美	遠藤 由美
15	PePerinatal care = ベリネイタルケア：周産期医療の安全・安心をリードする専門誌 38(7) (通号 506) 2019-07 p.684-688	特集 周産期メンタルヘルス 助産師の関わりと服薬指導：事例で学ぶ“こころのケア”	児童虐待が脳に及ぼす影響	友田 明美
16	臨床精神医学 = Japanese journal of clinical psychiatry 48(10),	(特集 神経発達症の最新トピックス：診療・支援・社会) -- (神経発達症と社会)	ネグレクト・虐待事例と精神保健福祉法入院制度：任意か医療保護か措置か 期待される精神科医療と児童相談所の連携	木村 一優
17	立法と調査 / 参議院事務局企画調整室 編 (412) 2019-05 p.70-87	特集 第198回国会の法律案等の紹介(2)	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案：主な内容と論点	鈴木 亜由美
18	世界平和研究 = Quarterly journal on peace studies and peace policies 45(3) (通号 222)	少子社会における子どもの養育環境改善	児童虐待の発生予防と家庭訪問型子育て支援	西郷 泰之
19	振興ぐんま / 群馬県教育振興会編集委員会 編 (118)	特集 新学習指導要領改訂と、児童虐待とその対応	新学習指導要領改訂のポイントと実施に向けた取組	佐野 美幸
20	市政 / 全国市長会 [編] 68(11) (通号 808) 2019-11 p.34-36	特集 子どもを守る：児童虐待防止への取り組み	都市が担う児童虐待防止対策 子ども家庭総合支援拠点の設置と児童虐待防止の取り組み 子どもにやさしいまち 西東京市を目指して 子どもたちには、人生最高のスタートを切れ目のない支援で虐待防止に取り組む	相澤 仁 山口 幸太郎 丸山 浩一 越田 謙治郎
21	週刊東洋経済 (6878) 2019-09-21 p.42-46	特集 虐待、保育園事故… 悲劇の真相を探る 子どもの命を守る；止まらない虐待	行政支援が届かない現実 知られざる児童虐待 子のしんどさを拾い、親の苦悩を受け止める 模索と実践を積み重ねてきた大阪・西成の児童虐待防止策	

22	社会安全・警察学 = Criminal justice and policing (5)	RISTEX研究プロジェクト 特集：シンポジウム 児 童虐待事案への刑事的 介入における多機関連 携	基調報告 児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題： 個人保護型捜査における関係機関との連携を中心に 児童相談所と警察の連携：児童相談所調査を踏まえて 子どもの司法面接・協同面接の現状と課題 児童虐待事案への検察の対応：他機関との連携を中心に パネルディスカッション 児童虐待とカナダ刑法43条 児童相談所派遣警察官の業務と機能：児童虐待対応を中心に	田村 正博 岡 聡志 仲 真紀子 酒井 邦彦 滝澤 依子,増井 敦,北村 博文 岡本 昌子 須賀 博志
23	社会保険旬報 (2760) 2019-09- 21 p.7-12	第19回地方から考える 「社会保障フォーラム」セ ミナー(上)地域共生社会 の推進、児童虐待対策を 解説	ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会 児童虐待：児童福祉法の改正で地方自治体がやるべきことは	唐澤 剛 成松 英範
24	小児科臨床 = Japanese journal of pediatrics 72(1) (通号 862)	ミニ特集 タバコの害から 子どもたちを守るために ：新型タバコの登場をふ まえ	誤飲事故も受動喫煙も児童虐待	齋藤 麗子
25	小児科臨床 = Japanese journal of pediatrics 72(1) (通号 874)	特集 虐待から子どもを 守るために：行政の児童 虐待防止制度の最近の 動き 特集 虐待から子どもを 守るために：虐待を受け た子どもと親への対応 特集 虐待から子どもを 守るために：診療時にお ける虐待の発見・初期対 応 特集 虐待から子どもを 守るために：妊娠期から 思春期までの虐待予防 特集 虐待から子どもを 守るために：虐待対応制 度との医療のかかわり	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正 する法律 判例 児童虐待を疑った通告者の責任(医療裁判の紹介)[最高裁平成 27.3.25決定] 児童相談所に権限のある子どもを守る制度 虐待を疑った時の初期対応 虐待を疑った時の問診・診察・検査・記載方法 特定妊婦への対応：産科・精神科・小児科の連携 虐待対応の医療システムの在り方(院内システム・医療間システム)	厚生労働省子ども家庭局家庭 福祉課虐待防止対策推進室 桑原 博道, 松本 龍馬 鈴木 聡 松浪 桂, 松岡 太郎 小橋 孝介 多門 裕貴, 立花 良之 木下 あゆみ
26	小児科診療 / 診 断と治療社 [編] 82(3)(通号 981)	特集 児童虐待：予防と 児童福祉の課題	小児のインバウンド医療：国境を越えて移動する子どもたち；インバ ウンド医療のトピックス	北野 尚美, 李 錦純, 中村 安秀
27	週刊東洋経済 (6878)	特集 虐待、保育園事故 … 悲劇の真相を探る 子 どもの命を守る：止まら ない虐待	子のしんどさを拾い、親の苦悩を受け止める 模索と実践を積み重ねて きた大阪・西成の児童虐待防止策	
28	週刊東洋経済 (6878)		行政支援が届かない現実 知られざる児童虐待	
29	総合教育技術 74(3)	虐待、いじめをどう防ぐ か 子どもを守る学校づく り；識者連続提言 虐待、 いじめから子どもを守る ために学校に何ができる か	児童虐待といじめの実態 虐待、いじめのサインを見逃さない 命を守る ために学校が果たすべき役割とは	
30	整形・災害外科	特集 小児整形外科の 最新知見 特集 産婦人科医が押さ えておくべき法・指針・医 療体制：これからの産婦 人科医療のために	児童虐待 母子保健法・児童福祉法	菊池 祐子 光田 信明

表4 2019年の児童虐待に関する論文

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

著者名	表題・雑誌名等
安部哲夫	「被害者学各論(第24回)児童虐待防止対策の現在と課題:児童福祉法・児童虐待防止法の改正後の状況を踏まえて」被害者学研究(29)pp.59-70
青柳千春・阿久澤智恵子・町田大輔・笠巻純一・鹿間久美子・佐光恵子	「小・中学校に勤務する養護教諭の児童虐待対応の現状と校内連携を図る際の困難感」日本養護教諭教育学会誌 22(2)pp.3-13
鮎田実	「アメリカ合衆国における児童虐待対策の再考」白門 71(839)pp.47-55
坂東春美・水谷真由美	「日本における乳児の他殺による死亡率の都道府県別分析:警視庁の犯罪統計2006年から2015年より」社会医学研究:日本社会医学会機関誌 36(1)pp.27-33
遠藤幸子・戸谷百合子・鈴木展子・矢藤誠慈郎	「保育士養成課程における保育保健教育のあり方に関する研究—保育所等に勤務する保育士及び看護師等が求める「子どもの保健」の教育内容—」岡崎大学・岡崎女子短期大学 研究紀要(52)pp.21-31
藤間公太・余田翔平	「一時保護後の親子分離を規定する要因:児童相談所虐待相談記録データを用いた探索的分析」家族社会学研究 31(2)pp.137-145
藤田香織	「新行行政不服審査法下における審理の実務:審理員の視点から(第7回)児童福祉法・児童虐待防止法に基づく各種処分に対する審査請求」判例地方自治(447)pp.90-94
藤原美輪	「『中学生の親性準備性学習の検討』—地域で育む関係性と児童虐待予防との関連要因—」最新社会福祉学研究(14)pp.21-31
林弘正	「近時の裁判事務における児童虐待事案の刑事法的一考察」武蔵野法学(10)pp.232-183
羽間京子・西慶子	「児童虐待と非行の関連に関する国内外の研究動向:2001年から2015年の英語文献と日本語文献の検討」生活指導研究(36)pp.119-132
羽間京子・西慶子・森伸子	「被虐待体験と重大事犯の関連:若年男子受刑者の調査から」生活指導研究(36)pp.83-94
星野豊	「教育と法(第126回)児童虐待防止法改正と学校等の役割」月刊高校教育 52(10)pp.100-103
蜂谷俊隆	「『月刊福祉』のはじまり『慈善』を読み解く(第11回)原胤昭『児童虐待防止事業』」月刊福祉 102(3)pp.56-59
何晴雨・倉持清美・馬場幸子	「中国における児童虐待の認識」東京学芸大学紀要 総合教育科学系 70(2)pp.53-60
衣斐哲臣	「家族療法・ミニレビュー 児童相談所の現在:改革と課題」家族療法研究 36(2)pp.198-202
一橋文哉	「事件エッセイ もう時効だから、すべて話そうか(第63回)令和時代に現れる新しい児童虐待と殺人犯」本の窓 42(5)pp.40-49
石橋昌雄	「教育の危機管理 児童虐待最前線」週刊教育資料(1517)pp.35-37
岩野卓・川村岳人・相澤仁・奥山眞紀子	「地方公共団体の児童虐待死検証に関連する要因の検討」子どもの虐待とネグレクト 20(3)pp.369-375
児童虐待防止対策に関する関係関係会議	「児童虐待防止対策の根本的強化について」政策特集(1569)pp.23-40
貝塚茂樹	「児童虐待防止法の改正案は検討の余地がある」週刊教育資料(1522)pp.52
姜暎来	「韓国における児童虐待犯罪対策の現状と課題」比較法雑誌 53(2)pp.215-240
唐澤剛	「ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会(第19回地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー(上)地域共生社会の推進、児童虐待対策を解説)」社会保険旬報(2760)pp.7-12
唐田順子・市江和子・濱松加寸子・山田和子	「産婦人科病院・診療所の助産師が「気になる親子」の情報を提供してから他機関との連携が発展するプロセス:—子ども虐待の発生予防を目指して—」日本看護研究学会雑誌 42(2)pp.219-2230
笠原正洋	「保育所における児童虐待防止のための個別の支援計画策定の留意点」中村学園大学発達支援センター研究紀要(10)
川松亮	「千葉・野田市児童虐待事件 連携と予防 子どもの命をまもるために:子どもの虹情報研修センター研究部長 川松亮さんに聞く」女性のひろば(482)pp.56-59
川崎二三彦	「世界の潮 児童虐待防止法の改正と変わらぬ対応現場の困難:いま必要なのは何か」世界(925)pp.23-26
木下真	「子ども研究 児童虐待と妊娠期からの危機」チャイルド・サイエンス 17 pp.12-15
清末愛砂	「シンガポールの児童虐待法制の考察:専門家の活用によるケアの拡充」国際公共政策研究 24(1)pp.29-36
厚生労働省	「18年度速報値 児童虐待16万件、最多更新:『心理的』2割増」厚生福祉(6508)pp.12-13
日下部修	「児童虐待:その社会背景と福祉・教育への展望」総合学術研究論集(9)pp.155-161
教育開発研究所	「“児童虐待”に立ち向かう:学校がしなければならないこと」教職研修 47(8)pp.76-78
牧瀬稔	「木曜連載 公民連携の可能性(7)日光市における多様な公民連携の現状と展望:児童虐待関係における公民連携の好事例」地方行政(10903)pp.2-5
松田恭寿	「特別講演 児童虐待と子育て支援:クリニックの立場から(第37回茨城県母性衛生学会学術集会)」茨城県母性衛生学会誌(37)pp.60-64
松村知佳・山崎靖人・中村紀子・小川厚	「性行為感染症の診断を契機に性的虐待を疑い包括的介入を行った14歳女兒例」福岡大学医学紀要 46(2)pp.113-117
三坂 彰彦	「教育問題法律相談(No.528)児童虐待への対策を強化するための法改正」週刊教育資料(1549)p43
本山景一・木村いづみ・田口幸子	「NEWSな済生人Interview 児童虐待のスペシャル医療チーム茨城県立子ども病院小児救急・集中治療科医長/集中治療室長 本山景一さん 成育在宅支援室主任(社会福祉司)木村いづみさん 『物言えぬ子ども』の代弁者として解決に向けて社会を動かす」済生 95(9)pp.6-9
村上靖彦	「映画にみる子ども虐待(6)児童虐待を再生産する組織について:『スポットライト』(2015年アメリカ、監督トム・マッカーシー)をめぐって」子どもの虐待とネグレクト 20(3)pp.334-338

明和政子	「止まらない『児童虐待』(第1回)比較認知発達科学の見地から ヒトの心が育つ環境」保育通信(773)pp.32-35
内藤千尋・田部絢子・石川衣紀・石井智也・能田昂・柴田真緒・神長涼・高松健太・高橋智	「北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と「子どもの権利擁護センター」の取り組み:スウェーデン・アイスランド・ノルウェーへの訪問調査から」東京学芸大学紀要 総合教育科学系 70(1) pp.265-279
南部さおり	「児童虐待死事件における法医学証拠の役割(加藤哲実教授古稀記念論文集)」法律論叢 91(6) pp.293-348
成松英範	「児童虐待:児童福祉法の改正で地方自治体ができるべきことは(第19回地方から考える『社会保障フォーラム』セミナー(上)地域共生社会の推進、児童虐待対策を解説)」社会保険旬報(2760) pp.13-19
新島一彦	「止まらない『児童虐待』(第2回)法律学の見地から 児童福祉法等改正のポイントと保育士の役割」保育通信(774)pp.20-24
新田司・吉村真理子	「学校現場における児童虐待への対応と課題について」千葉敬愛短期大学紀要(41) pp.39-46
尾田清貴	「児童虐待防止に向けた警察関与のあり方について(日本大学法学部創設百三十周年記念号)」日本法学 85(2) pp.658-619
緒方靖恵・横山美江	「経済格差と子どもの健康に関する文献的考察」大阪市立大学看護学雑誌(15) pp.17-25
大石千歳	「何を『児童虐待』とみなすのか?:冤罪という観点から児童虐待への認識の歴史的変遷や文化差および医学的診断の問題点について考える」東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要(54) pp.91-103
大澤絵里・尾島俊之・秋山有佳・山縣然太郎	「21世紀の日本における母子保健推進のための国民運動:健やか親子21」保健医療科学 68(1) pp.2-7
奥山幸子・西雄浩子	「児童虐待に関心のある看護学生の意識について:記述内容を学年比較して」日本看護学会論文集・看護教育 49 pp.131-134
小野田正利	「普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第381回)児童虐待は保護者対応問題と直結」内外教育(6728) pp.4-5
労働大学出版センター	「日本のうしお 世界のうしお 児童虐待を防ぐための法案審議はじまる 厳罰化で問題は解決するの?」まなぶ(749)pp.23-26
才村純	「児童福祉法、児童虐待防止法改正の概要と課題」人権のひろば 22(6) pp.21-24
齋藤真之介・加藤敏	「症例報告 精神遅滞を有する母親による殺人未遂の精神鑑定例:児童虐待およびその支援の観点から」最新精神医学 24(6) pp.469-477
笹川宏樹	「児童虐待の現状とリスク要因」心理臨床科学 9(1)pp.31-38
佐柳忠晴	「親権及び未成年後見と児童虐待:ドイツの法制と比較して」比較後見法制(10) pp.3-23
白井沙良子・勝盛宏・小澤亮・鹿島京子	「要保護児童対策地域協議会に参加することでみえた、小児科医の役割と強み」小児科診療 82(8) pp.1082-1086
総務省自治行政局住民制度課	「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適性な執行の徹底について」住民行政の窓(471) pp.77-79
杉山春	「止まらない『児童虐待』(第4回)児童虐待事件を取材して(2)DVの仕組みと児童虐待」保育通信(777) pp.9-12
杉山春	「止まらない『児童虐待』(第3回)児童虐待事件を取材して(1)目黒区事件の元養父は、家族をつくることに拘(こだわ)った」保育通信(776) pp.8-10
杉山春・菅間正道	「インタビュー杉山春さんに聞く児童虐待から読み解く家族と社会:負の連鎖を断ち切るため、私たちが考えるべきこと」人間と教育(104) pp.4-18
鈴井江三子・齋藤雅子・芳田茂樹・飯尾祐加・山名華代・中井祐一郎・岩崎千歳・大橋一友	「子どもをもつ女子受刑者の養育体験と未成年期の行動特徴」母性衛生 60(1) pp.118-127
鈴木秀洋	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正と実務に与える影響」自治研究 95(8) pp.76-96
鈴木秀洋	「児童虐待に立ち向かう自治体職員」地方自治職員研修 52(10) pp.12-14
正保正恵	「虐待予防教育としての家政・家庭科教育とバックキャストによるカリキュラム構築」福山市立大学教育学部研究紀要 7 pp.67-
周燕飛	「母親による児童虐待の発生要因に関する実証分析」医療と社会 29(1) pp.119-134
田吹和美	「高等学校家庭科における児童虐待予防教育の般化に向けての文献レビュー」大阪総合保育大学紀要(13) pp.149-156
田原俊司	「子ども健康相談室 児童虐待の判断基準について 児童虐待を受けていると思われる子どもの通報後の処遇の流れ」心とからだの健康 23(4) pp.33-38
竹原幸太	「児童虐待対策の変遷から見る未然予防の到達点と課題」東北公益文科大学総合研究論集 21(36) pp.47-61
竹浪昌史	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について」Research Bureau論究 16 pp.299-
滝川一廣	「(児童虐待)は増えているのか」敬心・研究ジャーナル 3(2) pp.1-8
田中文字子	「貧困・子ども・人権(第24回)地域・市民社会から考える『児童虐待』」ヒューマンライツ(377) pp.38-41
田家英二	「社会の変化と社会的養護」鶴見大学紀要(56) pp.53-58
徳嵩敦子	「戦前の児童虐待防止法について(2)その実態と法の意義(加納格先生退職記念号)」法政史学(91) pp.76-90
寅屋壽廣・高井由起子・西山直子	「児童虐待対応にかかる関係機関の連携に対する意識について:児童相談所職員アンケート調査から見えるもの」教育学論究(11) pp.57-69
坪内暁子	「福祉の現場から 児童虐待防止の事前策の強化:リスク要因の多角的分析と共助体制整備の必要性」地域ケアリング 21(14) pp.51-55
鶴田智子	「子ども・家庭支援におけるソーシャルワークの諸問題:児童虐待予防に関する先行研究を通して」明星大学通信制大学院研究紀要 18 pp.139-148
津崎哲郎	「児童虐待の根絶へ大人と社会は何をすべきか:体罰禁止は子どもと向き合う基本的な姿勢を大きく方向づけるものとして極めて重要な意味を持つ」公明(166) pp.46-51

津崎哲郎	『『社会による子育て』を考える 近年の児童虐待に関する社会的背景と社会の対応の変遷』児童養護 49 (4) pp.30-33
上野文枝	「保育者による子ども虐待及び不適切な保育の防止について:被措置児童等虐待対応ガイドラインを参考に」小田原短期大学研究紀要 (49) pp.267-276
梅本洋	「児童虐待の世代間連鎖と遺伝—環境相互作用」早稲田大学大学院文学研究科紀要 (64) pp.1248-1237
和田一郎	「行政における児童虐待防止政策の向上について」地方自治職員研修 52 (7) pp.50-52
鷺山拓男	「虐待予防は母子保健から:指導ではなく支援(第1回)児童虐待を予防するための母子保健」地域保健 50 (3) pp.62-65
鷺山拓男	「全件情報共有が問いかけるもの(特集 児童虐待防止における警察,検察,裁判所との関わり)」子どもの虐待とネグレクト 21 (3) pp.329-333
山脇由貴子	「集中OPINION 相次ぐ『児童虐待』で問われる児童相談所と医療機関の課題」集中 12 (11) pp.56-54
山脇由貴子・松井大助	「語る Interview 児童虐待を防ぐために学校にできること」月刊生徒指導 49 (8) pp.6-11
柳史生	「刑事立法の動き『児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律』の概要」刑事法ジャーナル 62 pp.95-115
吉田清久・丸山淳一	「深層NEWSの核心 児童虐待を無くすには」中央公論 133 (5) pp.212-215

## 執筆者一覧

※現所属【】内は担当章

### 研究代表者

増沢 高（子どもの虹情報研修センター）【I II III IV】

### 共同研究者

二村 郁美（子どもの虹情報研修センター）【II】

※（川村学園女子大学教育学部）

西岡 弥生（子どもの虹情報研修センター）【III IV 資料】

中垣 真通（子どもの虹情報研修センター）

村木 良孝（子どもの虹情報研修センター）【IV】

岡部 由茉（聖マリアンナ医科大学病院）【資料】

※（子どもの虹情報研修センター）

富樫 健太郎（藤沢相談支援ネットワーク）【資料】

※（子どもの虹情報研修センター）

富樫 真貴子（東洋英和女学院大学大学院 人間科学研究科）【資料】

※（子どもの虹情報研修センター）



令和元年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究  
社会的養護における子どもの喪失体験

令和2年11月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 増沢 高  
共同研究者 二村 郁美  
西岡 弥生  
中垣 真通  
村木 良孝  
岡部 由菜  
富樫健太郎  
富樫真貴子

印刷 (株)シーケン TEL. 045-893-5171

